

令和5年9月橋本市議会定例会会議録（第2号）

令和5年9月11日（月）

議事日程第2号

令和5年9月11日（月） 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

順番1	5番	阪本久代君	10
順番2	6番	高本勝次君	21
順番3	3番	岡本喜好君	34
順番4	7番	岡弘悟君	48
順番5	8番	田中博晃君	60
順番6	9番	堀内和久君	73

議員定数18名

出席議員18名

1番	森下伸吾君	2番	板橋真弓君
3番	岡本喜好君	4番	梅本知江君
5番	阪本久代君	6番	高本勝次君
7番	岡弘悟君	8番	田中博晃君
9番	堀内和久君	10番	垣内憲一君
11番	岡本安弘君	12番	小林弘君
13番	田中和仁君	14番	南出昌彦君
15番	辻本勉君	16番	土井裕美子君
17番	石橋英和君	18番	中本正人君

説明員職氏名

市長	平木哲朗君	副市長	小原秀紀君
教育長	今田実君	総合政策部長	土井加奈子君
総務部長	井上稔章君	経済推進部長	北岡慶久君
		農業委員会事務局長	
健康福祉部長	久保雅裕君	危機管理監	廣畑浩君
建設部長	西前克彦君	会計管理者	大岡久子君
上下水道部長	堤健君	教育部長	堀畑明秀君

消 防 長 永 井 智 之 君
選挙管理委員会事務局長 藤 岡 栄 次 君
財 政 課 長 三 浦 康 広 君

病院事務局長 池之内 正 行 君
監査委員事務局長 櫻 井 康 雄 君
政策企画課長 中 岡 勝 則 君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福 井 直 記
議事調査係長 長谷川 裕 子

議会事務局次長 笹 山 奨
書 記 諸 田 泰 己

(午前9時30分 開議)

○議長(森下伸吾君)おはようございます。
ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長(森下伸吾君)この際、報告いたします。

市長から令和5年9月6日付、橋総第198号をもって追加議案1件が提出されました。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願うことといたします。以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森下伸吾君)これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番 高本君、16番 土井君の2名を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(森下伸吾君)日程第2 一般質問を行います。今回の一般質問の通告者は16人です。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、5番 阪本君。

[5番(阪本久代君)登壇]

○5番(阪本久代君)おはようございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は3項目です。

まず、1項目め、介護保険料の引下げを。介護保険料の通知が届きましたが、高くてびっくりというのが本音です。第9期の介護保険料も検討する「橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・推進委員会」が開催されています。第8期と比べて高くなる要因、低くなる要因はどのようなものがありますか。

また、3月議会で介護給付費準備基金は、「第9期保険料以降、3年ごとの保険料算定時に1億円の取崩しを基本とする」との答弁でした。介護保険加入者は約2万人ですので、基準額で月138円の引下げとなり、これでは不十分です。大幅な取崩しを求めます。

2項目めです。投票する権利の保障を。

参政権は国民にとって重要な権利です。しかし、投票率が低いことが気になります。投票率を上げる一つとして、投票しやすい環境を整える必要があるのではないのでしょうか。投票所を増やすことを求めます。

3項目めです。マイナンバーカードの不安、払拭を。

マイナンバーカードをめぐる誤交付、誤登録などトラブルが多く報告されています。橋本市ではトラブルの報告はありませんか。

また、健康保険証は来年秋に廃止するということですが、国民健康保険加入者が不利益を受けない取組みをお考えですか。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君の質問項目1、介護保険料の引下げをに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）おはようございます。

介護保険料の引下げをについてお答えします。

現在本市では、橋本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定・推進委員会を開催し、第9期にあたる令和6年度から8年度までの3年間の事業計画について議論いただいているところです。

まず、第8期と比較して保険料が高くなる要因として、後期高齢者の増加に伴う介護サービス給付費の増加が考えられます。要介護認定を受けている人の約9割を後期高齢者が占めていることから、団塊の世代全てが後期高齢者となる2025年以降、認定者数が増加し、介護サービス給付費が増加する可能性があります。

また、第9期において特別養護老人ホームなどの介護施設が新たに開設される場合についても、介護サービス給付費が増加することとなるため、保険料が高くなる要因となります。

次に、保険料が低くなる要因についてですが、介護サービス受給者の減少に伴い、介護サービス給付費が減少していることが挙げられます。

65歳以上の被保険者は令和4年にピークを迎えて以降、概ね横ばいで推移していますが、介護サービス受給者は減少傾向にあります。平成28年度に開始した総合事業など、これまでの介護予防施策や健康増進の取組みなどによって健康づくりの意識が高まり、元気な高齢者が増えていることが減少の一因であると

考えます。しかしながら先ほど申し上げましたように、2025年以降、後期高齢者の増加による要介護認定者数の増加が見込まれているため、今後において介護サービス受給者が増加に転じることについて勘案する必要があります。

介護給付費準備基金の大幅な取崩しについてですが、介護給付費準備基金には、計画策定時点では想定していなかった急激な給付費の上昇に備えるなど、介護保険財政の安定を図るという重要な役割があります。

第9期の介護給付費準備基金の取崩し額については、本年3月でもご答弁させていただきましたとおり、1億円の取崩しを基本としながら、認定者数や介護サービス給付費について慎重に推計を重ね、保険料算定を行いたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）ご答弁ありがとうございます。

ご答弁の中で保険料が高くなる要因として、特別養護老人ホームなどの介護施設が新たに開設される場合とありました。具体的に開設の計画があるのでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

特別養護老人ホームなどの介護施設の整備にあたりましては、入所を希望する施設種別及び入所待機者数について精査をしております。広域的な整備状況も含めて、近隣自治体と情報共有をしながら判断を行うということになります。

整備の有無については、今後において法人や市民の皆さまへのアンケート結果、また施設の事業者などから意見及び令和6年度から

の介護サービスの受給状況を考慮しながら、施設整備の判断をしていくものと考えております。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）今のご答弁の中で待機者数とか、そういうのも勘案してということがありましたけれども、今現在としては待機者の方は、なかなか入れないぐらいたくさんの方の待機者があるということでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）待機者数は一定、一応申し込んでおこうという方もいらっしゃいます。また、真に入所が必要な方もいらっしゃいます。

ここ最近では、例えば国城寮なんかも定員が余ってございましたけれども、ほぼ満床に近いという状況も聞いておりますので、数については持ち合わせておりませんが、待機者数も一定いるという、そんな中でも希望をされているが実際は希望に至らないというケースもあると思っております。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）次に移ります。

先ほど、介護給付費準備基金のことなんですけれども、この推移を見ますと、第6期は3年目が一番多くて、3年間に約2億5,000万円、第7期も3年目が一番多くて、3年間に約5億7,000万円積み立っています。第8期は、現在3年目ですが、2年間で約3億円積み立っています。本来3年目は繰り入れてもおかしくないというか、1年目、2年目でためた分を3年目に足りなくなってそれを使うというふうにしてもおかしくはないはずなんですけれども、第6期、第7期とも3年目が一番多い。慎重に介護サービス給付費を推計された結果、介護保険料とかも決めておられるとは思いますが、結局、介護サービスの量を多めに推計されているか、介護給

付が受けにくくなっているのではないかなというふうに思っていますが、その辺はいかがですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）幾つかご質問がありましたが、まず3年目で大きく基金を積み立てているというところにおきましては、通常のお考え方の中に、1年目、2年目、3年目と右肩上がりでも推移していくというのが国全体とかの流れになっております。本市もそういった形で3年目一番高くなるであろうということで、2年目を基準として1年目は積み立て、2年目は標準的に、3年目は基金を取り崩して平準化を図っているというところなんですけれども、近年の給付需要数を見てもまずと横ばいで推移しておりますので、3年目が一番高くなってしまっているというのがそこに傾向があります。

受給量の見誤りといいますか、過大に給付しているという点につきましては、まず介護保険の給付の算定にあたりましては、計画を立てる前に市民アンケートとかも取りまして、実態調査をさせていただいております。それに基づいて給付費等の考慮をしております。様々な推計を行いながら慎重に算定をしているところです。しかし、推計の中には例えば死亡者数とか転出者数、また新たに認定を受ける方の人数とかというのは正確には数字を推計するのは困難ですし、介護予防は介護給付費の適正化の結果の効果、成果についても同様に推計することが困難です。

特に第7期の保険料の大きく余剰が生じた点につきましては、計画策定時点においては介護保険の制度の開始以来、初めて給付費の鈍化が起こった時期でもあり、そのような推計が非常に困難な時期にあたりました。保険料が抑制されている要因が重なった結果であり、その時点での算定に誤りがあったとは思

っておりません。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）算定は間違っていないか
ったということではありますけれども、結果
的にはかなり余ってしまっていると。第5期
まではそんなに積立てもしていなくて、普通
に順調に制度設計どおりにいっていたと思う
んですけど、とにかく第6期からかなり余る
ようになっていくというのが事実です、基金
を見ているとね。

それで、3月議会で、例えば第何々期で余
った分は次期の計画のときに繰り入れるとい
うのが基本と国からもお示しいただいてい
るとご答弁がありました。第9期に第8期で余
った分を繰り入れるのが基本ということす
けども、第8期は進行中なので、第6期、第
7期で余った分を第9期で繰り入れるとい
うことをしていただきたいと思うんですけれ
ども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）基金を積み立
てた分を大幅に取り崩すというところにつ
きましては、本市においては今後人口減少に
伴いますけれども、後期高齢者は現状の1万
2,000人をほぼ推移していくということで、令
和12年が一番ピークを迎え、その後も令和17
年では1万2,611人、さらに令和22年でも1万
1,945人ということで、非常に後期高齢者の占
める割合というのが多いわけでございます。
一気に基金を取り崩してしまいますと、確
かにその期における保険料は抑制できるん
ですけども、次に迎える計画において介護給
付が増加に転じた場合、保険料も合わせて大
幅に値上げしていく必要も出てきます。

そういったことを考慮しまして、次期の計
画については今1億円を基本としておりま
すけれども、その辺も含めて勘案しながら
慎重に判断していきたいと思っています。健康福

祉部の中では、先ほど言ったように国が示
す次期計画において取り崩すという趣旨から
考えますと、1億円ではなかなか少ないか
なとは思っておりますので、上積みも含め
ながら考えておるところです。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）実際にこれから推計
されるので、基金を繰り入れなかったらど
うなるかというところ辺りもまだまだ分
からない点ですし、1回目の策定委員会を
傍聴したときも、年明けに初めて介護保
険料のことが出てくるといふように言わ
れていました。なんですけれども、介護保
険の場合、医療保険だったら保険証を出
したらどこでも診てもらえるけれども、
介護保険の場合はまず認定を受けな
いと介護が受けられないし、生涯介護サ
ービスを使わないという場合も多々あり
ます。それで余計に介護保険料が高いと
感じるとうか、使わなかったら何か還元
してほしいというような声もあるぐらい
です。

今基準額を見ますと、第7期が6,630
円、第8期が6,300円、第8期のときは、
何も基金を繰り入れなくても下がったか
ら基金を繰り入れませんでしたというふ
うなご答弁を前に頂いているんですけれ
ども、ただ、今物価高騰もすごいですし、
その物価高騰に見合うだけの年金引上げ
にもなっていません。ちょっとしか年金
は上がらなかったの。少なくとも高齢者
の生活を守るという点からも、大幅な引
下げになるように、引き下げたという
ふうな実感があるような感じになるよう
に推計とかもしてもらいたいし、また、
いろんな例、これだけ入れたらどうの
こうのとかいうようなことも含めて、い
ろんな場合を出して策定委員会の中
でも検討してもらいたいと思うんです
けれども、その辺はいかがですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

まず、介護保険の給付費と保険料につきましては、あくまでも介護保険の制度の中での保険料の算定ですので、今の社会的要因、物価高騰とかその辺につきましては考慮しないというのが基本となっております。そんな中でも議員おっしゃったように、下がったと実感できるという部分につきましては、考慮はしないんですけれども、そういったことも分かるような形で実感できてもらえれば一番我々もありがたいとは思っておりますが、基本につきましては、あくまで制度の中での保険料の算出ということでご理解願いたいと思います。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）制度は制度なんですけど、ただ、それで言ったら3年間に必要な分を推計して、その中で保険料を決めているわけだから、それで残った分はやっぱり次の期に使うというのが基本になると思うんです。制度ですというふうに言ってしまったら、65歳の方が3年間で全ての方がお亡くなりになって、それで終わるというわけではないからずっと継続はしていくんですけれども、3年ごとのくくりでやっている保険料ですから、確かに基金を繰り入れて、どさっと下がって、次は上がってって、それも確かに何でやということにもなることは分かるんですけれども、その辺も含めて、アンケートって取られていますけど、そういうことも含めてアンケートを取っていただきたいと思うんですけど、その辺はいかがですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）アンケートの調査につきましては、策定委員会の中で方向性を決めていただいて承認を頂きながら、こちらの提案もしながらということで進めてお

ります。確かにおっしゃるとおり国の指示がありますように、基金につきましては速やかに積み立てた分は次の期で返すというのが基本です。それは我々も認識しながらということですが、先ほど言ったように本市の特徴として、ずっと後期高齢者が維持されていく、若人が減っていくという中で慎重に基金の取崩しは判断していきたいと、国の意向も十分考慮しながら慎重に判断していきたいというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）引下げの実感があるように、ぜひともよろしく願いいたします。

次に移ります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、投票する権利の保障をに対する答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）皆さん、おはようございます。

投票する権利の保障についてお答えします。

本市では、46箇所の当日投票所と1箇所の期日前投票所を設置して、各種選挙事務を執行しています。

投票所については、学校、公民館等の公共施設や地元自治会の集会所等を利用させていただいているところです。

合併後の平成19年4月の市議会議員一般選挙では、当日有権者数が約5万5,000人でしたが、令和5年4月の市議会議員一般選挙では、当日有権者数が約5万1,000人となり、約4,000人減少しています。

今後とも人口減少が予想される中、現時点においては、投票所数を増やすことは考えていません。

しかしながら、投票所ごとの有権者数に不均衡が生じていることや一部の投票所では施

設の取壊し予定もあることから、地域の意見を聞きながら、有権者の利便性や投票機会の確保等の観点から、今後も投票所の配置や在り方を検討してまいります。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）まず、この質問を何でしようと思ったのかといいますと、令和5年4月23日執行の市議会議員選挙では、全体の投票率は50.96%でした。46ある投票所の中で平均以下は14箇所、最低が菖蒲谷区民会館の36.45%、次が、垂井ふれあい会館の37.41%でした。

令和4年3月20日執行の市長選挙では、全体の投票率が54.41%、平均以下は17箇所、最低が菖蒲谷区民会館の43.79%、垂井ふれあい会館は下から5番目の48.47%でした。

平成31年4月21日執行の市議会議員選挙では、全体の投票率が58.31%、平均以下は12箇所、最低が菖蒲谷区民会館の43.04%、次が垂井ふれあい会館の44.87%でした。

なぜ菖蒲谷区民会館と垂井ふれあい会館の投票率が低いのかと考えますと、菖蒲谷区民会館は、菖蒲谷、みゆき台、さつき台から投票に行くんですけれども、まずさつき台から投票に行くというのは行きにくいのではないかと。また、垂井ふれあい会館は、垂井、あやの台から投票に行くのですが、あやの台からは行きにくいのではないかなというふうに考えました。

そこで、具体的にさつき台、あやの台に投票所をつくれないうらるかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）投票率が低いというのは、投票所が分かりにく

いとか行きにくいとか、からではないのですかとのご質問でございます。

まず、投票率が低い理由としては、それ以外にもいろいろな理由があると思います。今議員がおっしゃられたことも一つの理由であろうと私は思います。

投票所が分かりにくいということに関しては、過去に選挙管理委員会へ話を頂いたこともありまして、その対策として、投票所入場券を郵送する際に投票所への場所が分かる位置図を同封しております。現在も継続して行っております。

また、投票所を示す看板であるとか、道順が分かる矢印等を設置し、できるだけ場所が分かりやすいように工夫しながら対応をしているところです。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）平成31年3月議会で同僚議員が質問をされています。そのときのご答弁では、旧自治省選挙部長通知に基づいて投票所の増設を進めているが、住宅開発地の中に投票所がないところで選挙人の数が2,000人以上、かつ投票所が2km以上離れているところは一つもない。しかし、選挙管理委員会としては、選挙人数が増加傾向の地区もあることから、選挙人の利便性の向上を図るため、選挙人数の動向を注視しながら検討を進めてまいりたいと答弁されています。このときもやっぱり同じ場所のことで質問をされています。

平成31年3月議会ですので、その後、どう検討されましたか。

○議長（森下伸吾君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）ただ今ご質問いただいたように、投票所の配置というのは1投票所当たりの有権者数、地勢、その他の事情を考慮して、投票事務能力の許

す範囲内において決定すべきものとされております。

質問のあった時点では、再検討の基準には達していない状況であったため、今後の動向を注視しながら検討を進めていくと答弁しております。

その後、各選挙人名簿登録時等にはその都度確認をしながら、委員会の中で選挙人の数等推移を見守っている中で、一応基準に達したらその辺を再検討して増設にしていくというふうな考えで、委員会の中で検討はしているところです。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）基準に達したら、要するに増やすことも検討するという答弁だったと思うんですけども、あやの台についてはどんどんどんどん人口も増えていきますし、ぜひとも達する前からも検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）達したから検討するというような答弁させてもらいましたけども、選挙人の数、あやの台第19投票区でしたら徐々にですけども増えていって、今後も増える可能性が高いというところでは、選挙管理委員会の中では投票所の増設、増設というんですか、分割というかな、そういうのは考えさせていただいております。それは当然ですけども、検討のほうは引き続きしているところでございます。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）よろしくお願ひします。

投票率をずっと見ていますと、新しく転入されてきたところも意外と少ない。でも、その一方で、今までは投票率が高かったけれども、高齢化が進んでいる地域なんかも投票率が徐々に下がってきているのではないかなと

いうふうに、それは私の感想ですけど思いません。

それで、基準はあるということなんですけれども、今後選挙人の数にこだわらず、投票所の設置ということを考えていけないときが来るのではないかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）投票所の増設とかにつきましては、当然というか、基準として国の通達、通知を参考にさせていただいているところです。今後、爆発的に人口が増えるというようなことは考えられませんが、どんどん選挙人の数も減っていくというようなことがあろうかと思ひます。そのような場合には、投票所を統廃合というんですか、分割もしたり統廃合もしたりとかというふうなことも、当然これから考えていかないかんことだし、そういう時代が来ると思ひます。

ですんで、選挙人の人数に関係なくというんですか、全体を見ながら、今むちゃくちゃ多いところも、むちゃくちゃ少ない投票所もありますので、その辺は委員会の中で適正に考えていきたいと思ひます。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）今統廃合というか、そういうこともおっしゃったんですけども、人数が少ないからといって投票所をなくしたら、余計に投票しにくくなるということもありますので、その辺のフォローといいますか、どの人も投票に行けるように、きっちり選挙に行けるようにということを保障するための、いろいろと検討はされてきているとは思ひますけども、やっぱり高齢化の進んだ新しい時代に合った投票の仕方といいますか、そういうことも検討していくべきではないかな

と。今までも何人の方が、期日前投票も含めていろいろ質問をされています。そういうことも含めて投票しやすい環境、場所だけじゃなくいろいろなことも含めていろいろ考えていかなければいけないのではないかなと思うんですけど、その辺で考えておられることを教えてください。

○議長（森下伸吾君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）投票に行きたいけど行けない方とかという方も、これから出てくると思います。公職選挙法の制度の中で、まず投票所へ行けないという方に対しましては、障がいとかがあつて投票所へ行けないという方につきましては、郵便投票制度というのがございます。ただし、要介護が5であるとか、障害者手帳の1級、2級の方、障害の種別ありというような規定になっておりますが、利用していただいている方は何人かいらっしゃいます。

そして、現在、要介護5ってかなりきついですけど、橋本市も入っているんですけど、和歌山県都市選挙管理委員会連絡協議会とかって和歌山県の選管の寄り合いなんですけども、そういうところから国のほうへ、要介護5というのはあれなんで要介護の3までに変更していただくというような要望は国へしておる途中です。

それとあと、入院とか入所とか、介護施設等に入所とかをされている方につきましては、和歌山県の選挙管理委員会に認められた施設であれば、その病院とか施設の中で不在者投票というものができるようになっています。

それとあともう一点は、選挙期間中に橋本市の選挙人であるんですが、橋本市に滞在していない、よその他府県に滞在しておるとか、大学とか他府県、住所は橋本市にあるんですが、行っている方につきましては、一定の手

続きをすることによりまして、滞在しておる他市町村の選管で投票できるというような制度もございます。

あと、移動支援というんですか、投票に行けない方をどうにかする、行っていただけるようにするというようなことにつきましては、どなたを対象とするのか、どこで線引きするのか、またどのような方法で行うか、それは公平性が保たれているのかというところを考慮して、先行して実施しておる他市町村の取組み等事例もありますので、選挙管理委員会の中で検討していく必要があると考えております。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）今いろいろ方法はあるというご説明でしたけれども、知っている人は知っているし知らない人は知らないというか、周知徹底というところでは言ったらかなりまだまだ課題があるのではないかなと思いますので、問合せがあれば多分選管も答えていただいていると思うんですけども、ホームページに載せるだけじゃなくて、ほかの方法でもふだんから知らせていくというか、そういうところをよろしくお願いします。

あと、移動支援のほうはまだまだこれからの検討であるということだと思っておりますけれども、やっぱりすごく大事なことになっていくと思いますので、早急な検討をよろしくお願いします。

次に移ります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目3、マイナンバーカードの不安払拭をに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（井上稔章君）登壇〕

○総務部長（井上稔章君）マイナンバーカードの不安、払拭をについてお答えします。

議員おただしのおり、マイナンバーカー

ドに関するトラブルが相次いで報道されているところですが、本市におきましては、マイナンバーカードの誤交付やコンビニでの証明書の誤交付、また市役所で登録された方のマイナポイントの誤登録などのトラブルの発生や報告はありません。

次に、健康保険証の廃止に伴う国民健康保険加入者への対応ですが、本年6月9日に、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、令和6年秋以降は紙やカードの健康保険証は廃止され、マイナンバーカードを健康保険証として利用することになります。

おただしの国民健康保険加入者が不利益を受けない取組みとして、令和6年秋より前に交付された国民健康保険証は有効期限まで使用できます。

また、マイナンバーカードの取得を希望しない方やマイナンバーカードの申請が困難な方、またマイナンバーカードと健康保険証をひもづけしていない方などには、確実に必要な保険診療が受けられるよう資格確認書を交付します。

国民健康保険の加入者が不利益を受けないよう対応してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君、再質問ありますか。

5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）今マイナンバーカードの誤交付やコンビニでの証明書の誤交付、また市役所で登録された方のマイナポイントの誤登録などのトラブルの発生や報告はないというご答弁でした。いろいろマスコミとかで言われているのでいえば、マイナンバーカードを作るときの写真の撮り直しであるとか、あと、更新の時期に来ている方もあると思う

んですけども、その更新時のトラブルなどの報告はありませんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）ただ今のご質問ですが、顔写真の不備のためのトラブル、トラブルと呼ぶかどうかというところもあると思うんですが、これにつきましては、基本的にはご本人さんが登録されておるところで、ご本人さんに対して通知が行きます。

市役所で対応した分、いわゆる出張申請等で写真を撮って申請のサポートをさせていただいた方については、また市役所に来て、「こんな来たんや」ってご相談いただけるので、それについては対応させていただけるんですが、それ以外のご自身で自分で対応したよとか、スマホで送ったよとかという分については対応できていません。

市役所に来られる方なんですけど、月に数件、年間でも数えるほどという程度のトラブルの報告はございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）分かりました。今もう一つ聞いたので答弁もれなんですけど、更新の時期にも、5年たったら更新しないといけないということで、更新についてのトラブルなどの報告はありませんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）更新に関するトラブルにつきましても、基本的に更新の時期が参りますと、国のほうから更新の手続きをしてくださいと3か月前に通知が送られることとなります。この通知がなかなか見落として「着いてなかったよ」というようなお話を頂戴するケースですとか、更新を送られても、実際に住まれているご住所に送るような形にはなっていないものですから、住民票上のところ送られます。そうすると戻ってくるよ

うな形になるんですけども、基本的にそれは市役所のほうに届くような仕組みになってございまして、市役所から住所のほうに送ると転送されるケース、国から送る分は転送不要になっていますので、転送されて通知が行くというような流れになっております。

その件数につきましては、これにつきましても、ほとんどない、月に数件あるかどうかというところだというふうに聞いておりますのと、3か月に1度、本市のほうからも更新の通知については送らせてもらうような形を取っておりますので、トラブルとなっているようなケースはないと今では認識しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）そしたら、通知は行っていると。その後に更新する意思はあるんだけれども、例えば通知を見落としとかその他もろもろで、自分自身の不注意とかで更新を忘れたというときはどうなるんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）基本的に更新を忘れて遅れて来られたとしても、対応は可能です。ですが、基本的には5年で更新に通常の場合はなるんですけども、5回目の誕生日を迎える日を過ぎて更新を忘れた以降については、実際更新をする日までは電子証明等が使えないという状況にはなりますが、更新の手続きに来ていただいたらそのタイミングで更新することは可能です。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）そうしましたら、例えばコンビニに行って住民票を取ろうと思ったら取れない、更新を忘れてたわということで市役所に行ったら対応してもらえんということよろしいでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）はい、そのとおりです。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）あとまた、今いろんなマスコミとかで出ていることでいえば、マイナンバーカードの申請はしたけれども、出来上がった時期にまだ取りに来ていないという方が県でこだけありますとかっていろいろ発表があるんですけども、橋本市の場合は取りに来ていない人というのは、実際にはどのぐらいあるんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）先週の末、9月8日の時点で590件となっております。これは通常の申請をした方が取りに来られていない分も含めての数字となっております。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）今の答弁で、通常に申請した人も含めてという、その辺の意味がもうひとつよく分からなかったの、もう一度説明をお願いします。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）通常申請しまして、それで1か月、2か月してから受け取りというところになってくるんですけども、マイナンバーカードを先月ないし先々月に申請したよという方ですね、取りに来られないって、継続的に来られてない人も入っておれば、本来受け取るタイミングが今なんですけれども、そのタイミングで取りに来られてない方も含めてという意味でご説明申し上げました。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）ありがとうございます。

次に、国民健康保険のほうに移ります。現在国民健康保険加入者のうち、マイナンバーカードとひもづけされているのはどのぐらいですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）お答えします。

現在、国民健康保険7月末時点の数字になるんですけども、被保険者数は1万3,568人、ひもづけされている方が9,110名ということで、67%のひもづけ率というふうになっております。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）ありがとうございます。

全国的なトラブルの報告としては、お医者さんに行って負担割合が違う、本当は2割なのに3割に出たとかというそういう例とかも発表されているんですけども、国保の場合は皆さん3割だからあまりそういうことはないかなとは思いますが、子どもの医療費は無料になっておりますし、その辺でトラブルとかの報告はありませんでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）子ども医療とか福祉医療の関係ですけれども、現在のところはトラブルがありません。基本的には、マイナンバーカードも含む保険証と乳幼児の受給者証等をセットで医療機関の窓口で提示しますので、そちらで確認していただいております。もし万が一、誤った負担割合で請求されますと、こども課とか担当部署のほうで全てはじくことになっておりますので、過誤返戻ということで医療機関のほうに通知させていただく予定となっております。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）ありがとうございます。

ここで市民病院にお尋ねします。

市民病院でもマイナ保険証も使われていると思うんですけども、今までのところでマイナ保健証に関してのトラブルの報告はありませんか。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）ただ今のお

ただしのお答えをさせていただきます。

現時点では、大きなトラブル等はあったという報告はございません。そもそものところで、現時点での利用者数のほうがまだかなり少ないということで、4月以降の義務化になってからの部分に関しては、1日当たりですけども2.9件というふうな形でなっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）ちょっと聞きもらしたんでごめんなさい。4月以降でいうと、1日当たりで2.9件、二、三件ということでよろしいですか。

○病院事務局長（池之内正行君）はい。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）そしたら、ほとんどまだ使われてないみたいなものですね、まだね、市民病院では。

○議長（森下伸吾君）病院事務局長。

○病院事務局長（池之内正行君）大変申し訳ございません。訂正のほうをさせていただきます。

義務化以前が1日当たり2.9件ということで、4月以降の義務化になってからの分に関しては16件ということで、訂正のほうをさせていただきます。

その中で、現時点では大きなトラブルがあったというふうな報告はございません。

以上です。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）分かりました。でも、来年の秋以降は、この秋というのもいつからというのがまだ発表されていないという、まだまだ不透明なところがあるんですけど、現在の健康保険証が廃止されるということになっています。現在でもマイナ保険証を持って行くだけじゃなくて、健康保険証も持参した

ほうが確実といいますか、負担割合その他でいえば確実というのが現状ではないかと思うんです。また、マイナンバーカードの取得を希望しない方、申請が困難な方、また、マイナンバーカードは持っているけど健康保険証とひもづけしていない方などには資格確認書を交付するというのですが、こういう手間もお金もかかることをするんじゃないかと、健康保険証の廃止を中止したほうが、国民健康保険の加入者にとっても不利益を受けないことになるのではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）健康保険証の制度設計につきましては、国のほうで設計しております。個々の保険者がそういった個別の判断をすることができないことから、国において慎重に判断されるべきものと考えております。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）これは国の決めることだとおっしゃるかもしれないけれども、市民が不利益にならないように、マイナンバーカードを作るか作らないかは任意で一人ひとりの考えによるものですから、そこは大事にしながら、だから強制になってはいけないと思うんです。

それで、国がやることではあるけれども、一人ひとりの市民が不利益にならないようにしていくというのは市の役割でもあると思うんです。だから、その辺でいろいろと国に対して意見を言っていくことはできると思うんですけれど、その辺はいかがですか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）マイナンバーカードを作っている方、また作られていない方、いろんな様々な方がおられます。そういった方全ての方が不利益を受けないようにし

ていくのが国や行政の務めだと思っておりますので、引き続き国や県への要望事項の中に、スムーズな受診につながるように要望のほうはしていきたいと思っています。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君。

○5番（阪本久代君）ちょっと何か違うような気もするけど、とにかく不利益にならないようにだけはよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（森下伸吾君）5番 阪本君の質問は終わりました。

この際、10時35分まで休憩をいたします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、6番 高本君。

〔6番（高本勝次君）登壇〕

○6番（高本勝次君）それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

まず一点目ですが、市役所窓口で軟骨伝導イヤホンの設置をと。聞き慣れない言葉と思いますが。

市役所の窓口では耳が聞こえにくい高齢者や難聴者との会話のとき、どうしても声が大きくなり、個人情報周りの人に伝わってしまう問題が起こっています。私自身も高齢者の方と同行した際、相談窓口で同様の経験をしていました。こうした問題を解決すべく、軟骨伝導イヤホンが導入され、難聴者との会話サポートが始まっています。

軟骨伝導イヤホンは、骨伝導と同様、耳を塞がずに音を聞くことができる上、骨を圧迫することなく、音の立体感を損なわない特徴があるものです。

1台約2万円台で購入できるものであって、

東京都狛江市が全国で初めて導入しています。松原俊雄狛江市長は、「軟骨伝導イヤホンは安価で取り扱いやすいため、購入を決めた」と話しています。

本市でも、難聴の方が安心して窓口で会話できるように、ぜひ導入されるよう提案いたします。

二点目ですが、学校給食の無償化をです。

一つ目、学校給食法第1条では、「子どもにとってかけがえのない大切な学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの。また、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うこと」などが明記されています。さらに第2条では、学校給食の目標として、「適切な栄養の接種による健康の保持増進を図ること」など7項目が挙げられています。学校給食が教育の一環であることを明確に規定し、学習指導要領にも明記されています。

これらについてどのように受け止めておられるのかお尋ねします。

二点目ですが、2017年、文部科学省が行った調査では、学校給食の無償化等の実施状況及び完全給食の実施状況の調査をした結果、以下のような無償化の成果があったことが報告されています。

児童生徒については、「栄養バランスのよい食事の摂取や残食を減らす意識の向上」や「給食費が未納・滞納であることに対する心理的負担の解消」。さらに保護者については、「経済的負担の軽減、安心して子育てができる環境の享受」や「親子で食育について話し合う機会の増加、教育への関心の増加」など。学校・教職員については、「食育の指導に関する意識の向上」などが挙げられています。

このように、無償化は単に経済的支援につながるだけでなく、子どもたちが生涯にわたって食生活を営む上で重要な学びを保障することにも通じるものであり、教育上も重要な

施策であることは明らかであると考えますが、当局の見解をお尋ねします。

大きな三点目ですが、自衛隊の募集事務に関する資料提出を問うということで、本市は、毎年、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し、必要となる情報（氏名、住所、生年月日、性別）に関する資料を自衛隊に提出しています。名簿対象者の当事者である本人の了解なしに個人情報自衛隊に提出する根拠について、当局の見解をお尋ねします。

大きな項目四つ目ですが、高齢者への住宅火災警報器設置補助金制度の提案です。

橋本市消防本部のホームページによると、平成15年以降、住宅火災における死者が全国で1,000人を突破しており、そのうちの約6割が高齢者です。また、原因別に見ると、死者数の約6割が逃げ遅れによるもので、今後高齢化社会の進展によりさらに増加するおそれがあるとのことです。

本市でも、以前に高野口町で高齢者が火災で亡くなられています。本市での高齢者宅の火災警報器設置率は把握されていますか。

本市における火災警報器設置については、障がい者等に、日常生活用具給付等事業実施要綱によって補助金制度があります。全国的には、年齢と所得制限があるものの、高齢者世帯を対象に補助金制度を実施している自治体があります。

例えば、愛知県津島市では、独り暮らし老人で上限3,000円、千葉県旭市では、75歳以上で上限5,000円、岐阜県高山市では、65歳以上の独り暮らしで上限6,000円、群馬県藤岡市では、住民税非課税高齢者で上限5,000円の補助金制度があります。

そのほかにも多数ございますが、本市における高齢者住宅への火災警報器設置補助金制度実施提案をいたしたいと思います。

壇上からの質問はこれで終わります。どう

ぞ御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君の質問項目1、市役所窓口で軟骨伝導イヤホンの設置をに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）市役所窓口で軟骨伝導イヤホンの設置をについてお答えします。

軟骨伝導は、耳の入り口付近にある軟骨に振動を与えると耳の中に音源が発生し、そこから空気の波を通じて鼓膜が震え、音が聞こえる仕組みのことで、一般的な音の伝わり方である空気の振動により鼓膜が震えて音を聞く気導、頭蓋骨の振動を音として脳に届く骨伝導に次ぐ第3の聴覚経路と呼ばれています。

本市では、耳が聞こえにくい高齢者や難聴者との窓口での会話について、保健福祉センター開設に合わせ、センター内の福祉課、いきいき健康課、また、本庁舎内の保険年金課のそれぞれの窓口でカウンター型磁気ループ補聴システムを設置するとともに、筆談などの希望を申し出やすいように本年1月より全ての部署に耳マークを設置しています。また現在窓口対応の筆談ボードの準備も進めるなど、聞こえにくい方が利用しやすい窓口を心がけているところです。

議員ご提案の軟骨伝導イヤホンの導入については、窓口対応や既存の補聴システムなど、状況を見ながら検討したいと考えます。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君、再質問ありますか。

6番 高本君。

○6番（高本勝次君）それでは、はじめに一つお聞きします。

福祉課、いきいき健康課、保険年金課のそれぞれの窓口でカウンター型磁気ループ補聴システムの設置、また全ての部署に耳マーク

を設置、そして窓口対応の筆談ボードの準備を進めておられるご答弁を頂きましたが、難聴者の皆さんのために何とか対応をしようという取組み、その辺ではありがたいと思っています。よろしくお願ひします。

高齢化が進む中で各地域に高齢性難聴者が増えつつあるのではないのでしょうか。普通に窓口で会話ができるように、一々筆談をしなくてもいけるように、軟骨伝導イヤホンの設置を提案しております。公民館等の公共施設にも設置しておけば、難聴者の皆さんからどれほど喜ばれることかと思ひます。価格も1台3万円弱と聞いています。公民館に設置するだけでも僅かな予算で済むと思ひますが、いかがでしょうか。

そして、東京都狛江市は2台を購入したら難聴者の皆さんから好評だったということで、引き続き広げていこうとしています。

私がメーカーに問い合わせると、試しに使用していただく貸出しもしているとのことですので、ぜひその辺では対応していただけないでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）まずはじめに、和歌山県内におきましても、例えば磁気ループの補聴システムが、通常でしたら1台のところ本市においては既に3台とか、それから保健福祉センターの3階には、会場に磁気ループの装備を備えているということで、先進的に磁気ループの導入は行っています。

現在必要に応じて各三つの部署では、来庁者の方が来られたときに、磁気ループの必要性のある方についてはそれを利用して使っているところです。

各公民館等につきましては、現在調査を行ったところ、確かにあればいいと思ひますけれども、特に個人情報でもれたりするようなやり取りもあまりないことから、特に導

入というところには至っておりません。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）似た質問になるんですが、本市が使用しているカウンター式磁気ループは、福祉センター建設のときに設置したとき、1台約28万円だったそうでありますが、現在市役所には4台設置しておるということであります。これを1台設置する経費で軟骨伝導イヤホンを10台購入できるということで、ご答弁を今頂きましたが、公民館等で設置すれば10箇所を設置できるようなことでございます。

難聴者の皆さんに喜んでいただけるために、ぜひとも考えていただきたいところなんです。メーカーからも先ほど言いましたように試しに使用していただくということもありますので、現物を見ておられないこともありますのでなかなかお考えは難しいところがあると思いますが、ぜひともその辺、試しに使用していただくことから始めたらどうでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

メーカーさんから現物を貸していただいて使ってみてはというところがございますけれども、今現在、健康福祉部では磁気ループがございますので、その買換え時期等が来ましたら導入も検討したいと思いますが、磁気ループにつきましてはメリットがあります。既に補聴器を使っている方はそのままの体制で聞こえることができますが、逆に軟骨伝導に買い換えてしまいますと、一々といいますか、その都度都度、耳に付け替えていただかないところでもありますし、現在故障もせず、皆さんにご利用いただいている部分がありますので、健康福祉部内につきましては、次の買換え時期に一旦、試しに借りたいとは

思っておりますが、直ちに借りて導入かというところについてはまだ至っておりません。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）実際、私も補聴器をつけておりますが、高齢者で補聴器を持っておられない難聴者は本当に少なくありません。補聴器は本当に高い買物でございます。補聴器購入費用に補助金をと、これまでの私の質問をしてまいりましたが、難聴者の皆さんがせめて公民館の公共施設の窓口に来られたときぐらい筆談でなく、何とか普通に会話できるようなふうにしてあげてほしいと思いますが、その辺ご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）先ほども言いましたように、公民館等につきましてもどういった場面で必要がありましたかというところでは、特段必要がなかったというところでは回答を得ておりますので、すぐに各公民館に配備するというところにつきましては、まだ今のところは考えておりません。性能とか、それから全国の配備状況とかも見ながら考えたいとは思っております。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたら、もう一つお聞きしたいんですが、こんな問題もあるんじゃないかと思いますが、難聴になっている高齢者は出かけたときにどうしても会話することがおっくうになってしまうという現状がございます。少なくありません。出かけることが少なくなると、結局回り回って難聴が認知症にもつながっていくようなこととなります。そんな意味で介護予防につながっていくことにもなりますし、そういう意味でも見ていただいて、安い購入でもあるので、先ほどもご答弁いただいておりますが、何とか軟骨伝導イヤホンを使用できるような方向でくれぐれもご検討していただけたらと思うんで

すが、私も補聴器を使っているのでよく分かるんです。ぜひその辺でご意見を、ひとつよろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）軟骨伝導イヤホンは、非常に素晴らしい開発だというふうに私も思っております。こういったものを積極的に導入しているところもございますけれども、本市におきましてこういった新たな伝達システムといいますか、補聴システムがあるということは、各職場におきまして、こういうのがありますよというのはお知らせしていきたいと思えます。またその場その場の各課の判断におきまして、必要かどうかというのは判断されるというふうに思っております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）くれぐれも検討していただいて、何とか難聴者の皆さんが本当に日常生活、市役所へ行くときとか公共施設へ行くときぐらい気にしないで出かけられるような、そういうふうな形をつくっていただきたいと思えますので、ぜひともお考えいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

一つ目を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、学校給食費の無償化をに対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（堀畑明秀君）登壇〕

○教育部長（堀畑明秀君）学校給食費の無償化についてお答えします。

まず一点目の学校給食が教育の一環であることを明確に規定し、学習指導要領にも明記されていることについてですが、議員おただしのおり、学校給食は教育の一環であり、児童生徒が成長していく中で大変重要な役割を果たしていることは認識しています。

次に二点目の文部科学省が2017年に行った調査結果における見解ですが、無償化を行うことにより児童生徒や保護者の方への様々な成果があることは承知しており、今後検討していかなければならない施策だと認識していますが、同年の調査では無償化実施後の課題として、継続的な予算の確保や住民の理解、食材費高騰への対応、食育への関心の低下や無償化を当然とする意識の高まりの懸念などが指摘されており、慎重に検討する必要があると考えています。

○議長（森下伸吾君）8番 高本君、再質問ありますか。

8番 高本君。

○6番（高本勝次君）一点目にそしたらお聞きしたいと思います。

学校給食は、ご答弁にありましたように教育の一環であり、児童生徒が成長していく上で大変重要な役割を果たしていますということで、本市では学校給食費無償化を求める署名が人口の約1割、6,000人を超える署名が集まっているところでありました。議会でも、全会一致で無償化の意見書が採択しているところです。この思いは多くの市民を含めて認識されているところだと思います。市当局として、今申し上げたようなことをどのように受け止めておられるのか、その認識をお尋ねしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）議員のおただしにお答えします。

市として寄せられた署名や議会での決定事項は重く考えています。しかし、完全または部分的な給食費無償化は、今国の制度が確立されていないため実施は困難というふうに考えています。

今年度も国の地方創生臨時交付金を活用し、9月から11月の3か月分の給食費の無償化、

そして、賄い材料費1食当たりの15円の補助というふうな取組みを行っております。

また今後も、そういう補助金を活用して取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたら、具体的な中身をお聞きしたいんですが、令和4年度で就学援助者等で無償化になっている予算を差し引くと、あとどれだけの予算で小学校・中学校の完全無償化ができるのか、その予算をお聞きしたいと思います。

それと、例えば中学校のみ無償化するとしたら一体どれくらいの予算が要るのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）ただ今のおただしの就学援助認定者の免除額を控除した場合の給食費のほうですけれども、約1億6,500万円というふうに考えています。

また、中学校の給食費はいくらかというところですが、令和4年度の決算の調定額では4,872万8,000円としております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今ご答弁いただいたように、例えば中学校のみを無償化するとしたら4,872万円ということで、全て無償化するのに1億9,000万円と考えると、中学校のみを無償化すればそれだけの予算で済むということだと思いますので、各地域でいろんな条件をつけながらも無償化を始めているところが増えております。

それでお聞きしたいんですが、和歌山県下では年齢や無償化期間等の条件をつけながらも、30市町村ある中で過半数の自治体で何らかの形で無償化を実施しておるところです。財政が厳しい中でも、市民の声に押されて実

施している自治体は少なくないと思います。市民の声に押されてそんな状況になっているんですが、全国的にも大きく実施自治体が広がっているところであります。

本市では無償化を実施するのに国・県の補助があればというお考えですが、それがあつたとしても市は3分の1の負担になるかと思えます。そうであれば、今その3分の1の予算を使って条件付の給食費無償化の実施はできるのではないかと考えておりますが、国・県の補助が決まれば、そうすればまた完全な無償化につながっていくと思えますが、その辺ではいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）ただ今のおただしにお答えします。

5月の臨時議会において市長答弁がありましたように、国の制度が確立されましたら、市も給食費の無償化を検討していくというふうな方針は変わっておりません。今おっしゃられました条件をつけてというふうなところで、今年度は3か月の無償化というふうな形で取り組んでおりますけれども、補助制度がない場合のところにつきましては、基本的な国の制度が確立されましたら取り組んでいくというところで、条件的なところについて中学校のみとか、そういうふうなところは考えておりません。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）私の質問は、完全無償化、国・県の補助があつたとしても3分の1は市の負担になるかと思うんですよ。そうすれば、いつになろうと3分の1の負担は要るわけですね。そういう意味では、条件付の給食無償化を3分の1の予算を使ってやる一つの考えがあると思うんですが、その辺踏み込んでいかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）先ほどもご答弁させていただいたとおり、中学校の分で3分の1というふうなことをご質問されておられるかと思いますが、市としましては国の制度が確立されていない今、そういうふうな形で取り組むというふうなことは考えてございません。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）お尋ねしている質問の答えになっていないと思うんですが、先ほど言いましたように3分の1の予算というのは、国や県から補助があったとしても必然的に3分の1の予算が負担になるかと思うんです。そういう意味では、いつの時期であってもこの3分の1というような負担はなくならないと思いますので、そういう意味では国・県の補助があるの、ぜひとも、私ども国会でもそういうのを要望しながら取り組んでいるところなんですが、取りあえず条件付の無償化という意味ではその3分の1を使おうと思えば、考えもあるのではないかと思うんですが、その辺ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えします。

本来、義務教育の一環やということになれば、本来なら国が100%やるべきことなんです。でも、先ほど言われた学校給食法では、有料、有償やというようなことを書かれていますし、義務教育、文部科学省でしたら逆に、国会答弁であったというふうにお話がありまして、無償化しても構わないよという話です。国自体、ここが今のところ二面性がある、じゃ、無償化するんだったら学校給食法を改正して無償化できますよというふうに僕はすべきだと思っています。

先日も知事に市長会で学校給食の無償化を

お願いしましたが、知事はすっかりトーンダウンしてしまって、知事会から国へ要望してはいますと。県では今のところお金を出すことはないですと言っています。これは3市で要望したんですけども、そういう答えしか返ってきませんでした。

先ほど中学校だけやったらどうよという話もあるんですけど、やるとしたらこども園も小・中学校も同時にやらないと、何で中学校だけするのという問題も出てきようかと思えます。そういうことがないように、本当に給食を食べなくてはいけないのやけど給食費が払えない子どもたちに関しては、既に無償化しています。

ですから、もし財源という問題、高本さんの話を聞いていると財源が無限にあるように僕は聞こえて仕方がないんです。でも、やはり給食というのは給食センターの運営費もありますし、給食、今の270円かな、それはあくまで材料費ですよ。でも、それ以外にもたくさん給食費用がかかっています。

私たちが今考えているのは、恒久財源として、無償化している子どもたちの分も含めたら2億1,000万円ぐらいかかるのかなというふうにも思っています。その2億1,000万円をどうやって確保していくか。子どもだけではない。橋本市民にとって高齢者の方もおられるし、障がい者の方もおられるし、その人たちのための予算を削るということはできませんし、できるだけ均等にしていく、平等にしていく必要があるというふうにも考えています。

先日、子育てのボランティアで協力している方々とお話をしたときも、基本的にはやっぱり払えない人には市が負担をすべきや、払える人は払ってもらうのが通常ではないかというようなお話も頂いていますし、中には、周りがやるんだったら橋本市もやったらどう

かという、いろんな議論があります。

そういう中で、今後ある程度の財源が確保できるような状況が見つかってくれば、無償化というような政策的な話も考えていきたいし、ただ、令和11年問題と言って、もう一度橋本市の財政を脅かすような問題を橋本市は抱えています。具体的には言いませんけども、その財源も確保しながら、市民サービスもある程度維持向上していくような取組みもしていかなければなりませんので、今後そういう財源の確保のめどがつけば考えてはいきたいと思えますけども、子育て支援でも今たくさん問題が出ています。いじめも増えています。児童虐待も増えています。そこに対する対策のお金というのでも考えていく必要もありますし、高齢者の方の問題も、移動支援とか買物支援とかという新しい事業もしていく必要もありますので、そこも含めて財源が確保できれば、私たちもできるのであればやっていきたいと思えますけども、今のところ、毎年2億円以上のお金を出していくことが本当に可能なのかということも含めて検討しなければ、逆に市民サービスに影響が出てくるというようなことになろうかなと思います。

医療費にしても、週1のごみをやっていただいた削減できたお金を高校までの無償化につなげています。そういうふうに財源をつくった中でこれから考えていけたらなというふうに思っておりますので、ご理解よろしくお願いします。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）市長の答弁もよく分かります。そういうことで、財源の確保というのはかなり難しい問題だと思うんですが、基本的に義務教育の一環でありますので、無償化を進めていくという方向に常に努力していかなくてはならないと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

二つ目を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目3、自衛隊の募集事務に関する資料提出に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（井上稔章君）登壇〕

○総務部長（井上稔章君）自衛隊の募集事務に関する資料提出を問うについてお答えします。

自衛官等募集事務につきましては、自衛隊法第97条第1項の規定により、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うこととされており、市町村の法定受託事務と定められています。

また、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができると規定されており、この規定により資料の提出を行う場合においては、令和3年2月5日付防衛省及び総務省からの通知により、自衛官及び自衛官候補生の募集事務に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることは、住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき実施することができると示されています。

また、個人情報保護に関する法律第69条第2項第3号では、法令に定めがあるときには、個人情報を提供することができる旨を規定していることから、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの資料提供の依頼があったときは住民基本情報の提供を行うことができるといふものであります。

これらの規定に基づき、本市では、募集対象者の情報提供を制限し、住所・氏名のみを記載した宛名シールで提供しています。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君、再質問

ありますか。

○6番（高本勝次君）一点目にそしたらお聞きします。

自衛隊に提出しておられる名簿は男女、何歳の方の名簿ですか。また、人数は何人か等をお聞きしたいんですのと、それと同時に、令和4年度で実際に何名の方が入隊されたのかお聞きします。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）まず、宛名シールの提供は18歳になられる男女でございます。令和5年度におきましては、対象は532人ございました。

それから、令和4年度で入隊された方は4名でございます。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）お聞きします。先ほど18歳は532人と言いましたが、私、事前に窓口の係の課長にお聞きしたんですが、18歳と、もう一つ15歳も住民基本台帳の書き写しの作業をさせていただいて帰っているそうですが、それはあるんですね。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）ただ今のご質問ですが、まず、宛名シールで提供させていただいた18歳の対象の方については532人となっております。

またこれとは別に、自衛隊の高等工科学校等の生徒募集という事務もございまして、こちらにつきましては、住民台帳基本法11条の第1項の規定に基づき閲覧をしていただくということになっておりますので、こちらの場合は15歳の男子を対象に閲覧という作業を行っております。この方につきましては、令和5年度で274の方が対象となっております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）私、事前に窓口で聞いたんですが、15歳の方の住民基本台帳を閲覧して帰っておられると聞いたんですが、じゃないんですか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）そのとおりでございます。閲覧につきましては15歳の男子というところでございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）その15歳というのは何名でございますか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）274人でございます。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたらお聞きします。先ほどご答弁がありましたんですが、自衛隊法120条では、防衛大臣は自衛官または自衛官候補生の募集に関し、必要があると認めるときは都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めると書いております。しかし、提出を求めると書いてありまして、提出しなければならぬとは規定しておりません。どういう法的根拠で提出しているのですか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）まず、自衛隊法の97条の中で、ご答弁でも申しましたとおり、都道府県知事及び市町村長は募集に関する事務の一部を行うとなっております。それと併せまして、施行令120条では提出を求めるとできるということとなっております。確かにできるという規定にはなっておりますが、防衛大臣のほうから提出を求められた場合、我々としましては募集事務を行うというところも規定の中にはございますので、必要最低限の情報だけをタックシール、いわゆる宛名シールという状況で提出させていただ

ておるといところでございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）提出を求めることができるということで、それを提出されているということは市の判断でそうしているということですね。再確認を。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）市の判断でしているといところでございます。参考ですが、県下のほうでも紙のリストで提供しているところが21団体、宛名シールでは8団体、閲覧では1団体と、全ての市町村で対応しているといところもございますので、参考にご報告させていただきます。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）もう一点疑問があるんですが、同じような内容になってしまうんですが、令和3年2月5日付防衛省及び総務省からの通知により、自衛官及び自衛官候補生の募集事務に関し、必要な資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることは、住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき実施することができるといいますが、これも11条には地方公共団体の機関が指定する者に閲覧させることを請求することができるを書いておいて、閲覧はできても提出しなきゃならないと、繰り返し同じような内容なんですが、原則的に正確に解釈すればそういうことになると思うんですが、同じような回答なんですか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）おっしゃるとおり、住民基本台帳法第11条では閲覧させることを請求することができるとの明記になってございます。しかしながら、市町村事務の一部として、いわゆる法定受託事務として規定されているところから、この名簿の提供というのは当然必要最低限にする必要はあるとは思

んですが、法的には問題ない行為だといところで認識しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今法的に問題ないように思いますといことなんですが、やっぱり弁護士の間でもこれはかなり意見が分かれているところもあるんですが、厳密に解釈すれば私が申し上げたようなことで、提出してほしくないと思っている方もその中に入っているわけで、だから、お聞きしているわけなん

でございます。そしたらお聞きします。15歳の名簿、これは閲覧ですが、自衛隊が住民基本台帳を閲覧して帰るといことであります。自衛官の募集の目的で来られているわけなんで、15歳の名簿を閲覧させているといことなんですが、例えば大阪府では市町村は43自治体ありますが、15歳の個人情報閲覧させている自治体は、私が調べたところでは一つもありません。橋本市はなぜそこまで踏み込んで閲覧させているのか疑問なんです。いかがでしょう。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）こちらにつきましては、和歌山県自衛隊協力本部からの閲覧の要請がございまして、閲覧にて対応しているといところでございます。その根拠といたしましては、住民基本台帳法、先ほどからご説明させていただいております、11条の1項の規定に基づき、国または地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために必要であるものについては閲覧できるものとされておると。こちら、自衛隊法の第29条第1項及び第35条によりまして、生徒募集に関する募集事務としては地域協力本部が行うものといふように規定されておりますので、閲覧はできるといところで解釈しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）正確に名称を申し上げますと、陸上自衛隊高等工科学校という名称であります。15歳の中学卒業生の皆さんがこの工科学校へ行かれるということなんです、戦闘及び戦技訓練も行っていると。職種学校現地訓練等も行って、陸上自衛隊に関する理解と知識を深めているということでホームページにも書いております。

身分の扱いについても書いておりますんですが、どういう身分かといいますと、特別職、国家公務員、自衛隊員であり、定員外の防衛省職員となると書いておりました。学校というよりも、実際内容を見てみますと自衛隊員訓練のように私は思います。この学校に15歳名簿を紹介するようなこと、どうしても私はやり過ぎだなと思うんですが、せめてこれはやめていただきたいと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）先ほど答弁させていただきましたとおり、この事務に関しては自衛隊法第29条第1項及び第35条で規定されておると。それに対する閲覧協力をすることは住基法上でも可能だということでございます。

これに関しては、平成19年6月の総務省自治行政局からも通知として可能だということで判断されておるところでございますので、こちらにつきましても閲覧という形で本市では対応させていただくという方向でございます。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたら、現実に18歳の氏名の名簿、それと15歳の閲覧の名簿なんです、実際にどれだけ情報発送を本人宅へされているのか聞いておられるんですか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）それは自衛隊和歌山県地方協力本部がどれだけ発送したかということを知っているかというおたまだと思うんですが、本市から提供させてもらっているのは宛名シールとして532名分を提供してもらいましたので、全て送付されているというふうに考えております。

15歳の閲覧のほうに関してというところでございますね。15歳のほうの閲覧については274名分というところで認識しております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）今の質問は突然の質問をお聞きしたことなんで、数値に関わることで申し訳ございません。詳しく分かりましたらまた教えてください。

次の質問なんですが、自衛隊に本人の了解なしに住所、氏名の個人情報を提供することは、私は個人情報保護法からして違法だと思っています。自衛隊に提供している住民基本台帳の個人情報名簿から、自分の個人情報、名前を除外してほしいという方もおられると思います。この場合に本市で除外申請制度、和歌山県下では海南市ではされているんですが、除外申請制度を実施してそういった人たちに、何とか除外していただきたいという思いの方を外していただくように、そういう除外申請制度ができれば実施できると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）先ほどからご答弁させていただいておりますとおり、自衛隊への情報提供が法令の根拠に基づく適正な事務であるとは考えてはおるんですけれども、自衛隊への個人情報の提供というのを希望されないという方への配慮ということも必要だというふうには我々、考えております。こちら、

和歌山県下では昨年度か本年度か、海南市が恐らく今年度から除外申請についての対応というのをされているというふうに聞いておりますので、本市におきましても、本人さんもしくは親権者から除外の申請があった場合は名簿から除外する等の対策が取れるように調査研究をして、導入について検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）検討とおっしゃったんですが、現実には、本当に名前を出されたら困るという方もおられると思うんです。来年度から、まだ期間もありますから、来年度から実施していただけるように、その方向で検討していただけないでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）自衛隊和歌山地方協力本部との調整もございますので、できるだけ早い時期で実施したいというふうには考えておりますので、その点ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）除外申請ということで提案申し上げたんですが、最低2か月ぐらいの猶予を設けて実施してほしいと思います。その申請の受付期間ですが、除外申請を受け付けた場合に受け付けましたよと完了した旨を通知する必要があるれば本人さんは分からないので、その通知をしていただきたいことを一点と、それと、除外申請制度をもしできた場合に、それを市広報紙やホームページで周知していただきたいということと、もう一点、ホームページでも除外申請を受け付けできるようにしてほしいということとあります。最後にもう一つ付け加えて言いましたら、市役所受付にも申請用紙を設置していただきたいと思いますが、そういった方向で検討して

いただけるでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総務部長。

○総務部長（井上稔章君）たくさんいろいろ言っていたんですけども、今現状、調査研究している段階ですので、他市の状況も鑑みながら、早急な実施に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）それで3番目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目4、高齢者への住宅火災報知器設置補助金制度の提案に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）高齢者への住宅火災警報器設置補助金制度の提案についてお答えします。

本市では、平成23年6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。消防本部の調査では、市全体の住宅用火災警報器設置率は本年6月1日時点で73.7%となっていますが、おただしの高齢者宅の住宅用火災警報器設置率については把握していません。

高齢者への住宅用火災警報器設置補助金制度の導入についてですが、本市では、令和5年1月1日時点で約5,400人の独り暮らしの高齢者がおり、高齢者夫婦のみの世帯も3,000世帯以上あります。住宅用火災警報器は10年を目安に交換が推奨されており、例えば非課税世帯など条件を限定した場合でも相当数の世帯が該当することとなり、財源の確保や義務化されて10年以上が経過して70%を超える普及率もあり、既に自己負担で設置された世帯も多いと考えられることから、平等性の確保など課題があり現時点では補助制度の導入

の予定はありません。

今後、消防本部とも連携して地域の通いの場などで火災予防や住宅用火災警報器の交換時期などの啓発に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君、再質問ありますか。

○6番（高本勝次君）一点目お聞きします。

高齢者住宅の住宅用火災警報器設置率について把握していないということですが、高齢者は火災の被害に遭うリスクは非常に高いと思います。消防長にお聞きしたかったんですけど、お答え願います。

まず、どこから今後、どのようにして高齢者住宅の設置状況を調査されていくのか。できることから始めていただきたいという思いですが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）消防長。

○消防長（永井智之君）質問にお答えします。

先ほどの答弁のとおり、高齢者のお宅の設置率というのは消防本部では把握しておりません。全体の橋本市としての設置率が73.6%ということになっています。

ただ、近年、住宅火災での高齢者の死亡率が高いということが統計上分かっていますので、今後消防本部が実施している防火訪問、市内地域ごとに現在やっていますけれども、高齢者のお宅にフォーカスして防火訪問を実施していくことをやっていきたいと思っておりますが、さらに高齢者の方、また障がい者の方、自分自身で設置することが、取付けをすることが困難な方に対しまして、消防職員が代わって取付けを行う取付支援事業を現在計画しております。高齢者のお宅への設置率向上と橋本市全体の設置率向上に尽力してまいります。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）そしたらもう一つお聞

きしたいんですが、高齢者への住宅火災警報器設置補助金制度というのは、全国的にもかなり広がりを始めています。そこで本市でも同僚議員が質問をされたときの議事録を見ましたが、20年ほど前までは制度があったようでありました。当時、申込みが少なかったそうでございます。それが原因でなくなったとは思わないんですが、先ほどご答弁で相当数の世帯数が該当することになり、財源の確保の問題があるように言っておられました。ところが、皆さん、しかし、この制度を実施しても以前そういう制度があったときと同じように、相当数の申込みがあるとは思えません。そういう意味で、設置補助金制度を実施していただくということは難しい問題では、財政的な問題でいえば、申込みが20年ほど前ですか、ほとんどなかったということですが、そういう意味では財源の問題、おっしゃったようなことはないと思いますので、特に年収の少ない高齢者宅の火災リスクを減らすという取組みをしていく上で何とか、他市でも徐々に増えてきておりますのでお考えいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）あくまでも補助金制度を活用して住宅用の火災警報器を普及させるというのが助成制度の目的であると考えていますが、過去に本市におきましても助成制度があつて、今議員がおっしゃられたように申請件数が少なかったというところで、助成をすることによって普及率を上げるというところについてはそんなに効果はなかったかなというふうに思っております。

ですから、今のところは助成制度の導入は、予定はありません。

○議長（森下伸吾君）6番 高本君。

○6番（高本勝次君）以前、高野口町でも火事がございましたし、高齢で障がい者でもあ

ったと聞いておりますし、本当にすごく心配であります。市内の状況をいろいろ見ていただいて状況を考えながら、やっぱり高齢者のリスクが高くなる火災の問題について本当に取り組んでいただきたいということで思うんですわ。そういう意味では特に年収の少ない人は、本当に2,000円、3,000円で買えるような警報器をつけられないのかと言ってしまえばそれまでですが、全国的にも5,000円、6,000円ということで、設置することによって高齢者宅の火災を防ごうという取組みにアタックされておりますので、ぜひとも本市でも設置の方向で今後もいろいろ検討されながら進めていただくようお願いしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（森下伸吾君）消防長から答弁の訂正を求められましたので、これを許します。

○消防長（永井智之君）先ほど私の答弁の中で、住宅用火災設置率のことですけれども、73.6%と言ったのを73.7%と訂正させていただきます。申し訳ありません。

○議長（森下伸吾君）よろしいでしょうか。ご了承願います。

6番高本君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）順番3、3番 岡本君。

〔3番（岡本喜好君）登壇〕

○3番（岡本喜好君）では、よろしくお願いたします。本日は通告に従い、4項目質問をいたします。

1項目め、災害に関する教訓及び避難所の環境について。

6月2日の災害は同時多発的に各所で土砂崩れや道路が冠水し、橋本市において初めて直面する場面も多く、教訓や今後の課題があったと思います。

そこで三点質問をします。

一つ目、6月2日の防災における本市の課題と改善事項。

二つ目、避難所運営における防災士の育成と活用、保健師・看護師の巡回指導の要望。

三つ目、避難所のWi-Fi環境の整備の要望。

2項目め、高齢者の移動支援について。

高齢者の増加、今後免許返納者が増加することが見込まれ、自助による日常の買物、医療へのアクセスの問題が今以上に顕在化することは時間の問題です。

そこで三点質問です。

一つ目、市の高齢者の交通手段に関するグランドデザインについて。

二つ目、現在の南海バス、コミュニティバス、デマンドタクシーを横断的に検索できる検索アプリの開発導入、これをデジタルトランスフォーメーション事業に組み込むことについて。

三つ目、第2層協議体による高齢者の移動支援の動きに対する市としての支援内容の取組みについて。

3項目め、大阪・関西万博の準備状況について。

2025年大阪・関西万博は「いのち輝く未来社会のデザイン」。期間中に外国人来場者350万人、国内来場者2,470万人、計2,820万人の来場者が見込まれるビッグイベントです。観光客が大阪、関西を訪問する仕掛けを国がつくってくれました。この機会を有効活用しない手はありません。開催まで残り600日を切る中、次の三点について質問をいたします。

一つ目、大阪・関西万博開催への取組み。

二つ目、共創パートナーとしての高野山麓精進野菜に関する深化状況・目標値。

三つ目、橋本市の広報戦略。

最後に4項目め、LGBT法成立による本市の影響について。

第211回通常国会にて成立した性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT法は、G7に間に合わせることを目的に、十分な議論がなされないままこの法律が施行されるに至りました。法制化を検討するにあたっては十分な意見の聴取や機会を設けることが重要でしたが、そのような議論のないまま成立し、事業主や学校における教育や啓発の実施、環境整備等を求める内容となっているほか、毎年1回政府が施策の実施状況を公表する内容となっています。

いわゆる性的少数者の方々が直面している問題を理解すること、彼ら、彼女らを差別することは許されないとの認識を持つことは大切なことですが、拙速な法制化の進行により価値観の押しつけによる懸念や性犯罪の増加に対する不安、スポーツ界におけるジェンダー問題など、諸外国が直面してきた社会的混乱が日本でも生じるのではないかという社会的不安が広がっています。既に日本国憲法は第14条で法の下での平等を定めていますが、今回のLGBT法成立による本市への影響を質問いたします。

一つ目、LGBTに関する法整備を行った諸外国の現状を把握しているのか。

二つ目、他市で起こった過去のトラブルから、同様のトラブルに対する未然に防止する方策の検討は。

三つ目、本市における女性用トイレや女性用更衣室、公衆浴場での運用は。

四つ目、理解増進のため、本市が具体的に取り組んでいく施策。

以上、4項目答弁を求めます。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君の質問項目1、災害に関する教訓及び避難所の環境に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（廣畑 浩君）登壇〕

○危機管理監（廣畑 浩君）災害時に関する教訓及び避難所の環境についてお答えします。

一点目の6月2日の防災における本市の課題について主なものを挙げますと、情報の一元管理ができておらず、被災状況を複数の部署で受けていたため情報の集約に時間を要し、市民の皆さまへの情報提供がスムーズにできなかったことや、避難所開設に関わる職員や避難所に従事する職員の教育不足、経験不足による避難所開設遅延などがありました。

復旧作業と並行して課題の解決に向け、庁内で反省会を実施するなど、次の災害への備えを進めました。この教訓を基に、8月の台風第7号では、情報共有ツールによる情報管理の一元化を講じ、市民への情報発信に努めるとともに、高齢者等避難を発令し、余裕を持って段階的な避難所開設を実施するなど、教訓を生かした対応ができたものと認識しています。

次に、二点目の防災士の育成についてですが、市単独で育成するのではなく、和歌山県が主催する地域防災リーダー育成講座「紀の国防災人づくり塾」という事業があり、この講座の修了者には防災士資格取得試験の受験資格が付与される仕組みを通して防災士を育成したいと考えています。この講座には、一般公募とは別に市町村推薦枠があり、本市の自主防災会から希望者を募り、毎年3名の方が推薦枠で受講しています。

議員おただしの避難所の運営との関係については、まず地域の自主防災会に避難所運営を担っていただきたいと考えていますので、防災士の資格をお持ちの方にはふだんから自主防災会等の地域組織の活動に関わっていただき、災害時には避難所運営に携わっていただきたいと考えています。

また、保健師・看護師の巡回指導について

ですが、8月の台風第7号においても、健康に不安のある方から避難してもよいかとの問合せがありました。これを受け、本市では避難する場合に備え、保健師の訪問を予定し、避難所従事職員を1名追加させ、学校の保健室に避難していただく準備を整えました。申出のあった方の判断で避難には至りませんでした。今後も避難される方の身体的な状態、精神的な心情を十分思慮し、配慮が必要な方が避難する場合や避難所での生活が長期化する場合には、安心して避難生活を送れるよう保健師・看護師の巡回訪問を実施し、健康観察や保健指導、主治医との連携など必要な支援を実施します。

次に、三点目の避難所として公民館のWi-Fi環境整備についてお答えします。

議員おただしのWi-Fi環境の整備は、公民館の利用増進の点からは有意義であると思われま

す。避難所としてのWi-Fi環境の整備は計画していませんが、避難される方には高齢者が多く含まれ、テレビなどで情報を得たいという要望もあることから、和室など待機される部屋にテレビの設置を今後進めていきます。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）6月2日の災害における課題と改善事項の中で二点目の避難所開設支援の改善策を述べられましたけれども、その対策を講じるにあたって実施された取組内容、これについて伺います。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）避難所開設支援の改善策としましては、まず避難所従事職員に避難所運営に関するアンケートを実施しました。避難所の課題をこれにより吸い上げまして、これを基に今後のスムーズな避難所開

設や運営レベルの向上につなげられるよう取り組んでおります。

また、避難所従事職員らには2回にわたって研修を行っています。

一つ目は、2018年、甚大な水害に遭い、約半年間という長期間の避難所運営を余儀なくされた経験のある岡山県倉敷市の職員を講師にお招きし、7月20日と21日に研修をいたしました。本市の経験不足とはいえ、職員の意識の未熟さを改めて認識する機会となりました。

二つ目は、この研修を踏まえまして、8月29日と30日に改めて研修をしたところです。避難指示発令が遅延しないよう避難所の開設をいかに早く速やかに行うか、あるいは、住民が避難所を自主運営するためにはどうしたらよいか、さらには避難所開設時の安全確認の判定の目安など、避難所開設にしなければならないことを改めて確認し、避難所運営に関わる職員または後方支援の従事職員、こういった方のマインドの醸成を図ったところでございます。

○議長（森下伸吾君）3番、岡本君。

○3番（岡本喜好君）避難所、各地区がございますので、各地区特性ごとがあると思います。しっかりと物心両面の準備、これに備えていただきたいと思

います。次に、防災士の育成、活用に関して伺います。防災士の育成につきましては、計画的によりしくお願いしたいというふうに考えています。

ここで質問です。防災士の活用に関して防災士と市の関わり、これについて伺います。

○議長（森下伸吾君）危機管理監。

○危機管理監（廣畑 浩君）市との関わりについてお答えをいたします。

本市を含めた伊都・橋本地域で活躍する伊都・橋本防災士の会がございまして、この役

員の方々とは概ね2か月に1回程度意見交換会をしております。この会の中では、自分の身は自分で守る、自助・共助の意識を住民へ浸透させるための取組み、あるいは行政だけに頼らない防災の仕組みづくり、そしてまた防災士の活躍の場をどうするかといったことについて議論をしておるところでございます。

さらには、学校や地域の防災訓練、防災講話に際し、市の職員に代わりましてこの会の方々に講師の派遣をお願いしたりすることもございまして、こういった防災士の活躍の場を今後とも増やしていければというふうに考えております。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。引き続き市民の防災意識の向上、意識の醸成ですかね、活躍していただくことを、体制を取っていただくことをよろしく願います。

次に、保健師・看護師の巡回指導に関して伺います。拠点避難所は在宅避難や知人宅避難、これができない避難者にとって最後のとりでと言えらると思います。確認事項として、保健師・看護師の巡回指導でやっていただく内容について、分かれば教えてください。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

保健師・看護師の巡回指導では、避難者が安心して避難生活を送れることができるように、心身両面にわたる健康面での配慮が必要となります。一人ひとりの状況を把握し、既に病気をもちながら避難をしている場合、大きな環境の変化に不安や戸惑いが生じて今までに出ていなかった病気を起こす場合も想定し、問診及び必要に応じて検温や血圧測定等も行い、薬の処方や点滴等医療行為はできないため、主治医とも早い段階で連携を取れる

ようにしていくことが大事だと考えています。

さらに、現場で急病人が出た場合は速やかに受診につなげるように、連絡体制を確保することも大切です。

また、室内の温度管理、清潔の保持、感染症予防やエコノミークラス症候群など生活不活発予防など、環境面での配慮や病気の予防にも配慮し啓発していくことも必要となります。さらに心の健康、これの保持につきましては不眠や食欲がないなど、こういった方に気がついたら積極的に声をかけ話を聞くとともに、病気の悪化が認められましたら、速やかに受診につなげることを基本と考えております。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）この保健師・看護師の巡回指導によって、現在既に医療的ケアを必要とされている方、介護を必要とされている方、こういった方の避難というのは対応可能でしょうか。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）現状では対応できていない状況でございます。医療的ケアを必要とされる方や介護を必要とされる方の受入れについては現在個別避難計画の作成に取り組んでおり、関係課で毎月勉強会を実施しております。また、ハザードエリア内にお住まいの方で重症度が高く、医療機関等に避難が必要な人から作成を進めているところで

す。また、配慮が必要な方が避難された場合は、状況に応じて個別に適宜対応しているところです。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございました。

次に、公民館の避難所のWi-Fi整備環境について伺います。先ほど配置しないとい

う話がありましたけれども、避難者にとってWi-Fi環境のある避難所とない避難所、考えていただいたらいいと思うんですけども、どのような検討をして、なぜテレビのみを現在採用しているのかについて伺います。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）テレビを採用した理由として、実際に避難された方からの聞き取りを行っています。利便性については、避難される部屋に設置した場合、音に配慮してご利用していただくように公民館で検討します。また、災害時に現在事務所に設置しているテレビを移動するなどして、経費削減を図って取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）避難された方から実際聞き取りを行い、そのようにしているという回答がありました。大規模災害に遭ったときに、高齢者しか避難されないのかという問題がございます。現在は高齢者しか避難されていないので対応できているという認識であると思います。

しかしながら大規模災害になれば、若い方、子連れの方、皆さん来られるんじゃないでしょうか。そのときに市として、なぜテレビしか入れなかったんだということをしっかりご説明できるような調査研究、もしくは検討、これをした上で要らないんだという説明材料、これを持っておくべきだと思うんです。

少なくとも、今回私は6月2日の災害を見て、この提案を問題意識を感じて提案をさせていただきました。例えば市職員の方、大規模災害が起きて電話回線不通時、ご家族が避難所に行かれた。電話がつかない。そのときに避難所でWi-Fiがある。皆さんがポケットWi-Fiを持っておられる。そうすると、電話がつかないなくてもご家族さまと連絡が取れる。そうすることがまさに

市の職員の方々が家族といなくても、家族の安否を確認しながら職務に専念ができる、そういった環境をつくることができます。

したがって、今ある課題を洞察力を持ってしっかり対策を取っていくこと、これ、極めて大事なことだと思っております。

また、市はデジタルトランスフォーメーション施策を推進しております。既に電子窓口の開設、デジタル通貨事業、スマホ教室の開催、いろいろ行く中で答弁がありました。市民へのスマホは十分であると、そういう回答があったのでこういう施策を進めていますと、そういう前提でございました。なぜ公民館等公的機関のデジタルトランスフォーメーション環境整備、これは置き去りになっていくんでしょうか。これまでの調査研究、もしございましたら公表をお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）現在避難所となっている公民館におけるWi-Fi関係のアンケート調査等、何か調査等があればというふうなことでありますけれども、アンケート等調査は実施しておりません。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）承知いたしました。一部の避難をされた方の要望を聞いて対応しているということでございます。今後、一部の住民ではなくて、避難所というのは全ての人が避難をする可能性がある。その方を対象に検討、調査をすべきではないかと考えますので、今後、努めて広く意見を集約して、いざというとき機能発揮できる環境の整備、これを要望いたします。

最後に、避難所、公民館だったんですけども、小・中学校については既にGIGAスクール事業でWi-Fiが整備をされております。災害時、Wi-Fiの機能、これは避難住民、使用することはできますでしょうか。

お願いします。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）発災直後に明らかに長期にわたる避難所生活が必要になる場合は、開放について検討したいと考えています。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。状況によりしっかりと検討していただきまして、必要なときには機能を開放できるように、準備のほどよろしくお願いいたします。

改善を要望して、1個目の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）この際、3番 岡本君の質問項目2、高齢者の移動支援についてに対する答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

午前中、3番 岡本君の再質問の避難所Wi-Fiに関する答弁の内容に関し、当局より発言の申出がありますので、これを許します。

教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）先ほど岡本議員のほうから、小・中学校はGIGAスクール事業でWi-Fiが整備されていますが、災害時、これらの機能を避難住民へ開放することは検討されておられますかというご質問に対し、私のほうから、発災直後に明らかに長期にわたる避難所生活が必要になる場合は開放について検討をしますとお答えさせていただきましたが、補足をさせていただき、GIGAスクール構想に基づいて各学校にWi-Fiを整備した際に、体育館には設置していま

せんが、学校単位で避難住民の皆さんがフリーWi-Fiを利用できるよう教室に設定しています。まだ実際に利用した実績はありませんが、必要に応じてWi-Fi整備した教室への利用は可能ですと補足させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（森下伸吾君）よろしいでしょうか。

3番 岡本君、質問項目2、高齢者の移動支援についてに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（久保雅裕君）登壇〕

○健康福祉部長（久保雅裕君）高齢者の移動支援についてお答えします。

一点目の高齢者の交通に関するグランドデザインについてですが、橋本市地域公共交通計画を基本とした鉄道や路線バス、タクシーなどの民間事業と、市の主体事業であるコミュニティバスやデマンドタクシーが高齢者も含めた市民の公共交通の軸となります。

その上で、福祉有償運送や住民による助け合い活動としての移動支援を公共交通を補完する高齢者のための福祉施策として位置づけており、関係部署が連携して地域ごとの課題解決に向けた支援に取り組んでいるところで

す。次に、三点目の第2層協議体による高齢者の移動支援に対する市の支援についてですが、本市では介護保険制度の地域支援事業の一環として、地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう平成27年度から生活支援体制整備事業を実施し、地域の互助を高め、地域全体で要支援者等を支える体制づくりを進めています。令和4年度に市内10圏域全てに多様な主体が参画する第2層協議体が立ち上がり、地域ごとの課題や解決するための手法を話し合っています。

移動支援に関しては、高野口地域の第2層協議体が助け合い活動の一環として、住民主

体の移動支援に取り組むことを決定されたことから、市として軽自動車を貸与して活動を支援します。貸与は無償とし、車検費用や任意保険料を市が負担します。運行は協議体の有償ボランティアで行い、利用者からは少額の負担を頂くことで、ガソリン代等の費用に充てることとしています。

移動支援については自家用車を活用した支援など、協議体ごとに様々な手法が想定されます。今後も、各地域の第2層協議体などがその地域に合った住民主体の移動支援に取り組む場合に、市としても支援をしたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

〔総合政策部長（土井加奈子君）登壇〕

○総合政策部長（土井加奈子君）最後に二点目の公共交通機関の横断的な検索アプリの開発導入についてですが、現在、コミュニティバスについてはグーグルマップにおいて鉄道と組み合わせた乗換検索を行うことが可能ですが、デマンドタクシーは発車時刻の1時間前までに予約がなければ運行しないため、予約が不要な他の公共交通機関と一くくりの検索情報とすることは混乱を招くとして、市とグーグルの間で協議の上、情報掲載をしていないのが現状です。本年4月の再編によりデマンド交通の利用者が増加傾向にあるものの、まだまだ利用者が少ない状況であり、費用対効果を鑑み、デマンドタクシーを含めた独自の検索アプリの開発導入については考えていません。

今後も、利用者の多いデマンド路線についてはAIオンデマンドのシステム導入を検討するなど、公共交通の利便性向上に努めてまいります。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君、再質問ありますか。

3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）まず一点目、ランドデザインということなんですけれども、今現状の公共交通機関以外にいろいろな解決策として、自動運転技術を使用した交通手段の導入、もしくは現状の交通手段、バス、デマンドタクシーが飛躍的に充実したような施策をするのか、もしくは高齢者へタクシーチケットを配布等そういった施策、こういう移動支援、これの充実施策、これは市として、ランドデザインとしてこういう制度を取り入れるかどうかについて伺います。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

これまで本市としても、河内長野市がされていますグリーンスローモビリティの視察、また高齢者へのタクシーチケットができないかとかの配布も含めて、高齢者の移動支援施策充実に向けた検討はいきいき健康課だけでなく、地域振興室とも一緒に検討は行っていますが、これらのニーズを実現するためには相当額の財源を必要とすること、また利用する場合の条件設定が難しく、実現できていないのが現状です。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）コミュニティバスとデマンドタクシーへのおたただしですが、コミュニティバス、デマンドタクシーにつきましては定期的に見直しを行っております。本年4月に実施いたしました再編では、乗降調査ですとか地域懇談会を実施いたしまして、利用者が求めるサービスや課題を洗い出した上で再編を実施いたしまして、ある一定の効果があったと考えております。

今後におきましては、さらなる充実を図るためにAIオンデマンドなどICTを活用したシステムの導入を検討していきたいと思っております。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。グランドデザインというのは市民の方に対して、いつまでにどういう整備をやはりやっていくのだということを示すことだと思っております。現状、今一番最適化をしていただいているという認識ではございます。しかし、今の状態が今市が提供できる最高のサービスだということをしっかり示していただかないと、その後、今市民は不十分だと思っているんですね。それを自分たちで解決していくというのが2層協議体以下の自助努力、補完公共交通機能ということになります。

したがいまして、大本、市はもっと大きいことをやるんだということがあると、それまで我慢して待っておこうかという話になります。そういう主従関係ではないんですけど、上と下の関係、国と県の関係とか県と市の関係のような、県のやり方が変わったら市のやり方は変わりますよね。それと一緒に関係ですね。市のやり方が変われば、2層協議体以下がやらなくちゃならないことって変わってくるんです。

したがいまして、上が決まらなると下が決まらなるとこの関係というのは皆さまよくご存じだと思うので、しっかり市としてはここまでしかできません、もしくはここまでやりますということを明言していただいた上で、それを前提に第2層協議体がどのような支援構築、支援体制をつくっていくのかと、こういうことを今後発展させていただきたいということで、市のやれること、これを確認させていただきました。

現状、利便性向上をするために、今2項目めの質問をさせていただきました。公共交通に関しては、私も行財政上持続可能な制度を構築していくことが重要だと考えております。そこで、今現在あるデマンドタクシー、これの利

便性向上をできないかということで横断的な検索アプリ、これの提案をさせていただきましたけれども、正直かなりお値段が高くなるのかなというところで、費用対効果上なかなか難しいというのは認識はしております。

ちなみに、令和4年度、成果においてデマンドタクシーの利用回数1,181名でございました。1日4名弱が利用されるようなデマンドタクシーの制度、これが鉄道、バス、コミュニティバスと合わせて、今市民にとって公共交通の軸の一本として成立しているのか。

1日4名しか乗らない公共交通機能、これが軸として、繰り返しになりますけど成立しているのか。今現在のデマンドタクシーの評価と課題、これについてお伺いをいたします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）先ほど申しました本年4月の再編におきまして、デマンドタクシーの路線が8路線から10路線に増えたこと、それから、便数も1日6便から8便に増えた路線もございます。これによりましてデマンドタクシーの利便性は一定効果が上がったと思っております。議員おただしのように、公共交通だけでは全ての移動が住民のニーズに对应しているというところではないかと思っております。大変難しいかなと思っております。

そこで、第2層協議体による移動支援でしたりとか、自家用運送有償旅客輸送などあらゆる補完的な手段と連携しながら、交通網の形成と確保について現在検討を進めていっているところです。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。逐次最適化をしていただいているということで、引き続きよろしくお伺いをいたします。

そこでですけれども、三点目になるんですけれども2層協議体、こちらのほうにそもそも

も市が整備すべき公共交通の軸をやり切れないということで、2層協議体、協働してくださいということで市民の皆さまにお願いをするわけなので、やはり市としては2層協議体への支援、これを充実させなくちゃいけないんじゃないかというふうに思っております。現在、答弁の中で車両貸与がありましたけれども、それ以外にしっかりと地域間の情報共有、こういうふうにしたらいんだよとか、ノウハウをお伝えするとか、もしくはコーディネーター等の人材育成、こういった支援をしていただければと思うんですけれども、そこについて伺います。

○議長（森下伸吾君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（久保雅裕君）ただ今のご質問にお答えします。

現在、車両貸与のほかに陸運支局のほうに行きまして、道路運送上の注意点などの聞き取りを行った結果、それをやりたいと思っている皆さんにフィードバックしています。また、ボランティア輸送の先進地である宇陀市や名張市への視察も住民とともに、市の職員とともに行っていきます。

今後も地域の取組みに沿った支援に取り組むとともに、年1回の第2層協議体の事例発表会を通じて取組み状況の共有を図るなど、住民に寄り添った伴走的支援に取り組んでまいります。

また、もう一点のご質問にありました人材育成につきましては、今月から地域の課題解決に向けた人材育成を図るための地域支援力向上セミナーというのを、全部で4回になるんですけれども全4回にわたり開催することとなっています。こういったセミナーを通じて人材育成の支援にも取り組んでまいります。

以上です。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

地域住民の方が安心して生活できる住環境の整備、公共交通機関の充実、これはやはり市が取り組むべき最重要課題の一つというふうに考えております。

また、2層協議体というのは住民の組織という形になりますので、移動支援を行う運営組織体ですね、これが市民の方から安心してその組織で使って利用できるのかと、運営のやり方から信頼性とか、事故が起こったらどうするんだとか、そういったところですね。そういったものに対してもこういう課題の解決の方法がありますよというようなところでの支援ですね、こういった人的・物的な支援、こういったことを要望をお願いいたします。

以上で本件の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目3、大阪・関西万博の準備状況に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（土井加奈子君）登壇〕

○総合政策部長（土井加奈子君）大阪・関西万博の準備状況についてお答えします。

一点目の大阪・関西万博開催への取組みについてですが、本市は大阪・関西万博「TEAM EXPO 2025」プログラムにおいて、地場産品や自然環境の実験フィールドを提供・支援するため、共創パートナーとして令和3年12月に登録を行いました。公益社団法人2025年日本国際博覧会協会によると、令和5年3月時点の共創パートナーの総登録数は298団体、共創チャレンジとしては1,037件が進行中となっています。

万博に向けては、和歌山県が7月に作成したアクションプランに基づき、万博会場での取組みや機運醸成、情報提供、誘客など和歌山県としての方向性が示され、9月8日に県主催の会議に参加したところです。

今後の取組み内容について、引き続き和歌

山県と調整をしながら検討していきます。

次に、三点目の橋本市の広報戦略についてですが、和歌山県のアクションプランに基づき市としての取組みについて具体的に検討することになり、日本国際博覧会や和歌山県などからの情報に注視しながら、誘客促進の取組みや開催機運の醸成を進めるため、全市的な広報活動を進めてまいります。

11月18日、19日に開催されるまっせ・はしもとでは、周知ポスターにおいて万博の開催を告知するとともに、会場において万博入場チケット販売の周知啓発等を検討しているところです。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）最後に二点目の共創パートナーとしての高野山麓精進野菜に関する深化状況・目標値等についてお答えします。

本市では、共創パートナーへの登録以降、令和4年2月には活動の一環として「地産地消と高野山麓精進野菜」と題して大阪・関西万博連携シンポジウムを計画しましたが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止となりました。

今年度改めて高野山麓精進野菜と大阪・関西万博の周知イベントを来年3月に予定しています。

高野山麓精進野菜の栽培における低化学肥料、低農薬の取組み、地域で使われなくなった資材を肥料として活用していることなどは、この万博の取組みであるSDGsや低炭素化社会の理念に合致しており、ひいては大阪・関西万博の「いのち輝く未来社会のデザイン」のテーマと合致した取組みです。

しかしながら、目標値等については、宿坊、ホテル、飲食店での利用やPR・販売活動が広がりつつあるものの、大阪・関西万博に向

けての数値目標については、現在設定していません。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君、再質問ありますか。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。先ほど、一点目、和歌山県のアクションプランに基づき万博会場での取組み、機運の醸成、情報提供、誘客、4項目を挙げられました。この中で橋本市としてどの分野に力点を置いて取り組まれますか。大阪・関西万博に橋本市が取り組む意義、目的と合わせて答弁をお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）万博への参画を地域の魅力を広く世界にPRする機会と捉えまして、多くの人に当市を訪れてもらえますように、まず誘客に向けた取組みに力を注ぐ必要があると考えております。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）重ねて質問いたします。大阪・関西万博の取組みは、今何を一番大きな課題として認識をされていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）課題といたしましては、本市としての誘客事業が現段階では具体化されていないということが大きな課題かなと思われれます。和歌山県の動きですとか、それから関西2府8県、それから4政令都市、民間企業、関西広域連合ほかで構成されています「EXPO2025関西観光推進協議会」、こことも連携をいたしまして、それから、和歌山県から示されたアクションプランを関係機関と情報共有、協議、調整しながら、本市の文化や産業で交流を深めまして、地域の活性化につながるような取組みが具体化できればと考えているところです。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

大きな枠組みの中でその一部として広報していくというのは大事なんですけども、やはり市として主体的に何を我々は売り出すのかと。どういう目的を持ってどこに広報に、広報というか取組みですね、焦点を当てるか、これをしっかり目的、目標を持って取り組んでいくことが今後の施策に反映されていくと思いますので、よく検討のほどよろしく願います。

誘客促進のために万博開催期間中に、橋本市において定期的なイベント開催、常設のイベント会場の設置、こういったことは効果的であると思いますけれども、検討をしていますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）現段階では検討はしておりません。先週、和歌山県と初めて説明会があって協議をしたところですが、その中では振興局を中心となって本市も連携していくというようなことが確認されました。積極的に本市としても定期的なイベント、それから常設会場の設置を検討する場合というのは、林間田園都市であるとか橋本駅がより効果的であるというふうに思います。

本市への誘客については、和歌山県、それから南海電鉄、JRともしっかり情報共有しながら、誘客事業についても協議していきたいというふうに思います。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。

2項目めの質問に移ります。万博における唯一の推しとも言える高野山精進野菜、そのままでは食べられないという、食材という特性がございます。万博におけるPR対象、これ、観光客です。お買物で帰っていただくような方ではないという特性です。したがって、食材を使ったB級グルメの開発、提携レストラン等を増やして行って消費を誘引す

る、こういった活動が必要と考えていますが、見解を伺います。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）市としてのメニューについては、開発は考えておりません。しかしながらですが、現在市内ホテル、それから高野山宿坊、市内の和食等での取扱いも徐々に始まっているところです。橋本市に来られた方に高野山麓精進野菜等の農産物の味を少しでも楽しんでいただけるよう、取扱飲食店を増やすことは必要と考えていますので、地元産の食材の活用を含め、引き続き商談等、意欲的に行いたいと思います。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）先ほどの答弁の中で、世界へPRするチャンスだというお声がありましたけれども、高野山麓精進野菜を世界へ輸出するための商談の場、こういったものを市として後押しする予定はございますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）野菜の輸出については、農薬等の使用における貿易検査等様々な条件があって、なかなかハードルが高いというふうに考えていますので、現時点では輸出は、残念ながら考えていません。そういった農家の方が将来希望等、それから相談があれば、JA、和歌山県と連携して情報を提供するなど支援は行いたいというふうに思います。

私たちとしては、配送等の関係もあります。今回の万博における京阪神への販路開拓を中心に必要というふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）どなたに広報していくか、どなたに売り込んでいくか、そういったターゲティングに関することも考えながら、広報戦略をしっかりと組み立てていっていた

だきたいというふうに思います。

同じような内容になるんですけども、後期計画において、高野山麓精進野菜に関する課題として全国的な認知、これを認識をされております。現在の広報事業施策で課題は解決されているとお考えでしょうか。認知向上施策について答弁をお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）高野山麓精進野菜の認知度向上においては、経済推進部としても本当に大きな課題であるというふうに認識しております。並行して生産者の増加についても取り組む必要があります、なおかつ今後引き続き、先ほども申し上げましたが、取扱店舗等を増やして飲食店等と連携したSNS等による発信も含めて取り組みたいというふうに思います。

一方、市内でも定期的な販売機会をつくることも必要と考えており、少しでも市民の方にも高野山麓精進野菜がなじみになるような取組みとして、民間で取り組まれています市場等の中で店舗との連携をして販売に取り組みたいということ、今具体化しているところでございます。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）高野山麓精進野菜につきまして深化状況について伺いました。目標値を設定していない理由、これについて伺います。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）生産体制の問題もあり、高野山麓農産物産地化協議会において、生産者等と現状を把握しながら意見集約した上で、今年度中に少しでも目標値を具体化できればというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。3項目、広報について。先ほど答弁の中で、

誘客を促進するためにやりますと言いながら、実際やることは、まっせ・はしもとでポスターを貼ってそこに来られた方に醸成をするという形で、少しいろんな幅があるんですけども、大きく広報の在り方というのは、市外の方に対してやる誘客促進を目的とした市外広報、あと、橋本市民の方に万博でこういうものをやるんだよ、これから盛り上がってこようねという市内広報という二つの側面に区分できると思います。

誘客促進の体制につきましてはしっかりとやるんですけども、市の通常の広報の体制というのは「広報はしもと」とかであると思うんですけど、基本的には市民に対して行う広報、これが主たるものだというふうに私は認識をしております。したがって、市外広報においてはどうしても従たるものにならざるを得ないかなというところで、やはり人的・物的資源の関係から、あと、和歌山県とか近隣市町村、これと広域で共同で行うことが望ましいと思いますけれども、そこについて見解をお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）9月8日に県との説明会等が行われたところで、今後和歌山県の動きですとか、それから「EXPO 2025関西観光推進協議会」において、広域的に情報共有や協議がなされることになると思います。その中において、より有効的な広報活動が図れるように検討していかなければならないと思っています。

議員おただしのおり、和歌山県や、それから近隣の市町村、それからJR、南海電鉄等、官民協働で実施することがまた重要であるとも考えております。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。組織的にはやはり広域でやることが望ましい

のかなというふうに私も思います。

次に、広報の在り方について、イベントを今されている形だとは思いますが、点でまっせ・はしもと1回だけやるという話も、やはり広報としては弱いんじゃないかと。したがって、継続的に行うことが望ましいというふうに思います。

そこで、期間限定で県、近隣市町村と連携して、観光客の玄関口である、国内客向けであれば難波、海外向けであれば関西空港へアンテナショップや、和歌山県や橋本市をアピールできるような大きな看板ですね、誘客をするための仕組みとしての看板等をつくってはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）現段階では、設置の計画などについては計画してはなるところです。繰り返しになるんですけども、先ほど申し上げましたように、和歌山県の動きを今後見ていくのと、それから「EXPO2025 関西観光推進協議会」における広域的な連携などを通じて協議、情報共有されることとなると思いますので、今後もそのような形で取組みを進めていきたいと考えているところです。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）よろしくお願いたします。上のほうが決まらないので下もどうしようもないというのがすごく私に分かりますので、主体的に行動できるような準備をしっかりしていただければと思います。

最後に、国内外の観光客が訪れる中で、橋本市として誘客のターゲティング、要は外国人を誘客するのか、国内の方を誘客するのかという形ですね。国内の中でも宿泊を伴う遠方からの観光客、もしくは宿泊を伴わない近隣観光客、そういった区分に分かれると思う

んですけども、どの層の観光客の方に橋本市を楽しんでもらう、そういった取組みをされるのか。誘客についての考え方、これを伺います。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）現段階では検討しておらず、先週県と協議をした中で、これからスタートをしていくということになりますが、改めて新たな誘客として、外国人であって宿泊を伴わない近隣観光客、高野山等に来られる方、奈良市内に来られる方に焦点を当てるべきではないかなというふうには考えます。

いずれにしても、振興局と本市に誘客をする仕組みを具体化させて、本市としては新たな取組みとして地域通貨等を活用しつつありますので、そういったものを効果的に利用しながら、本市へ少しでも経済活動をより積極的に循環するように、事業所の方や市民の方も楽しんでいただく仕組みというのが最も重要だというふうに思います。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君。

○3番（岡本喜好君）ありがとうございます。外国人の方にしっかり日本というものを楽しんでいただけて、その結果我々も豊かになると、そういった仕組みづくり、これをしっかり目標を持ってやっていただければというふうに思います。ぜひオール橋本で大阪・関西万博を利用して、橋本市の活性化につなげていきたいというふうに思います。

今年は弘法大師生誕1250周年、弘法大師は1220年前、803年、31歳の若さで遣唐使として、世界と日本をつないで活躍されたわけですけども、経済推進部、総合政策部も令和の遣唐使として世界と橋本市をつなぐという使命感、これを持って各種施策を積極的に検討していただきたいというふうに思います。

以上で本件の質問を終わります。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目4、LGBT法案成立による本市の影響に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（土井加奈子君）登壇〕

○総合政策部長（土井加奈子君）LGBT法案成立による本市の影響についてお答えします。

まず、一点目のLGBTに関する法整備を行った諸外国の現状の把握ですが、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法は、多様性に関する理解を増進するためのいわゆる理念法であり、具体的な権利を新たに設けるものでもなく、禁止される行為や罰則を定めたものでもありません。また、施設利用など具体的なことを定めるものでもありません。この法律では全ての国民が安心して生活できることとなるよう留意し、国が運用に必要な指針を策定することを定めています。

また、諸外国では、性的マイノリティの方への理解増進、同性婚を国が制度化している国が増えてきている一方で、女性スペースを侵すことによる問題などは承知しています。

次に二点目の他市で起こった過去のトラブルから同様のトラブルに対する未然に防止する方策の検討についてと三点目の本市における女性用トイレや女性用更衣室、公衆浴場の運用についてですが、他自治体では、性自認が女性であると自称して男性が女性用浴場に侵入し逮捕された問題などがあります。男性が、心が女性であると偽り、女性のスペースに侵入することは犯罪行為であり、許されることではありません。

また、市庁舎のトイレについては、トランスジェンダーの女性の方の利用希望があれば、多目的トイレをご利用いただくことになりま

す。公衆浴場については、本年7月の国からの通達により、概ね7歳以上の男女を混浴させないこととなっており、この男女とは身体的な特徴をもって判断するとあります。したがって、本市におきましても、国の通達に従い、身体的特徴により判断することが適当であると考えます。

四点目に、理解増進のため、本市が具体的に取り組んでいく施策についてですが、このLGBT理解増進法は、多様性に関する理解を増進するためのいわゆる理念法です。一方、本市で定めた橋本市男女共同参画推進条例では、「何人も、家庭、地域、職場、学校、その他の社会のあらゆる分野において、性別に起因する差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を行ってはならない」ことを明記しており、この法律成立前から、既に性的指向などによる差別根絶に向け啓発等の取り組みを推進しています。

具体的な本市の取り組みとしては、令和4年10月に同性婚姻の関係を市が証明する制度である橋本市パートナーシップ宣誓制度を導入し、さらに多様性を尊重し、対象者を拡充した橋本市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を本年10月より実施します。これらは法律上の婚姻関係に関係なく、パートナーや家族として市が証明し、行政サービスや民間サービスを受けていただくことが可能となる制度です。

したがって、今回この法律が成立したことにかかわらず、本市ではこれまでと同じように、性的少数者への理解の推進に関する取り組みを進めていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君、再質問ありますか。

○3番（岡本喜好君）ありません。

○議長（森下伸吾君）3番 岡本君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）順番4、7番 岡君。

〔7番（岡 弘悟君）登壇〕

○7番（岡 弘悟君）皆さん、こんにちは。

今回の通告は二点出させていただきました。一点目は下水道の話と、もう一個のほうは橋本駅前のお話なんですけど、一つ目のほうはずっとやっている一般質問です。長い間ずっとやってきて、どんどんどんどん今橋本市のほうも動いていただいているので、疑問になっている点をこの際いっぺんに解決したいというか、問題をあぶり出しておきたいと思って一般質問をさせていただきました。

余談なんですけど、3番議員がまるで初めての一般質問じゃないぐらい上手にされたので、5期目の私としてはもうちょっと頑張らなあかんなと思っているので、真剣にやりたいと思いますので、皆さん、1時間お付き合ってください。

まず一つ目の項目、下水道事業の現状と今後の課題について。

本市では、昭和58年に下水道事業に着手し、それから40年の年月を経て現在に至ります。40年前の家庭排水のBOD（生物化学的酸素要求量）を考えれば、下水道というのは環境に優しく、水質汚染が顕著になった時代の救世主的なものだったに違いありません。しかし、本市のような山間に位置する地方都市にとっては、建設費や管理費の増大、地域ごとの人口密度の違いで投資金額と収益のバランスが取れない地域が多数あり、下水道計画は大きく遅れています。

さらに計画の遅れに伴い、浄化槽性能の向上、垂れ流しから単独浄化槽、さらに現在は合併浄化槽へと進化いたしました。合併浄化槽のBOD除去率90%以上、処理水質BOD 20mg/l以下です。これは下水道処理場における2次処理と同程度であります。もちろん完

全な水質保全を求めるのであれば、下水道処理のほうが優れているのは明確です。

それでも環境への影響、コスト面、これからの受益者負担を考えれば、本市の下水道事業計画、さらに認可区域について見直すべきということを経験となく発言してまいりました。現状本市も、事業計画の見直しなども含め、今後の下水道事業を考えておられるのも実感できるようになりました。しかし、私が過去から発言した事項の中身は見通しと、認可区域に指定され補助を受けられず浄化槽を設置した市民に対してどのように対処していくかということです。

計画の遅れは行政に責任があるのは明白であります。しかしながら、収支のバランスの取れない地域に下水道工事を行えば、多額の費用とランニングコストがかかり財政を圧迫するのも明白、ならば浄化槽がある地域に無理に下水道を通す必要がないという理論は、私も述べてまいりましたので支持いたします。しかし、それは地域の住民が全て個人負担で設置した浄化槽があるから実行できる理論であり、建設費の削減とランニングコストを考えた場合でも行政の負担は大きく減ることになります。では、なぜ行政が認可区域の網にかけながら下水道建設を行わない地域に、現時点で浄化槽を設置している方にも補助をしないのでしょうか。

下水道計画の遅れを取り戻し、事業計画や認可区域の見直しにより費用対効果の向上、計画予算の圧縮ができる根底にあるのは個人負担の浄化槽ではないのですか。計画区域外、認可区域外の場合、補助はどうなっているのか。事業計画の中の認可区域の網にかけながら、下水道が設置されていない地域はなぜ補助を受けられないのか。その根底となるお考えをお示してください。

それから、私は下水道事業の今後に大きな

不安を感じております。それは受益者負担です。現状、県に支払っている金額との使用料の差額で、本市の下水道運営がこのまま行えるとは到底考えられません。今後の見通しとお考えをお示してください。

二つ目です。橋本駅前再開発改め再生計画の実行を。

本市の玄関口である橋本駅前商店街周辺の再開発は完全に頓挫し、現状は私が小さいときに感じた活気は全くと言っていいほど感じられなくなりました。しかし、どうでしょう。再開発を行い区画整理され、きれいな町並みが必ずしも活気を生み出す原動力となるのでしょうか。

昭和50年代から平成初期には多くの地域で再開発が行われ、そのまちは一時的に活気を取り戻したかもしれません。しかし、特異性のある再開発ばかりではなく、その開発でそのまちの個性が奪われた例もたくさんあるのではないのでしょうか。現在、昭和の雰囲気は、古くさいではなくレトロとして浸透しています。私たちの世代、私、ちょうど今年51歳になります、にとっては懐かしい見慣れた風景でも、外国の方や若い世代の方にはどうでしょう。我々世代が明治・大正レトロと呼んで見物に行った建造物、それに近い感覚が今のインバウンドや若年層には昭和に対してあるのではないのでしょうか。

戦略と発想さえあれば最低限の予算で実行できることはたくさんあると思います。例えば、田中博晃議員が積極的に行っているコスプレとのコラボや、継続的に続けていく事業として、商店街事業の活性化を目的とした新規起業家を呼び込み、生活基盤ではなく遊びに特化した商店街構想など、ニッチな先進地からも学び、本市独自に実行できることはたくさんあると思います。そのニッチな世界観こそが本市に必要と以前質問いたしました。

落ちるナイフをつかむ勇気と実行力が必要とも何度も提案いたしました。今ある橋本駅前の世界観で、再生はいくらでも可能だと考えます。

再開発中止により残った町並みや雰囲気は価値を生み出していることを考えるならば、固定観念や現状の自分の価値観に捉われないニッチな発想が橋本駅前再生の鍵ではないでしょうか。本市のお考えをお聞かせください。

以上二点です。明確な答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君の質問、下水道事業の現状と今後の課題に対する答弁を求めます。

上下水道部長。

〔上下水道部長（堤 健君）登壇〕

○上下水道部長（堤 健君）下水道事業の現状と今後の課題についてお答えします。

近年の下水道事業を取り巻く環境は、人口減少や超高齢化といった社会情勢の変化や施設の老朽化に伴う維持管理・更新費用の増大など、厳しさを増していることが大きな課題となっています。そうした状況の中、国からは下水道事業について、地方公営企業法の適用や事業の早期完了といった方針転換が示され、さらなる事業の効率化が求められてきました。

本市においても、汚水処理方式全般についてそれぞれの特性や費用対効果などを踏まえ、その役割分担の適正化に向けて改めて検討を行った結果、やむなく下水道処理計画区域を縮小し、下水道と比肩する存在になっている合併処理浄化槽による区域を拡大するという大きな方針転換を行っています。

議員おただしの認可区域でありながら下水道が整備されていない地域で、浄化槽の補助金を受けられなかった方がいらっしゃることは認識しています。この制度の根底となる考

え方は、国や県の交付要綱に合わせ、橋本市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第3条第1項で、補助対象地域が下水道事業策定区域を除く市内全域と定めていたことが要因であります。

市としてはこの状況を解決すべく、事業計画の見直しを行い、平成30年度に認可区域の縮小を実施し、浄化槽の補助金を受けられる区域を拡大するなどの対策を講じてきました。その後、認可区域の見直しを含めた処理計画区域の縮小を進める中で、認可区域でありながら下水道整備の見通しが立たない区域においても浄化槽の補助金を受けられるよう、令和2年7月に当該要綱を一部改正しました。しかしながら、要綱改正以前で認可区域内であったため、浄化槽の補助金を受けることができなかつた方に対し、遡及して補助金を交付することは考えていません。

次に、今後の見通しですが、今議会の総務経済委員会でも報告しますが、今回見直しを行った下水道事業経営戦略によると、現在の経営状況が続くと令和12年度以降の資金残高が不足する見込みであることから、令和10年度頃をめどに料金改定も含めた検討が必要であると考えています。

今後も毎年度進捗管理を行うとともに、3年から5年ごとに経営戦略の見直しを行い、経営健全化・効率化に取り組んでいきます。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君、再質問ありますか。

7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）ありがとうございます。一個一個やっていきましょうか。

もともと下水道事業は、昭和50年から始まっている話なので、その頃のことを言うても仕方がないんですけど、僕が議員にこうやってここに来させていただいたときにも大分言うたんですけど、下水道事業は破綻しますよ、

無理です、このままでは絶対無理ですというお話をしたのが十四、五年前かな。そのときから認可区域の話もしてきたし、計画区域の縮小の話もしてきた中で、僕、資料が古かつたんで今間違えていたらごめんなさいね。今県にお支払いしている金額が、たしか全国で和歌山県2番目ぐらいに高かつたですよ。その差額で橋本市の下水道事業を続けていくというのは、どない考えても到底不可能な数字というのはその時点で分かつていたんで、計画どおりいくかいかないかは別としても、料金の改定は必要になってくるというのは目に見えている中で、改定もしていますけどね。

今度、令和10年ぐらいから料金の改定については考えていくというお話なんですけども、それについては市民に対してはどういうふうになアナウンスしていくのかということと、あと議会に対しても、方針としては必ず値上げしないと無理ですよ。市民に対するアナウンス、なぜこれを聞くかということ、一番最初に、僕、これは言うた言わんかつたの話になるかもしれませんが、下水道をつなげるときの話として、浄化槽より少し安いからつなげたほうが、環境にも経済的にもお得ですよみたいな話もあつたかと思うんです。僕、それはそのときからそんな話はおかしいと違わかつて。今やからそうやけど、将来的には必ず、必ず逆転する。ただ、これ、逆転するというのは、浄化槽の管理費用が上がらないという仮定の下で言うとするんで、実際浄化槽の管理費用も上がってくると思うんで、とんとんぐらになつてくると思うんですよ。これ、助け船やけど。でも、だからというてそういう理由を言うときながら料金改定していかなあかんというのは、やっぱり市民に対して説明責任はあると思うんですよ。その点についてはいかがですか。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）この先で料金改定していかなあかんということに関して、市民にどういふふうにアナウンスしていくというおただしやと思うんですけども、令和元年からも同じようにさせていただいたんですけども、やはり当然下水道審議会とかいろんなところ、当然議会にも情報共有をさせていただいて、そして市民にもホームページとか様々な情報共有をした上で、先にはなりますけども、次の料金改定というのを進めていく必要はあるのかなというふうに考えています。

前回の料金改定のときでも、あのときは水道も一緒にあったんですけども、いわゆる地域に入って説明してというような内容もあったと思うんですけども、水道と併せてなるというのであれば、そういうことも併せて検討していかなあかんというふうに考えております。そして浄化槽より安い、少し安いというようなアナウンスをしとったというところ、確かに私も記憶にございます。適正に浄化槽を管理していただくには、それなりにやっぱりお金がかかるというところも踏まえてお話しさせていただいておりましたし、それが徐々に下水の値段が上がってきて、市民の方々にご迷惑をかけているところではあるんですけども、ただ、やっぱり浄化槽のほうもきっちりと引き抜きをしていったら、引き抜き費用とか管理費用というのも、これからもやっぱり値段も上がってくるというところもあるんで、今比較してというのはなかなか言いにくいところ、将来のことを比較して言いにくいところはあるんですけども、同じような形で上がってくるのかなというふうに想定しておるところでございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）ありがとうございます。おっしゃるとおりやと思うんですよ。ただ僕

が言いたかったのは、そういうアナウンスの仕方が悪いという話をしているだけで、そういう言い方をしたらまるでずっと安いままのように勘違いするんで、その辺は考えてくださいねって。これはもういいですわ、別段。つなげてしまっている人もおるし、実際上がってしまっているんで、今後のことは今後考えた方がいいんですけども。この話はちょっと置いておいて。

そしたら一番聞きたかった、一回確認、新しい議員さんもいらっしゃるんで。計画区域内やったら、浄化槽をつくる時は補助が出るんですよ。認可区域に指定されたら補助は出ないんですよ。そしたら、計画区域というのは大きな話ですよ、橋本市全体でこれだけ計画をしますよという、何十年もかけてやりましょうって。認可区域の意味というのは、僕が認識していることですよ。これ、1回、間違えてたら言うてくださいね。認可区域というのは3年から5年ぐらいの間で下水道を通しますよ、ここには下水道が来るんですよという網を、計画区域の中にさらに小さなスポットで事業計画を立てたところが認可区域なんですよ。その辺答弁いただけますか。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）おっしゃるとおりでございます。我々も概ね7年以内に整備を仕上げてしまうというような区域として、認可区域を設置しておるところでございます。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）そしたら、7年以内には下水道は通りますので、この地域に関しては浄化槽を今からつくっても、つくっていただくのはタイムラグがあるので、でも、下水道は7年以内には来ますので補助金は出せませんという議論で出してないんですよ。それ、確認をお願いします。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）先ほども答弁いたしましたとおり、対象区域といたしまして下水道事業の策定区域を除く市内全域としておりますので、ここでは認可区域を除く市内全域というような形で補助金を出しておりますので、認可区域は浄化槽の補助金を出しておりませんでした。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）自分たちが市民に対する説明で、下水道が来るので補助金を出せませんと言いながら網にかけた地域に、今の現状で、僕も賛成していますよ、下水道事業は、費用対効果のないところは浄化槽をつけるべきやというのはずっと言うてきたことやし、別にこれは下水道事業に反対しているから言うるとんとは違いますよ。橋本市の財政と費用コストと、あと受益者負担も考えて、市民の受益者負担も、その三つを考えたときにはそうしないと、下水道事業が破綻するか、むちゃくちゃな金額を受益者負担に求めるしかないからこういう方法で進めていかなければいけないというお話をずっとしていたわけで。そしたら、それは置いておいて。

自分たちが認可区域に網かけたんですよね。7年以内に下水道を造るという目標かな、目標のために。それで、そのかけた網にかかった時点から家を建てたり浄化槽をやり替えた方は補助金を頂いてないんですよね。そしたらあるところの、例えば五、六軒並んでいる道筋のところ下水道が来なくなりましたと。誰が来えへんように決めたんですか。誰がそこに下水道を造らないと決めたんですか。

市民にもアンケートを取っていますけど、僕はあれもすごいおかしいと思うんですよ。市民が決めることじゃないじゃないですか。10軒中、例えば2軒、3軒つけませんよと言うたら造りませんというような話をしている

けど、じゃ、アンケートを取っていないところは100%接続しているの。逆に言うと、アンケートで100%って書いたところは100%接続しているんですか。市民がどうこの話じゃなくて、行政がどうするかの話と違いますのん。決定権は行政でしょう。市民の人がつけようがつけまいがという話にすり替えているだけで、費用対効果のことを考えるからアンケートを取っているのも理解できますよ。それは理解できる、そこは。でも、やるかやめないかの判断は行政ですやんか。その住民の方が決めているわけじゃないじゃないですか。やめない判断をしているのは行政やのに、何で補助金につかないんですか。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）認可区域に補助金を出してこなかったというところと、計画を変更するにあたってアンケートを取ったというところの話やと思うんですけども、まずは、計画というものは時代の流れによって左右されるもんやというふうに私は認識しております。都市計画道路であっても、いわゆる都市区画整理事業であっても、やっぱり時代が、もともと建てた時代というのはいわゆる高度成長期の影響による水質汚濁とか、浄化槽の性能が今ほどよくはなかったという時代の背景にもよります。当然、そのときは右肩上がり人口も増えていっておりました。

そういう時代背景の中で国が推し進めて、下水道整備が遅れていた和歌山県もそれを後押しして、そして橋本市もその流れに乗って計画を進めてきました。当然、国からの補助金もたくさんありまして、時にはその補助金をもっと使えと言わんばかりに、多額の補助金を使うために職員が徹夜して設計書を作ったというような時代もございました。

しかし、時代が変わってきまして、議員がおっしゃったように浄化槽の性能がすこぶる

よくなってきたとか、下水道整備には多額の費用がかかるんやというような指摘が、岡議員のみならず、過去の一般質問でも頂いております。そして人口も減少してきました。大きな流れの変わりというのはやっぱり国から、しかも国土交通省とか農林水産省、環境省の3省合同で、令和8年までに概成しなさい、つまりは事業を概ね終わらせなさいということになってきました。これは国の方針というのが180度違うところにかじを切り出したというふうに認識しました。補助金を出さんようにするさかいに、せなあかんとこだけして終わらせなさいというように我々は感じ取ったところなんです。

ご存じのとおり、補助金なしで市も整備を進めることは、これはできません。ともなれば、やはり最終的には、我々も最初からやる気のない計画を立てたものではありません。本気とする計画としてやっていました。時代の背景や国の意向もある中で縮小の選択をせざるを得なかったんですけども、すると言っていた計画ができなかったことをご迷惑をおかけしたことは理解しております。ただ、そういう背景があったということをご理解していただきたいのと、アンケートはやはり審議会なんかでも、今やれへん地域はどないするんやというような話もあった中で、いわゆる意向を確認しなさいよというところもあってさしていただいたところがございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）ごもっともやと思いますよ。時代背景がそうやから。そうやと思うよ。そうやと思うから聞いているんやけどね。

審議会の話もそうなんですけど、上下水道の審議会ができたのは、僕が水道の件で一般質問、十二、三年前かな、さしてもらったときに、名前を言うたら悪いんやけど、当時部

長やった方が、「岡さん、そこまで言うんやったら、将来の上下水道について審議会を立ち上げます」と返答をもらってすぐできて今に至るんやけど。これ、自慢と違うよ。別に僕がつくったとかそんな話じゃなくて、そのときから議論をしとるよ、だから。そのときから議論をして今に至ってなっているんやから、その間にもできたはずやのにやってないというのが僕はどうかなのではないかというのだけれども、そこはちょっと置いておいて。

だから、時代背景が変わったのは分かりますよ。僕もずっと言うてますやん。同じ方向を向いとるのは同じ方向を向いとるんですよ。下水道事業は破綻するんやから、このまあいけば破綻するんやから、もっと縮小して受益者負担も減らさなあかんし、行政の建築費のコストも下げていかな、そんな絶対できないよって。当時、僕が議員でここに来させてもらったとき、まだ65年かかるとか70年間かかるとか、そんな話をしてたんやもん。何って思ったからね。そんな事業あり得ますかと思っただらうやから、そらそうやと思います。だから聞いとるんですよ。

時代が変わって合併浄化槽も性能がよくなって、でも、下水道のほうがええのはもちろん分かっとるんです。それはもう否めないです。ただ、話が、論点がずれたんで戻しますよ。もう一回言いますよ。それを将来的に、時代が変わったから、下水道を造りません、できません、理解します。そこは理解する。そこは同じやと思う、意見はね。でも、計画は見誤ったのはどっちですか。どちらがその網をかけたんですか。だから、計画を見誤って、時代が変わってその網の中でもできなくなっただけですよ。分かりますよ。理解しますよ。網かけたのは誰ですか。その網をかけたから、助成金、補助金をもらえてないんですよ。網かけたのは行政でしょう。計画を立

てたのは行政でしょう。んって思いませんか。

ということは、認可区域の網にかける以前の人にはもらっているから別に僕は何も言わないですけど、認可区域に入って下水道が来ない。例えば7年やったら、7年の間にそこで浄化槽をやり替えた。家を建てて新たに浄化槽を設置した。その人らは説明を受けとるんですよ。下水道が来るから補助金は出ませんって、この説明は受けとるんです。受けてない人おれへんと思う。皆、それに納得した。しゃあないな、タイムラグがある、僕は今せなあかんから。でも、下水道が来たら、つなげるかつなげへんかは別として、下水道が来るんやったらもらえないなって納得した。でも、下水道は来ないってなった。何でってなりませんか、普通に考えて。僕、何か間違えたことを言うていますか。

契約では来るから、これ、言葉は悪いけど契約不履行ですよん。考えていませんって、答弁じゃ、考えてない。いやいや、考えようよ。それは行政の責任なんやから考えなあかんでしょう。考えておりませんって、そんな他人事みたいなことを言うてる場合と違いますよ。行政が考えて造ると言うて補助金をもらえれへんで納得している市民がおる中で、造りませんねん、そうか、お金のこともあってって市民は我慢するかもしれん。僕は我慢しますよ、内情が分かるとるんで。補助金は。どこ行ったん。建築コストも安くなるんと違いますか。その辺答弁をもらえませんか。造れへんということはコスト削減になつとるんと違いますか。答弁をください。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）補助金が当時出せなかった。そして、まず建築の費用が安くなったということに関しては、当然しようと思っておった事業をしないようになったということに関しては、出す費用がなくなった

んで安上がっているということにはなつてくると思います。

ただ、もともと我々も事業をするためには国の補助金をもらいながら事業をしようと思っておったというところの背景もあったけども、その背景がなくなってしまった、後ろ盾がなくなったということで、我々も方向転換をせざるを得んようになったということをご理解ください。

そして、先ほどの契約不履行という話があったと思うんですけども、計画が果たさんといかん約束というふうに定義されるんやったら確かに不履行かもしれないんですけども、先ほども答弁しましたけども、計画というのはやっぱり時代の流れに左右されるものであるということもご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）ちょっと話がかみ合っていないで整理しますね。契約を進めろという話をしとるんじゃないんですよ。計画を縮小しているのも、認可区域を今外してもらっているのも、僕はずっと言うてきたことなんで理解しとるんですよ。だから、計画を縮小するのも構わないと言うているし、そうしか道がないというのも理解しとるんです、僕も議員生活が長いんで。僕が言うているのはそこじゃない。

分かってくれているとは思いますが、認可区域の網にかかっている人は、その計画の中で補助金がもらえなかったんですよ。そしたら、次はその計画が頓挫して、下水道は来ないし補助金はもらえない。しかも、行政からしたらランニングコストも安くなるし、建設費用も安くなっているわけですよんか。補助金を渡す金額と造る金額やったら、補助金を渡す金額のほうが必ずしも安いでしょう、地域によっては。五、六軒の家のところは200

mの管を通すことを考えたら、補助金を渡したほうが安いのは誰でも単純計算で出ますよ。安いから渡せという話じゃなくて、建築コストも安くなっているし、補助金も渡せへんし、全部そこの地域の住民からしたら納得できない話なんですよ。

これ、感情論の話で言うのと違いますよ。計画がそもそも論、認可区域を決めるときに、ここは建築コストとランニングコストがかかる、そういったところも認可区域の網に入れていること自体がおかしいというんや。僕、これ、ずっと言うてますやん。そんなポンプアップせなあかんところに下水道を通す計画を立てていること自体がおかしい、ほんまに。当時は、部長がおっしゃるみたいに夢もあったし人口も増えてたし、それでええと思う。だから、今は思い切ったかじを切ってくれた。それも認める。ええことやと思います。そうじゃないとやっていかれへんから、思い切った決断も市長もしてくれたと思っています。だからこそこれを言うてるん。

じゃあ、取り残された人たちはどうなるのという話をしている。僕は何も計画自体に反対しているわけではない。そこを僕は考えていかなあかんという話をずっとしている。だから、認可区域を縮小してほしい、解除してほしいというのは、僕、ずっと言うてきたことです。市民の人が怒られましたよ。「岡君、何でや、下水道に反対しとるんか」って。違いますって。認可区域になって、いつ下水道が来るか分かれへんのに、家を建てたり、浄化槽を直したときに補助金が出ないのが不公平やから一旦外してもらってるんですって。そんな計画性のない網にいつまでもかけてももらっても住民の人は何も得をしないし、何も下水道が来る期間が早くなるわけじゃないから、認可区域にあるから早いというわけではない、実際。今は頓挫しているんやから。だ

から僕は外してくれと言った。それももちろん認めます。やってくれています。

ただ、今取り残された人たちはどうなっていくのというのを思っているから、この質問をさせてもらっている。でも、答弁できないと思います、これについてはね。これ以上詰めてもね。詰める気はあるけど、まだまだ詰めようと思ったら詰めるんやけどね。でも、答えはないんで。

ただ、僕は一定の評価というか、感謝はしています。思い切ったかじを切ってくれたんでね。それに対して僕は市民にもちゃんと説明しています。ちゃんと理由は。受益者負担の増大も、環境にはお金がかかりますって。事実です。二酸化炭素を減らそうと思って電気自動車を買うんやったら、びっくりするぐらい高いよね、今はね。将来的には安くなってくるかもしれん。時代が変わってきて浄化槽の性能が上がってきたから、話がどっちなんよという話になってきているのも、それも理解する。ただ、考えておりませんという答弁だけは納得できませんので、検討をしてください。その答弁だけ頂きます。

○議長（森下伸吾君）上下水道部長。

○上下水道部長（堤 健君）当然、このご意見を頂いたときに、我々としてもすると、やるとどういう問題が出てくるんかということも検討させていただきました。すいません。やっぱり補助金を出すとなったら、申請していただかなあかんということがございます。ただ、申請していただくにも、当時の領収書なり請求書というのを出してもらわなあかんということになると、やっぱり我々も何の確認もなしにお金を出すというわけにはいきませんので、そういうところ、どんな問題点があるんかなということも検討させていただいたんです。やっぱり補助金を出すとなったら、そういうものを出しても

らわなあかん。ただ、それができるんかどう
か。もう時間もたっていますし、なかなか難
しい問題もある。その中で、ある人はいける
かもしれないけども、ないからそれは払えませ
んという、今度またそこに差が出てくるとい
うところの問題もございます。その人がまだ
住んどいたらええんですけども、それが既に
空き家になっったりとか、取り壊しとっ
たり、もしくは人が替わっったりとかって
様々な問題もあるという中の検討結果として、
今回にお出しすることはできませんという答
弁をさせていただきました。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）もう平行線なんで、あ
とは、僕は問題提起をさせていただいたんで、
ユーチューブを見ている市民の皆さんと行政
の皆さん、同僚議員の皆さん、考えていただ
いたらええかなと思います。無理強いに補助
金を出せ補助金を出せという話をしとると
違いますよ。ただ単におかしいって。おかし
いと違いますか。それはどう考えても。僕、
議会って議論の場やと思っている、ほんまに。
やから、やからって言葉が悪いですけど、こ
っちから一方的な話をするのではなくて議論
の場やと思っている。だから、議論がどっち
が正しいんか、議論がどっちのほうが上回っ
ているんかで、僕は議会というのは成り立っ
ていると思う。これを聞いてどっちのほうが
理屈が通っているんかというのは、皆さんが
考えていただいたらいいことなんで。これ以
上のことを言うても仕方がないんで、これの
関係に関してはもういいですわ。

部長、下水道事業、今後、大きくかじを切
っていただいているんで、できたら値上げに
関しては極力少なく、市民負担、計画を中止
する方には丁寧な説明、あと、現状の下水道
事業の在り方というのもやはりちゃんと市民
に分かりやすく説明していただきたいと思う。

まるで下水道が魔法みたいに思っている方も
いらっしゃるんでね。浄化槽でも十分対応で
きている。環境問題にも対応できる。そうい
ったこともちゃんとアナウンスしていかなと
ね。それは行政が悪いんですよ。下水道が全
ての水質に対して100%対応できるんですみ
たいなことを言うとした時代があったんです
よ、過去ね。今は違うんで。浄化槽さえ管理
しとったら。においの問題があったり、下水
道のほうが優れているのは分かっているんで
すけども、費用対効果の面もあるんで、その
辺の説明とか、あと住民に対する説明と、あ
と値上げに対するのはこれから考えていつて
いただける話になると思うんで、十分議論し
ていただきたいと思います。これに対しては
答弁は結構です。

一つ目の質問はこれで終わります。

以上。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、橋
本駅前再開発改め再生計画の実行をに対する
答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）橋本駅前再開
発改め再生計画実行についてお答えします。

まず、橋本駅前の現状ですが、事業区域の
縮小に伴い除外区域となった橋本駅前地域の
今後の整備方針を検討するため、平成29年4
月に駅前地区活性化協議会を設立しました。

地元と協議を重ね、要望のあったところ
について工事を行い、整備が完了しています。
これにより協議会としての目的は一旦達成し
ているため、現在は活動を行っていません。
また、市有地について、一部は地元商店街に
貸出しを行っていますが、ほかは具体的な利
用はできていないのが現状です。

一方、昭和のまちというコンセプトでまち
全体や商店街でまちおこしを行っている自治

体が、レトロということで大きく注目されています。

本市に観光等で来られる方、また、映画撮影や写真撮影等関係者などが橋本駅前にある旧JAビル、橋本市民会館、橋本商工会館1階内にあるラウンジ、高野口駅、高野口パイル織物資料館、葛城館、高野口小学校など、レトロということで関心を持っていただき、その問合せも少なからずある状況です。

また、令和4年度に策定した橋本市シティプロモーション計画では、本市への観光客は約95%が日帰り客であり、また本市は高野山麓をはじめとした観光地を訪れる観光客の経由地となっており、交通機関については市外の利用者も多い一方で、目的地の通過地点にとどまっているのが現状であると分析しています。

議員おただしの橋本駅前については、空き家など現在の町並みや雰囲気を活用しつつ、橋本駅前における交流人口の増加を図ることは、再生に向けた取組みの一つとなり得るとは考えます。

再生計画をつくる場合は、駅前の商店や住民とともに作り上げる必要があると思いますが、計画の中でレトロというコンセプトについても可能であれば協議できるよう情報収集の準備を行い、また、新規起業家を呼び込むことになれば、当該企業に対する創業補助などの支援を行うことは可能と考えています。

○議長(森下伸吾君) 7番 岡君、再質問ありますか。

7番 岡君。

○7番(岡 弘悟君)ありがとうございます。これは提案型の一般質問なんであまりそんな話はないんですけど、この提案をするにあたって、自分が小さいときに東映のニチイがあったときのことをやっぱりずっと覚えとるんです。母親に連れられて電車に乗って、ほん

まに当時は橋本駅ぐらいしか買物に、買物って普通の買物じゃなくて、おもちゃを買ってもらったり、土日に行ったらすごい人が商店街において、僕は茶わん屋さんで漫画の茶わんを買ってもらうのが大好きでとか、そんなんね、今でもまだ売ってはるんですよ。

この間、僕の知り合いが「これ、買ってきてん」と言ったら、昭和50年代ぐらいのアニメの茶わんやって、まだ売ってると思ってほんまに欲しくなったんで、欲しいなと思ったんですけどね。

感覚としては、僕、いつも言うじゃないですか。僕らにとったら価値のないものが、1%の人にとっては価値があるものやと。その1%の人に来てもらったらどれだけの価値が生まれるのかなというのをずっと提案しているんだけど、今レトロブーム、レトロブームって言うけど、僕らからしたら普通に寂れた商店街、言葉は悪いですけど、寂れた商店街にしか見えないけども、実はコスプレの方たちとかにも聞いても、すごくいい雰囲気ですごく写真を撮りたい。同僚議員もやってはりますけど、それは単発的にでもイベントにもなるし。

あと、いろんな情報を調べていったら、わざわざそういうレトロ商店街を新たに建てて、観光名所にされているところがあるでしょう。その中でしか使えないお金を料金所で交換して、中で現金を払うんじゃなくて架空のチケットみたいなのでお金を払って、全部レトロなんですよ。そういうのをわざわざ求めにいかれる方、おられるんです。クレヨンしんちゃんの映画でもありましたけど。そういう昭和レトロ、いまだに憧れているとか懐かしい。僕らは懐かしくて行くし、今の世代の子からしたら、逆に新しい。その感覚って大事やと思うんです。

だから、今の再開発が今の形で進まない以

上、何かしらできるかといったら今の形を残してやっていくのが僕は一番や思うんです。その方法としてはいろんな方法があると思います。その一つとして、閉まっているシャッター街をどうにかする。その方法としては、もちろん行政はてこ入れ要りますよ。中をきれいにするのに補助金は出したりせなあかんけど、そういうところで起業したいという人を呼び込む。各先進地ではやってはりますけどね。そういったこともできるし、何かしらその雰囲気を使ってできないかなと思って質問をしているんですけども、部長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）答弁の中でも触れさせていただいたんですが、橋本駅前をそういったレトロという、特に塾が周りにある中であのJ Aのビルが非常に際立っているという、そんなふうな視点で問合せがあるのも事実です。商店街が今本当に中にいろんな物を置いてたり、片づけができないから借りてもらえない。また、思った以上に家賃が高くなる。そういったことが想定されているという中で、新たに創業をという方も、駅前に関してはなかなか出てこないというのが現状です。

そういった課題を解決する一つとして、今議員が言われたような視点というのは、僕自身は大事なことだというふうに考えます。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）結局最後はコンセプトやと思うんですよ。コンセプトがばらばらやったら、そこには人は集まらないですよ。だって、自分が思っているコンセプトを見に行きたいと言っても、そこがごく一部やったら、そこだけ見てもしやあないんでね。全体のコンセプトを考えていかんといかんの。そこを考えて、そのコンセプトに合う方を呼ぶと

いう手法かな。そういうのは行政がお手伝いをするところやと僕は思うんですけどね。これはお互いの提案同士で一番いいものをこれからつくっていただいたらいいんで、何が答えがあるというわけではないので、それはそれでいいんですけど。

裏なんばって知っていますか、皆さん。知っているということは大分飲むのが好きな方かな。僕も好きなんですよ、裏なんば。まだ最近ですよ。十数年前、10年以上前やったら閑散としていましたよね。僕、ユニバースとかある雰囲気が大好きなんですけどね。あのユニバース、今ライブ会場になつとるんですよ。あの中でライブを行うんですけど、すごいいい雰囲気です。僕の知り合いもしょっちゅう行っています。自分の好きな歌手が来るんで、エゴラッピンとか来るんですけどね。ほんまにいい感じ。だから、いつかは価値がなかったんですよ。誰も見向きもせんかったんです、裏なんばなんて。でも、一番最初に価値を見つけた人、今みんななんばやからと思っている人、もう駄目ですよ。自分の価値観にとらわれ過ぎ。なんばやろう、やっぱりなんばやからと思った人、駄目です、駄目です。なんばの中でもあそこに価値を見いだした人。一番最初の人おるんですよ。誰も来えへんところにまずお店を出した人おるんですよ。みんないっぺんに出そうかと言うたんと違いますよ。そういう人たちが1人、2人、3人集まって今の形になっているんですよ。そこを切れるかどうか。そこに焦点を当てれるかどうか。僕はそれを行政に求めたい。

今の裏なんばが成功しているのはなんばやからじゃないですよ。そこに目を向けた、ほんまに一番最初に目を向けた数人が今の裏なんばをつくったんです。成功したから人を呼べた。人が来たから店も増えた。この相乗効

果。

堺東の銀座商店街、知っていますか。銀座通り、駅前だね。10年前やったら閑散としていた。今お店でいっぱいですよ。新しいお店が増えて。これ、なぜか。なんばでお店を出したら逆に高いから、堺東にみんな店を出し出すんですよ。そしたら相乗効果で、店ができたなら人が寄ってくるんですよ。今そないなってきたんですよ。

昔のバブル期に家を建てられなくて、橋本市でみんな家を買ったんですよ。大規模開発が起こったのはそうでしょう。それと同じ効果が今そういう観光客に起こってるんですよ。それをみすみ、橋本駅って直接電車で行く人は別として、電車を乗り換えるんですよ。駅前降りなあかんじゃないですか。わざわざ降りてくれているのに、何もせえへんこと自体おかしい。みんな駅に降ろそう、降りてもらおうと思って一生懸命やってるんですよ。でも、何人か降りてくれとります。その人らがSNSで発信してくれたら、それだけでもすごい広がる。利用せえへん手がないじゃないですか。

じゃ、あの雰囲気何ができるかって、付加価値をつけてやっていったらいいんじゃないかなと僕は思うんです。だから、裏なんばの再生が何で成功したかというのは、なんばやから、立地条件がええからというのはもちろんあるかもしれないけど、じゃ、堺東はどうなってんのという話にもなるし、そうじゃなくて、目のつけどころ。自分の価値観で判断しない。1%の人でいいから何を求めているかというのが必要やと思うんです。だから、僕はこの質問をさせてもらった。

副市長、どない思いますか。裏なんば、なかなか副市長も好きそうですけど。僕は大好きですよ。僕は別にそんな変な意味で言うてませんよ。裏なんばって聞くと変なふうに取り

られる方おるでしょう。おしゃれな飲み屋街ですよ、今。すっごいお洒落。そういった価値観を創造していくのに切り口を変えていくという手法なんですけど、副市長はそれについてはどうにお考えですかね。今、橋本市でもそういった動きがあったらええのになとか思うんですけど、そういったの何かないですかね。

○議長（森下伸吾君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）実はまだ公表されていないんですけども、市内で事業を営んでいる個人の方なんですけども、この方は今橋本駅前をどうにかしたい、再開発したいということで、地権者でありますとか、あと県とか市のほうにも相談に来られております。ただ、全体的な事業費ですとか、資金計画、事業手法については決定していませんのでまだ何も言えない状況なんですけども、市としてもあそこの駅前は土地をたくさん抱えておりますので、ぜひともこの個人の方をサポートして、事業実施に向けてできたらなというふうな形で今情報共有をしているところなんですけども、仮にそういった再生計画、再開発がうまくいきますと、当然人の流れも、議員が言われたようなところに誘導することもできますので、ある意味、新しいエリアとレトロなエリアで相乗効果というのも生まれるかと思っておりますので、今後、そういった個人の方が取り組んでいる事業についても注視しながら取り組んでいけたらなというふうには思っております。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君。

○7番（岡 弘悟君）ええ話ですね。みんな思いは一緒やと思うんです、ほんまに。地元の玄関口ってよく前市長もおっしゃったし、今の平木市長もよくおっしゃいますけども、やはり駅前が寂しいと寂しい。僕らも寂しい。あの頃の、最近50過ぎたらほんまに小さかつ

たときのことを思い出すんですよ。東映ってもっと大きかったとか、あの建物を見たら。あれ、小さいなって今残っている鉄骨を見たり、そういう感覚というのが今の若い子にはレトロが新しい。僕らにとっては懐かしい。

そういうのをやはり地元の人にも持ってもらったら、地元の人も来てもらえる商店街になって。でも、商店街って魅力がないと。その魅力づくりって何かと言われたら、やっぱり今のコンセプトに合っていなかったら、なかなかスーパーには勝てないですよ。品ぞろえとかそういうところで勝負したって勝てないですよ。値段で勝負しても勝てないし。じゃ、何で勝負するんって。付加価値にお金を払ってもらわんと。その付加価値というのは自分たちでつくるものではなくて、長い年月をかけてあの雰囲気を出している。それは誰もつくれないものなんで。そういう商店街、全国にいっぱいあると思うんですよ。みんな一生懸命今いろいろ考えていますよね。商店街全体をホテルにしたりとかね。閉まっているところを改築してホテルにして、商店街で買物をしてもらって楽しんでもらうって、東大阪にもありますけどね。また1回みんな見に行ってもらったらええと思うんですけど、結構面白いですよ。

そういったふうにしてちょっと切り口を変えていったらお客さんは呼べるし、活気も戻ってくると思うんです。でも、一番最初にやらなあかんのは活気を取り戻すことなんで、活気を取り戻すためにはやはり自分の価値観にとらわれずに、1%の人が面白いと思うことをする。僕、それだけでいいと思う。99%の人が反対したっていいんですよ。そんな何の興味もないって。別に構わない。僕、ちょっとオタクなところがあるんでね。よくご存じやと思うんですけども、僕はプラモデルとかあんな大好きで。最近ではラジコンのジ

ェット機が欲しいとか、そんなことばかり考えているんですけど、そういうのも実はすごいファンがおるんですよ。目のつけどころで全然違うんで。

だから、自分の趣味ばかり押しつける気はないんで、また行政でその辺を、新たな動きもあるということなんでそこをタイアップして、できれば今の雰囲気をお金を使わずに、お金が一番の問題になってきますので、費用対効果の大きい資本を、言葉は悪いですけど突っ込んで、それをリターンできるぐらいの、地域の皆さんと市でリターンできる。それによって市民も潤うわけですから、そういった発想をこれから持っていただきたいと思います。これから続けてまたお話ししてください。

質問は以上です。

○議長（森下伸吾君）7番 岡君の一般質問は終わりました。

この際、2時50分まで休憩をいたします。

（午後2時36分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番5、8番 田中君。

〔8番（田中博晃君）登壇〕

○8番（田中博晃君）皆さん、こんにちは。ここへ立つのも半年ぶりかと思うと、ちょっとどきどきするなという感じがします。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は、项目的には一つだけやけれども、中身、小項目四つありますので、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

行政DXの役割について～はしもとワクワク大作戦～。

みんながわくわくする橋本市を創造したい、

そんな思いの下、行財政改革とDXの関連について以下を問います。

まず、一つ目、各種申請についてです。

これは以前も一般質問をさせてもらいましたけれども、まず前提として、仮に窓口に100人の方が来るんやったらせめて90人にすることで、1割減ることで業務の負担も減るんじゃないか、また市民サービスも向上するのではないかという観点です。

過去の一般質問や委員会などで、本市に対する様々な申請について質問を行ってきた。例えば申請フォームについては、要綱等で印鑑不要と定めることで押印の必要性がなくなる点、マイナンバー導入により今後本人確認が容易になる可能性がある点を考慮し、各種申請について、現在どのような改革が進んでいるかについて進捗を含め問う。また、学校施設の貸出し方法の見直しや、経済推進部局が窓口となる各種補助制度の申請についても併せて問う。

二つ目、ふるさと納税電子クーポン券制度導入について。

以前の一般質問で、ふるさと納税としての大きな効果は期待できないが、本市PRや見せ方の点での効果は期待できると電子感謝券について質問をした際、ふるさと納税としての効果は期待できないとの謎答弁であった。これまでふるさと納税の返礼品は地域の特産品や農産物などがメインであり、これらを扱う事業者しか商品を購入することができず、地域への経済波及効果の偏りが指摘されるケースもあったとの報道もあった。これについてはあくまで商品納入に関してであり、ふるさと納税が増えることで市民サービスの向上に資することは触れられていない。

ただ、電子クーポン券であれば、飲食店や観光施設など幅広い業種への経済効果の広がりも期待できる。また、セグメント配信やS

NS配信との併用で、本市を見せる一つの材料となる点、導入経費がかからない点、ポータルサイトが商品を増やしている点や様々な自治体が取り組み始めた点、マイナンバーカード導入によるひもづけが始まる点等を踏まえると、当時の提案は決して間違っていなかったと考える。

そこで、ふるさと納税電子クーポン券制度の導入と同時に、ふるさと納税のPRにおけるデジタルマーケティングの活用の一つと位置づけるべきと考えるが、本市の見解は。

三つ目、情報発信について。

京奈和自動車道に架かる市道橋梁に横断幕を設置して本市のPRツールの一つとして考えてみてはと提案したことがある。当時はあまり色よい返事はもらえず、市脇バイパスの途中にある、今はないんですけども、ある電光掲示板で対応との答弁だったと記憶している。

しかし、実際に高速道路や自動車専用道を走ってみると、橋梁に自治体の観光や施設、政策の横断幕を見かけることが増えている。私が調査した自治体にも、様々な話を確認したが、設置に対するハードルは低かったと考える。そこで、改めて橋梁に本市の農産物や市の施設、政策をPRする横断幕設置について問う。

4項目め、公園防犯DXについて。

きのこ公園や杉村やすらぎ広場など他自治体に負けないすばらしい公園があり、休日ともなると相当の人数でにぎわっている。反面、駐車場代わりに使ったり、夜間のトラブル等も少ないながらある。両公園とも防犯カメラは設置されているものの、死角があまりにも多いと私は考えている。そこで、市民や子どもたちが安心して遊べるよう、防犯カメラによる安全対策を今以上に行うべきと考えるが。

以上、壇上からの質問を終わります。明確

な答弁をお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君の質問、行政DXの役割について～橋本ワクワク大作戦～に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（土井加奈子君）登壇〕

○総合政策部長（土井加奈子君）行政DXの役割についてお答えします。

まず一点目の各種申請についてですが、本年3月にDX推進計画を策定し、令和7年度末までにオンライン化にそぐわないものを除く、原則全ての申請手続きのオンライン化を予定しています。

令和4年度には、国が提供するぴったりサービス上で、子育てや介護など手続きのオンライン化を実施し、今年度は年間200件以上受け付けている申請手続き等について、優先的にオンライン化を進めているところです。

本年10月からは、申請フォーム上でのオンライン決済の導入を予定しており、以降は手数料を必要とする各種証明書等の申請についてもオンラインによる手続きが可能となることから、市民の利便性向上はもちろんのこと、業務の効率化にもつながると考えています。

また、公立学校施設の貸出し方法の見直しですが、従来、学校と教育委員会の2箇所において窓口で申請を受け付けていたところですが、現在、各学校に対してメールによる申請受付を依頼しており、調整ができた学校からメール申請を取り入れる予定です。なお、メール申請の利用を開始しても、希望する方には今までどおりの紙ベースによる窓口申請も受け付けていきます。

経済推進部局が窓口となる各種補助制度の申請については、来庁することなどの事業者負担を軽減するため、以前より対応可能な範囲でメール等での対応を行ってきたところですが、令和5年度からはスマートフォンやパ

ソコンからオンライン手続きができる電子申請システム「LOGOフォーム」の活用を始めました。電子申請により各種申請がより簡略化され、事業者の負担軽減と市業務の効率化がさらに進みつつあります。

産業振興課においては、物価高騰対策商工業者支援給付金交付申請、橋本ふるさと便(商工)事業指定事業者登録申請、デジタル地域通貨加盟店登録申込み、創業塾受講申込みの四つの申請について運用を行っているところです。

一方、農林振興課においては、補助事業対象者の年齢が高く、窓口で補助事業の申請を希望される方が比較的多い状況となっておりますが、橋本市農産物インターネット販売促進事業や橋本ふるさと便事業、また一部の国費事業などでは電子申請で補助申請を行うことができる体制を取っているところです。

次に三点目の情報発信についてお答えします。

京奈和自動車道に架かる市道橋梁への横断幕の設置等に関しましては、これまでも一般質問を頂き、地域資源・地元産品の情報を発信する手段として有効である旨の答弁をした経過があります。

橋本管内の京奈和自動車道上には、現在市道として市が管理する橋梁が7橋あり、議員おただしのおり、本市のPRツールの一つとしての活用が考えられます。橋梁への横断幕等設置に関しては、安全かつ適切に設置するために、市道を管理する部局であり、屋外広告物条例を所管する部局でもある建設部と協議を行いながら、今後活用に向け検討します。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）次に二点目のふるさと納税電子クーポン券制度導入につい

てお答えします。

ふるさと納税電子クーポン券は、ふるさと納税の返礼品として、寄附自治体を訪れた際に2次元コード決済により加盟店でサービス等が受けられる電子クーポンを返礼品とするもので、従来では返礼品への参画が難しかった飲食店なども参画できるなどのメリットがあります。

令和3年9月議会でご提案いただいた電子感謝券は、制度上のメリットはあるものの、全国的に認知度が低いため、店舗登録の促進や寄附者からの魅力、PR効果が限定的となり、結果、利用実績にもつながりにくいとの判断で、現時点での導入は考えていないと答弁させていただきました。

その後、令和4年11月にポータルサイト、さとふるが同様の電子クーポンPay Pay商品券を開始しました。これは多くの消費者や店舗が利用しているPay Payアプリを活用することもあり、課題であった店舗の加盟促進や消費者目線の魅力度で期待値が高いの判断から、本年8月4日より本市においてもサービスを開始したところです。今後はPay Pay商品券の利用促進に向けて、南海沿線マルシェなど近隣エリアでのイベントや橋本市公式LINEなどでのPRを考えており、公式LINEについては市外の登録者を増やすため、首都圏で実施する八芳園プロモーション事業などにおいて、登録促進キャンペーンに取り組んでまいります。

また、ふるさと納税における寄附者のニーズや返礼品へのアプローチ方法などを捉え、効果的なウェブ広告や販促事業を実施する上でデジタルマーケティングは大変重要と考えており、近年の寄附額の伸びや経費削減効果で捻出した経費を活用し運用しているところです。電子クーポンについても一定の利用が進むことでマーケティングとして活用し、そ

の状況に合わせて各種事業への反映も可能と考えています。

本年10月以降は、ふるさと納税制度の改正により経費が厳格化されますが、さらなる運用の見直しなどによりマーケティングやプロモーションに投資できる経費を捻出し、事業に活用したいと考えています。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）最後に四点目の公園防犯DXについてお答えします。

まず、杉村やすらぎ広場については現在、駐車場全域と遊具の大部分を見渡せる防犯カメラを設置しています。次に、名古屋児童公園、通称きこの公園は、隣接の集会所から主要の遊具、駐車場及びトイレ付近を見渡せるように防犯カメラを2台設置しています。両公園とも夜間に対応した防犯カメラですが、きこの公園は杉村やすらぎ広場と比べると映らない部分があるため、市民が安全で安心して遊べるよう防犯カメラを設置した上で、関係部署とも連携しながら安全対策を講じていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君、再質問ありますか。

8番 田中君。

○8番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。四つとも前向きというのがむっちゃ怖いねんけど。ありがとうございます。

ということで、順番に質問をしていきます。まず最初の申請のところなんですけれども、窓口、メールの併用申請で、経済推進部にお伺いするんですけれども、窓口とメールの併用の申請の割合とかその傾向、答弁でもちよろっとありましたけれども、やはり農林関係は紙ベースが多くて、商工関係はメール、電子申請が多いのかなというふうには想像できるんですけれども、その辺り教えてください。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）現在産業振興課のほうで申請を受け付けている、壇上でも説明させてもらった四点について、まず、これは8月30日現在におけるものなのですが、物価高騰対策商業者支援給付金申請については、全申請が1,232件のうち電子による申請が619件で、申請率が50.2%です。それから、商工版ふるさと便事業指定事業者登録申請については、全申請件数が29件中、電子による申請が28件で96.5%となっています。それから、デジタル地域通貨加盟店の登録申込みについては、109件中77件が電子申請によるもので70.6%、それから、創業塾総合セミナーの申込みについては、全17件中16件、94.1%が電子申請というようなところです。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ありがとうございます。やっぱりそういった方向になっていくのかなと。もちろん内容によっては紙ベースのほうが多い。これは分かっているんですけども、これからこういうこの時代、この時代って言い方おかしいな。今、電子申請が増えてきている中で今後も増えていくのかなというふうには感じております。

そこで、もし分かればでいいんですけども、利用された方の反応ですね。僕らが聞く限りでは、なかなか昼間仕事を休んで申請に行きにくいんやというようなことはよく聞きますけれども、そういった中で利用された方の反応と、プラス逆に業務する側というかな、市の職員、担当課の職員のちょっとでも仕事が減ったよという効率化の部分がもし分かるのであれば教えてください。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）事業者の方の反応なんですけど、市役所へ来る必要がなくなった、それから、本当に簡単に手続きができ

る、インターネットの情報を注視するの必要はありますが、申請が始まったらすぐにでもできたんですごくありがたかった、それから、休みの日にいつも行っていたのがちゃんと休みを優先して取れるようになったよとか、そういった声を頂いています。

担当課の業務についてですが、特にこれまで紙ベースで申請を頂きますと、それをもちろエクセル等に入力をするという作業からスタートするんですが、電子による申請ですとそういった情報が一切エクセル等のファイルですぐ見れるような状況で登録されておりますので、非常に職員にとってもそういった作成作業が軽減されたというふうに好評だと思っています。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ありがとうございます。これからまた様々な問題点が出てくるかもしれへんけれども、現在のところは概ね好評だと。利用する側、そして受ける側についても概ね好評だというふうに理解しております。

そこで学校になるんですけども、これも多分2年ぐらい前やったかな、最初は文教施設、特に振興公社関係の施設についてはメールで、その後も学校施設も追いかけてやってほしいというお願いをしておったかと思えます。その後も担当課のほうに何度も行って、担当課長と話を詰めてきて、もうちょっと早めにできるのかなというふうに思っておりました。事前レクでも、メールやたらなくなる可能性があるとか、貸出しは対面でしたほうがええとかというような、過去の答弁と食い違うような発言も聞いたりしたんですけども。そもそも今小学校の施設を使っている団体というのは2月とか3月に体育施設の会議をやっていて、そこで市から番号をもらいます。その番号を持って、年当初に番号をもらったときに次年度というかな、4月

以降の会場を借りておる状況なんですよ。そやから、実際に借りる段階では誰が借りに来るかというのは分かっていると。さらに、イレギュラーの場合はちゃんと教育委員会に行って学校も行ってというのは当たり前なんですけれども、まず普通に使うところは決まっています。

学校施設の申請というのはご存じの方も多いかと思うんですけれども、僕らは少年野球で小学校を借りていますけれども、どないするかというたらまず学校へ電話して、高野口小学校は2か月間借りられるんですけれども、そのときにいつ行っていいというのを担当の先生、だいたい教頭先生なんやけれども、そこに確認を取って、じゃ、この日に来てくださいということで申請に行きます。出した内容を学校の行事予定と見比べていってくれるんですけれども、学校からもらう資料って実は全部手書きなんです。それを全部手書きで書き写して、それをもらった上で教育委員会に再度持って行って、そこで教育委員会の許可をもらうというのが今の流れです。

もちろん学校なので、平日の昼間にしか行けない。例えば電話して行っても、やはり先生方は忙しい。子どもたちに何があるか分からない中でイレギュラーが多いというのもあるし、申請する方がかぶるときがあるんですわ。そしたら、先生の手って1個申請に15分ぐらいかかるんで、今。それがかぶるだけで半時間とか、何件もかかったら下手したら1時間ぐらい業務できれへんということもあります。学校によっては1か月申請のところも2か月申請のところもあって、現在でも足並みがそろっていないのかなというふうに考えています。

今答弁で今後やっていく方向で話を進めているというふうには言うてもらえたんやけれども、いつぐらいからまず取り組める予定な

のか。もちろん学校それぞれでやり方、考え方等も違うから、一気に用意ドンで全部いくとは思っていませんけれども、いける学校やったらまずいつぐらいから取り入れてくれる予定なのか。細かい内容は別としても、学校も利用者も利便性を追求した内容、借りられる内容になっておるのか、ここについてお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） ただ今のおただしにお答えします。

教育委員会のほうから9月1日の校長会で、メールの申請を受け付けていただきたいということでお話をさせていただいてあります。各学校から承諾していただく旨の回答は9月15日まで受け付けるようにしています。その時点で一旦区切らせていただいて、利用可能な学校を全団体に通知させていただきます。メールによる申請は10月1日から受け付ける予定です。

今後、承諾していただける学校が増えていけば、時期を区切りながら実施する学校を増やしていきたいと考えています。

○議長（森下伸吾君） 8番 田中君。

○8番（田中博晃君） 特に学校施設については、使われる団体ってそんなにそんなに多くないというかな、学校単位でほぼ決まっている状態なので、そこについてはきっと担当されているほとんどの学校で教頭先生が窓口なんですけれども、教頭の事務負担はかなり削減されると思うので、ぜひやっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それで次にふるさと納税です。先ほど答弁いただきましたけれども、私は令和3年9月議会でも、先ほど壇上で答弁があった全国的に認知度が低いとか、店舗登録の促進や寄附者からの魅力、PR効果が限定的となり、結

果、利用実績にもつながりにくいというような判断をされたということやっただけですけども、私はそれも踏まえて、だからこそ頑張るお店1軒でも、もしそれが導入されたら頑張るお店1軒だけでも目立つことができるのかな、パイオニアメリッ的な役割があるからこそやるべきという提案をさせていただきました。

その後、先ほど答弁があってP a y P a yのシステムなんですけれども、当時とシステムというか制度は変わってきた、時代も進んできたというのはあるんですけども、変わってきた中で今回オーケーになったというところが、P a y P a yのシステムができて、P a y P a yそのものが認知度が高いという部分でオーケーになったのかというのをまずお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）壇上で申し上げたとおり、それで議員おただしのおりであって、P a y P a yによる周知、それから利用促進ができ、なおかつ市内の店舗でも利用しているところが、本市でいろいろクーポン等を行った中で見えてきているという状況があったから実施に至ったものです。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ほんまに電子感謝券制度というのは、使い方一つで何にでも使えるというのがあります。それで、壇上で質問のときにもお話しさせていただきましたけれども、いろんなところがふるさと納税の制度に参加できるかもしれない可能性が広がる制度で、P a y P a yのシステムを利用したということで、もうやってくれているということなんですけれども、8月から今なんで大した中身って分からないかもしれませんが、もし今の段階でこういうところが使われているよとか、こんな効果があったよとか、言って

もまだ時間がそんなにたっていないんであれですけども、そういった声があるのであれば、お聞かせいただけますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）導入してすぐであるということで、なかなかたちまち効果は出ておらないというのが現状です。店舗等からも利用があったよというような声も、なかなか届いていません。P a y P a yという制度が活用できるということについては本当に周知を図る必要もありますし、問合せ等も少しずつですが増えてきているという状況があります。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）今部長からも出ましたけれども周知の部分、これはどうしても一番難しい。もしかしたら周知が完璧にできたら、どんな制度であっても全部がうまくいけるといぐらいの周知ですよ。それこそ3番議員も広報戦略的なところ、今日一般質問をされておりましてけれども、まさに同じで、何においても周知というのは一番大切だと私も考えております。

ということで、現在活用し始めたP a y P a yの制度をどのようにPRしていくのか。これは消費者側にも店舗側にもなんですけれども、特にふるさと納税なんで市内というよりは市外ですよ、周知しなければならない部分。その辺り何か考えがあれば、答弁いただけますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）P a y P a yの商品券については、本市への訪問というのが前提にありますので、訪問しやすい近隣エリア、特になんば駅等で農林振興課が中心になって南海沿線マルシェなどもやっておりますが、そこでの周知というのが非常に大事な一つではないかなというふうに思っています。

特にどの自治体というようなターゲットを絞っているのではないんですが、今LINEのセグメント等、登録されている方が7,000人を超えてきている状況の中で、やはり本市に興味を持って、なおかつお越しいただけるというようなターゲットの方も本当に分かりやすくなっているんじゃないかなと思います。そういった方向けに情報発信を積極的に行いたいというふうに考えています。

また、市内施設でも、まだまだ市民の方にも周知もできてないところですので、市民の方がふるさと納税をという活用はできませんが、そういったことを周知しながら広めていきたいというふうに思っています。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）よろしくお願ひいたします。次に聞こうと思つたターゲットを絞り込んどるんかというのをまるで予想されたかのように、やっていませんと言われましたけれども、私、過去の一般質問でも、例えば高野山へ行ったら人がいっぱい集まっているやんか、じゃ、そこでPRするほうが効果があるんちゃうかとかというのも言うてきていました。来られる方の半分以上は車で来られている。特に、次の京奈和自動車道のほうの質問にもつながるところはあるんですけども、どうしても橋本市を通過して抜けて行って高野山に行く。でも、もし仮に高野山とかでPRできたら、通る車の一部でも寄ってもらえて、そこで少しでもお金を落としてもらうことが橋本市にとってプラスになる、橋本市で事業をされている皆さんのプラスになると考えております。PRもこれからいろいろ考えていかれると思うんですけども、例えば以前も提案した地域限定のネット広告。これは半径2kmであったりとか、そういった広告もできる中で、例えば高野山だけターゲットにして、別に高野山に何かあるわけではない

んですけども、例えばそこをターゲットに橋本市のこういった制度、Pay Payでふるさと納税をして買物ができるよというPRもできるかと思うんですけども、そういったピンポイントのPR戦略というのはお考えでしょうか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）ピンポイントでの周知というのは、やっぱりすごく効果があるというふうに思っています。ついこの間実施したサマーボールでも、LINEのセグメントであるとか、それからアンケート等も含めて取り組んだんですけども、本当に電話回線が全く活用できなかった、携帯が作動しなかったというような、そんな反省点もあって、追って周知を図るというようなことも、登録をしていただいた方限定になるんですけども、そういう情報発信も可能だというふうに考えます。

高野山をというところについては、今年度高野山会議が開催されて、その場の雰囲気の中で来られる方に本市の情報発信、それから、本市に訪れていただくというようなことがすごく見えてきましたので、そういったところに向けての、改めてふるさと納税返礼品としてのこういった商品券の情報というのを発信することを、来年度は実施したいなというふうに考えます。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）よろしくお願ひいたします。そこばかり狙ったら怒られるかもしれないけど、やっぱりこの辺で一番人が集まる場所というのは今のところ高野山なんで、そこを思い切り、うちらが、橋本市が利用させてもらうのも一つなのかなと。どうしても今ほんまに通るだけのまちになっているこの橋本市で、少しでも人が降りてもらおう。幸いにも、先ほど7番議員の質問でもあ

ったけど、橋本駅電車、今強制的に降ろされるんで、その辺りもひっくるめて、そういった方の一部でも橋本市でお金を使ってもらえるようにしたらええのかなと思いますので、様々な手法、それこそ時代が変わったら手法もどんどん変わってくるけれども、そういった部分でのPRというのはきっちりやっていく。これが今橋本市にとって大切なことやと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

答弁であった八芳園という話が出ました。これは自治体によったら、連携協定とかを結んで積極的にPRというところもあるかと思うんですけども、橋本市の場合はどういった方向で考えられていますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）今年度新規で考えている事業です。産品プロモーションとして非常に事業効果が出せるのではないかなというふうに考え、なおかつ民間企業のノウハウで実施してもらおうと、そんなふうに考えています。

委託事業として実施していただく中なんですけど、市が連携して、それから橋本市の産品であるとかPR、それから販売、料理提供、体験コーナー等をより具体的に設けながら、ふるさと納税や事業者、ECサイトなどの、そういった出口の連携も行いたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）よろしくお願いいたします。ほんまにこういう使えるものはフルで使っていかなことには、やはり近隣の自治体、周りの自治体、日本中の自治体がみんな使おう使おうとしている中で、これは1番になればなるほどメリットが大きいというふうに考えますので、ぜひ積極的に、もちろんあほほどお金がかかるとかといったら話は別ですけ

れども、できるだけ抑えた費用で効果が上がると見るのであれば、ぜひやってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

次がふるさと納税の制度が変わるということで、今月いっぱい新たな制度が始まるということになってきた場合、今回は2次元コードのクーポン券の話ですけれども、制度そのものが大きく変わりますよね。今までやったら、こっちへ持ってきてちょっと加工したやつでも地域の産品でいけたとかというのがあったんですけども、そういった部分もなくなってくる中で、10月に制度が変わったらどんなことが影響があると考えられていますか。

○議長（森下伸吾君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）ご質問いただいた内容というのが、今一番私たちにとっても大きな課題の一つです。ご存じのとおり、ふるさと納税の指定期間というのが、10月1日から翌年9月末まで総務省から指定を受ける必要があります。今回の改正というのが次の10月から指定に係るもので、地場産品であるとか募集経費の基準がより厳格化されるものです。

地場産品基準の中で言いますと、熟成肉とか精米などの返礼品基準が厳しくなって、橋本市は従来から厳しく対応してきたものの、影響は少ないとは思いますが、登録不可になるような返礼品はやっぱり若干出てくるのではないかなというふうに思っています。

特に募集経費、それから返礼品は寄附額の3割以内、また返礼品代、送料、手数料などが、募集経費は寄附総額の5割以内というふうになっておるんですが、今回の改正で今まで経費に入れる必要がなかった人件費であるとか受領書やワンストップの経費、その他の経費などが全て含めて5割以内ということになります。本市だけではありませんが、

多くの自治体が影響を受けることになって、そのルールを無視するというわけには決していきませんので、さらなる経費を抑えたり、寄附額を上げるなどの対応が必要となってきます。

なお、市だけが勝手にこういうことを考えているということでは当然いけませんので、今週から登録事業者の方にも説明会を開催しながらいろんな情報を提供して、一緒に考えていきたいと、そんなふうに思っています。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ほんまにこの制度、ふるさと納税の制度自体が、僕は前から言っているとおり、いつまであるか分からんなというふうに考えていますし、どんどんどんどん縛りが厳しくなっているのです。ただ、とはいえ、この制度というのは橋本市にとって、外貨という言い方が正しいかどうか分かりませんが、もしかしたら自由に使えるお金を唯一ぐらい取り込める制度なので、あるこの制度でいけるところは積極的に取り組んでいって、少しでも多く橋本市にふるさと納税をしてもらえるように、担当課としても何かええ方法がないかというのは、僕らも絶対、議員みんな提案していくと思うので、ぜひ積極的に取り組んでください。よろしくお願いたします。

次が情報発信、京奈和自動車道の横断幕の分なんですけれども、今の質問でしゃべらせてもらったとおり、どうしても橋本市って今、京奈和自動車道ができて通過するだけになってまうんですよ。とはいえ、結構いろんな他府県ナンバーの車ってむっちゃようけ見ます。これを狙わん手はないなど。多分横断幕とか看板という質問は、僕、平成27年と29年にもこういった質問をしています。そのときは、ちょうど四郷のトンネルが抜けるからもっと人は来るやんか、じゃ、この来た人らも橋本

市で降りてもらおうやというようなことを言っていた気がします。平成29年の4月か、この制度が和歌山県のほうで何か明言化されたのかな。当時もできて、やっている自治体はちょこちょこあったんですけども、それが明文化されたのが平成29年の4月。ただ、この中身というのがあくまで看板だけで、横断幕についてはある意味触れられていない。言い方を変えたら、横断幕オールオーケーよ的な、大きさとかの問題はああるにせよ、オーケーというふうになっています。ということは、当時からもできたのかなというふうに私は考えています。

今回質問するにあたって、事前に担当課にこういう質問をしたいんやという話をしたら後ろ向きって感じなんで、私自身、県庁に直で行ってきました。担当課に直接聞いたら、一言、できるよという、それだけでした。もちろん制約等があります。そこについてはよく分かっておりますが、できるよということでした。

ということで、写真、行きましょうか。初めてのこのタブレットで。

これ、伊勢原市、神奈川県です。「世界遺産のまち伊勢原大山こままわし世界一」、例えばこんな。これが中井町というところで、「ミネラル豊富な地下水100%中井の水」。「オンリーワン子育て支援実施中！中井町」。これは東名高速なんですけれども、こういうPRをしています。

次の写真に行きますね。これ、大井町というところなんですけれども、「絶景ポイントまであと79秒（晴れたら…）」。こういうのがあるんですけども。

これを見たときに、今出てきた自治体全部問合せをかけて、いろいろ話をしました。大井町を事例に挙げさせてもらうんですけども、今出ている横断幕については今年の5月

に設置したらしいです。何で設置したんよというのを確認しましたところ、やはりまちの知名度を向上させるプロモーションの目的。役場を訪れる来訪者から、大井松田インター付近の景色がむっちゃきれいやと、そういう言葉が数多くあったと。というのは、これ、今切り通しになっていて、次15秒になるんやけど、やっぱり切り通しなんですよ。15秒走ったらどーんと、こんな感じで富士山が見えてくると。この景色がきれいやんかと。ということでそういう話があったということで、まちの観光ブランディング事業の一環として始めたということでした。設置許可も確認しました。どういうところに確認を取ったんですかと言うたら、NEXCO中日本と協議した結果、あくまでまちの管理橋、向こうではまちの橋梁ですね。町のやつにつけるから、許可等の手続きは一切なく、要らんくて、「落ちらんように気をつけてな」と言われただけですと。じゃ、所管の警察はと言ったら、道路使用許可申請だけ。結局自分のとこのまちに道路占有許可を出しただけでできたということです。

町としては、現在掲げて4か月ぐらいたっているんやけれども、1日当たり約8万台、ここを車が通るということで、少なくとも大井町というのを知ってもらえる効果というのはかなりあると。今後も反響等を見て内容変更とか、これ、今下り線だけに設置しておるんですけれども、上りにもつけようかと考えていると、これはまちの担当者の方が言われていました。

ちなみに、神奈川県も和歌山県も、設置条例とか規則等はほぼ一緒でした。

質問なんですけれども、過去の一般質問の答弁でも、今回一般質問の答弁でも、情報の発信手段として有効だったというようなことやった。僕もそない言われてきたんですけれ

ども、その辺りについて有効だということで、何か調査等をされたのかについてお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）今までの取組みなんですけれども、先ほど議員のほうからもご紹介があったとおり、平成27年3月の議会でこちらの答弁といたしましては、設置費用や安全性、所有者の許可の関係などの観点から慎重に検討していきたいと、この時点ではまだ和歌山県の基準が決まっていなかったもので、明確なルールがなかったというところでこのような答弁になったかと思えます。その後29年3月でのおただしでは、関係機関と調整し前向きに検討していきたいと、こういう答弁をさせていただきました。29年の4月に和歌山県の高速道路等の沿道における屋外広告物許可基準というの、こういうのが示されておりまして、許可の基本方針がここに示されておりまして、言うてみたら、本市独自のガイドラインを作成するまでもなく、この基準に従って取組みを進めることができる状況でありました。

しかしながら、この取組みにつきましては前進しておらなかったことについては、大変反省すべきところであると思えます。今後におきまして、今までどおり広報であったり、ホームページであったり、SNSであったりという発信と同じように屋外広告、横断幕が本市PRの一つのツールとして有効な活用をしていけるように考えていけたらと思っております。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）実は2004年やったと記憶しておるんですけれども、私どもの所属する団体で、京奈和自動車道とは違ったんですけれども、国道24号線に架かる橋本市の橋梁部分に横断幕を設置できやんかと言うて、僕

がまだ議員になるはるか前ですけれども行ったときがあります。そのときは一瞬で、いいですよと言って終わったんです。それはちょうどラブリバーのイベントの内容の横断幕やったんですけれども、そのときは一瞬でできたんですよ。当時が緩かったのか、その辺はよく分からないですけども、そういうこともありました。

当時、今部長答弁を頂きましたけれども、こうやって有効やとか言ってもらえたら、僕、当時まだ議員になって若かったんで、「やった一、これってやってもらえるんちゃうのん」と思ったんですけれども、実際その後うまいこと突っついてよういかなかったと。それが自分にとっても反省なんで、今回新人議員もいらっしゃるんで、みんなちゃんと突っ込んでいきましょうね、その先も。そこが大事です。

先ほどの答弁で、今後活用に向けていろいろ考えていってくれる。もちろん市の中でも協議していかなん部分というのはたくさんあるかと思うんですけれども、内容もまだ決まってないからいつできるよと聞いたところで、そんな分かるかよと言われるのは分かっているんですけども、同じやるんやったら何か政策でもええし、施策でもええし、やはり橋本市をただただ通過されるんじゃなくて、通過していくときにも「おいおい橋本市、こんなんやっとなるんかい」と見てもらえるような情報発信ってしていきたい。

和歌山県、今のところゼロなんですよ、やっているところって。やっぱり僕、1番大好きなんで、パイオニアメリットというのはマスコミの目にもつきやすい。ということは、他力本願で勝手にPRしてもらええる可能性が高いというのもあるんですけれども、こういった部分に関してこれから協議されていくとは思うんですけれども、いつぐらいめどよと

か、難しいのは分かるとるんやけど、聞かせてもらえたらありがたいです。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）ありがとうございます。おっしゃったように、橋本市内の人も京奈和自動車道を通れば、市外、県外の方がご利用される。ここを対象にPRしていくということは非常に有効なPRだと思います。ただ、その内容が、どういう内容をどういう方に向けてPRするのが有効なのかということは考えていかなあかんかなと思っています。設置する場所が、例えばサマーボールがあります。出口は次のどこどこインターとかという、そういうPRなのか、それとも、隣の市町から入ってきた最初の橋のところ、何とかのまち橋本市とか、そういうことが適切なのかということとは一定考えていかないといけないと思います。

これにつきましては、秘書広報課のほうで広報戦略委員会というのを持っておりますので、そちらを中心に進めていかないといけないと思います。ただ、PRの内容につきましては、やはり担当課、担当部署が一番これをPRしたいというのが分かっていると思いますので、担当課のほうとも協議をしながら、秘書広報課が中心に説明を進めていけたらなと思っています。

設置に関しては、安全面とか設置方法というところは建設部のほうとも連携しないといけないと思っていますし、それらを含めまして、この段階を経ないとやはり安全に正確な情報をPRすることができないと考えておりますので、段階を踏んで、できるだけ安全で効果的なPRが早くできるようにという、今の段階ではこういう答弁をさせていただくこととなります。

〔「できるだけ早くします」と呼ぶ者あり〕

○総合政策部長（土井加奈子君）早くします。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。やっぱり使えるものは使っていかと、絶対通過されるだけやったらあかんで、1人でもようけ降りてくれたらありがたいと思います。

最後、公園の部分なんですけれども、壇上でも言わせてもらいましたけれども、杉村やすらぎ広場については同僚議員からもいろんな指摘、過去にも担当課に直で行っているし、予算か決算で私も指摘している内容ってありますので、せっかく全体を見渡せる防犯カメラがあるんやったら、そこだけきっちりチェックしてほしいなというふうに思います。

きのこ公園のほう、名古屋児童公園のほうなんですけれども、ここってコロナのときでもかなり利用されとったけども、やっぱり明けてからというかな、5類になってからは今もすごい人が来ています。とはいえ、過去にもやっぱり花火をやったり夜中に騒いだりということで、近隣から苦情があったりやとか、警察が出動したこともあったかというふうに思います。それというのは、担当課として知ったのか。また、その後どんな対策をまずしたのかという部分についてお伺いいたします。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）お答えします。これまでに管理をお願いしている委託者の方から、数回トラブルについて報告を受けております。

トラブルの内容については、公園内や駐車場で花火をしているというところで、警察が出動をしたこともあると聞いておりますが、何回出動したかまでは把握しておりません。

対策としましては、利用に関する遵守事項ということで、看板にいろいろ書かせていただいとるんですけど、それらを遵守していた

だくようなところをお願いしておるところで、今後については既存の防犯カメラで映らないところもあるため、新たに設置を検討していきたいと考えております。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）ありがとうございます。お願いします。結構映らんところが多いんで、あそこの場合は。ただ、たまりやすいというかな、自動販売機とかもあって結構自転車とかでもすっと集まれてしまうので、過去にもトラブルがあったりしています。ほんで、こっちもありましたやん。言葉をどない選んだらええんか分からんけど、大きいお兄さんが小さい子どもたちからちょろっとお金を巻き上げたりという事件もあったかと思うんですけども、そういった部分については、教育委員会は把握はしてられますか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）いわゆる問題行動ということかなと、そんなふうに思いますが、問題行動につきましては、各学校から定期的に上がってくるというのが、そういうシステムになっております。共有できていたかということなんですけれども、学校が認知してそれを上げてきたことについては、教育委員会内でその当時も情報共有はしていたと、そんなふうに思います。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）今回防犯カメラを設置してよとお願いしたのは、この辺りなんです。どうしても子どもたちが遊びに行ったら、中学生とか高校生とかがおって遊びにくかったという話もちょこちょこ聞いております。ということは、せっかく橋本市、よそからこの公園というのはたくさんの方が来てくれるにもかかわらず、そういったことがあったら、来る人も嫌やし、それがもとで橋本市へ来る人が減ってもかなわんなというような気

がしておりますので、今回この質問をさせてもらいました。

もう一回建設部局に聞くんやけれども、ということは、設置していく方向で考えてくれているということなんですけれども、いつ頃をめどに、どの程度、やはりあそこ今写っているのが、ほんまに駐車場の半分ぐらいと遠目に見た公園というぐらいしか映らなくて、結構死角になる部分が多いかと思うんですけども、いつ頃をめどに何台程度設置を予定されておりますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）いつ頃かということですが、来年の当初予算に向けて計上していくかどうかということのを庁内で検討していきたいと考えております。

それから、台数のところですが、現在の防犯カメラで映らないところの箇所を精査した上で検討していきたいと思えます。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）せっかく人が集まる公園ですので、やはり安心して遊べるように、僕らも歩道とかも回らせてもらったら、昔はお祭りとかほぼ行っていたけど、今公園回りをしています。集まって悪いことをしているとかじゃなくて集まりやすいというところがありますので、その子らが悪いというわけじゃないんですけども、その中の一部の悪い子らがおって公園で遊べれへんとかなくても困りますので、そういった部分も考えて、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君の一般質問は終わりました。

この際、3時55分まで休憩をいたします。

（午後3時44分 休憩）

（午後3時55分 再開）

○議長（森下伸吾君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番6、9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）皆さん、こんにちは。本日、初日最後、第一義会派の最後でございます。同僚議員がすばらしい一般質問をするので、なかなか僕も4期目なんですけども、いつもながらに初心を忘れず頑張らせていただきます。半年空いたんでなかなか緊張というのがするんですけど、皆さん同じ土俵だと思うんで精いっぱいやらせてもらいます。

質問の前に、せんだって地元の清水の交差点にファミリーマートがあります。そこで交通事故ではないんですけども苦しんでいる方がおられて、渋滞が発生して、後続車の一番前の方が救急車を呼んで対応した。その日、県庁へ行く予定やったんですけど遅刻をしました。それはどうでもいいんですけども、何がうれしいかという二つありまして、自分の知り合いの娘さんというか、10代か二十歳ぐらいの子が勇気を出して、普通やったら前に車が止まっていたら追い越していくんですね。それを止まって、どうしたのと聞いた。で、救急車を呼んだ。これがまず知り合いの子やからじゃなくて、地元の子やからじゃなくて、心が温かくなりました。雨が降っているときでした。すばらしいことであると思います。

その次にうれしかったのが、どこの消防もそうやと思うんですけど、特に本市の消防はいつもほんまにきびきび動いて対応がいい。特に若手職員がすばらしい対応やった。どこの現場でも同じやと思うんですけども、神対応というか、あえて議場で申し上げたかったというのがあります。それは全て消防長の日頃の指導のおかげだと思います。

僕、だいたい1年間を通して忘年会シーズンになると110kgになって、夏になると100kgになります。だいたい10kgぐらい前後するんです。最近、ちょっと体に変革がありまして、多分前回一般質問をできなかったからなんだろうなと思うんですけど、今、夏に100kgになっとなあかんのですけど、この間量ったら110kg近くあって、血圧が200なんです。これ、あかんよなという話なんですけど、何とか毎日頑張りますので、しっかりやっていますので、どうぞよろしくお願ひします。消防長、そのときはどうぞよろしくお願ひします。

それでは、議長のお許しを頂きまして、壇上から朗読をもって、大きく二つでございます。

一つ目、区・自治会の在り方について。

少子高齢社会での共通課題の一つがこの質問であると強く考えております。本市の市民協働参画を発信の基礎とも言える区・自治会の在り方をどのようにお考えか。橋本市は区・自治会の長の仕事量が多いのではないかと感じます。今後の見解をお聞かせください。

二つ目、教育所管の施設維持管理について。

維持管理はどこの自治体でも課題となっており、知恵をもってピンチをチャンスに飛躍している自治体は存在しています。本市では老朽化に対して、何年前からどのような調査研究をして維持管理のビジョンをお持ちなのか。また、今日までの5か年とこれからの5か年について、計画についてお伺ひいたします。

明確なご答弁、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君の質問項目1、区・自治会の在り方に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（土井加奈子君）登壇〕

○総合政策部長（土井加奈子君）区・自治会の在り方についてお答ひします。

本市では、平成31年4月に橋本市の自治と協働をはぐくむ条例を施行し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進しています。区・自治会においては、協働のまちづくりを推進していく上で中核的な存在として公共的な役割を果たすとともに、行政の重要なパートナーとして地域の課題に取り組んでいただいています。しかしながら、高齢化や地域コミュニティの希薄化により、加入率の低下など運営に苦慮している区・自治会が増加しており、特に役員の担い手不足は深刻な問題となっています。

議員ご指摘のとおり、区・自治会の事務負担の多さが一因となっている側面があることから、事務の軽減を図るため、令和4年度に生ごみ堆肥化・減量化集団実施奨励金、敬老会事業補助金、行政事務委託料、防犯灯電気料補助金の四つの補助金を一本化し、持続可能な地域コミュニティ発展交付金を創設しました。各部署が持つ補助金などをこの交付金に組み込み、申請の窓口を一本化することで、区・自治会の事務量及び各課部署の事務軽減化を図れることから、現在庁内で協議の場を設け検討を進めているところです。

また、区・自治会の専用アプリである電子回覧板を導入することで、総会や役員会などの開催通知や、災害時の区・自治会への情報提供や安否確認などが可能となり、事務負担の軽減が期待できます。市ではこの電子回覧板の導入に係る費用の支援を実施したいと考えており、今後も区・自治会の事務負担の軽減化に取り組んでまいります。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君、再質問ありますか。

9番 堀内君。

○9番(堀内和久君)ありがとうございます。10分ぐらいで終わらせましょう。答弁は納得しています。ありがとうございます。区長、自治会といったら班長もおられるわけで、区の中に各班があって、年1班長というのもあります。今答弁の概ねが区長についての答弁やったと思います。ありがとうございます。

はぐくむ条例ができてから、市民協働という言葉ができたり、いろんなことで活躍の軸を担うとは思いますが、今の答弁でいうと事務を軽減してあげることを主としているように聞こえたんですけど、事務を軽減するための交付金とかで、区長の成り手不足とかを軽減できるって本気で思っているのかという、その本気度の部分なんですけど、部長、いかがですか。

○議長(森下伸吾君) 総合政策部長。

○総合政策部長(土井加奈子君) 事務の軽減だけではなかなか解決する問題ではないですし、例えば定年延長をして就労年齢が上がってきた、退職する年齢が上がってきたということもやはり区や自治会の事務を担うことのできる人がどんどん高齢化していくというところの一因にもなると思いますし、事務の軽減だけではなかなかならないとは思いますが、一つの要因としてあるとは思いますが、軽減をしていけたらと思います今取り組んでいるところです。

ほかの市町においてもやはり同じような問題、課題が出てきておりますので、そういうところも同じように取り組んでいるようにお見受けしております。

○議長(森下伸吾君) 9番 堀内君。

○9番(堀内和久君) 正直やってみないと分からないので、私も否定はしません。本気で取り組むのであれば一回やってみてほしいと。それで、区長らの事務軽減であったりとか、

感じられる部分があったら、それは部長の答弁が正しかったということで、これから先、間違っていたとしても何らかの寄り添う方法にはなると思うので、前向いた話にはなるかと思います。

答弁であったように電子回覧板とか、今回、DXという言葉がよく出てくるんですけども、今回からこの議場におられる人全てにタブレットが支給されて、予算書とか決算書とかも全部そこに入っているんですね。にもかかわらず、私自身、今この議場で2番目か3番目に若い人間でも紙を読んでいます。すなわち何を言いたいかというのは、デジタル化を進めるイコール事務軽減というのは、部長がおっしゃったように高齢化、割とおいちゃんたちという言い方は失礼なんやけど、僕らの親世代、70歳前後ぐらいの人が区長をしようという傾向が本市にはあります。これについてデジタル化で本当に軽減できるんか。アナログ式でもっと寄り添った協働という名の手の差し伸べ方というのは研究していくべきではないかなと思うんですけど、その点についていかがですか。

○議長(森下伸吾君) 総合政策部長。

○総合政策部長(土井加奈子君) 橋本市の自治と協働をはぐくむ条例の趣旨というのは、やはり地域の住民がお互いにつながって支え合って地域を運営していくということが主なところであると思います。地域にはその区・自治会の組織だけではなく、その中には自主防災会であったりとか、それから共育コミュニティの組織であったりとか、いろいろな組織がある中で様々な方が運営に関わっておられて、そこをつなげていくことでそれぞれの役割というところが担っていけるのかなとも思っています。

なので、多分DXの推進についても、高齢者ができないではないんですけども、

区の中で担っていただける方がその役割を担っていただけるような支援をしていけたらなと思っております。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）区長についてはこの程度で、寄り添っていくことがアナログ式も半分あるのかな。デジタルを使う説明が、これ、アナログなんですよね。スマートフォンの使い方であったりとかいろんなことを当局はやっていただいとるんで、現場に下りて丁寧に説明してあげていただけたらと思います。私自身もタブレットの使い方なんか1%ぐらいしか分からないので、機械の使い方なんて本当に分からないもので、電子回覧板とか、これからいろんな防災機能とか、デジタルになってくるのであればいろいろこれから考えてこなあかんところがあると思います。答弁については結構です。

もう一個踏み込みます。班長ですね。私の近くに住んでいるよく会うおじさんがおるんですけども、班長の担い手についてどう思うと聞かれたときに、私は即答というか答えなかったんです。私は賢堂に住んでいます。橋本市賢堂第3班にいます。10軒から13軒の中の、10年に1回ぐらい班長が回ってきます。それが少しずつ時間が流れて、今7年か8年に1回回ってくるようなスパンになつとると思います。何を言いたいかというのはそこなんです、今回の一般質問は。思いやりがあれば、「おばあちゃん、1人やったらかめへんよ」って。

今回、同僚議員の一般質問の中でもありましたね。健康福祉部長かな、火災報知器の中で、1人でお暮らしになつとる方が5,000人ぐらい。ある程度データは取れとるんですよ。ということは、火災報知器でそれだけのデータを取れとるのであれば、区・自治会の班長の担い手というのも同じような数字で、隣近

所がおれば「おばあちゃんの分、僕が2年続けて班長をするよ」って、これが思いやりの部分ですね。思いやりがどこまで持続可能なんかということをお聞きしたいんですよ。

だから、この班を抜ける方も実際おるんです。この点についてはどういふ見解をお持ちですか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）班を抜けるということは、区の組織からももしかしたら抜けるということにイコールなるかもしれないんですけども、やはりそういうことが少しでもないように地域で支え合っていくところが大事かなと思いますので、市内にある班の中では、やはり家庭の事情とか高齢化、年齢の関係で、班長さんを免除するよとか、そういうところもあるように聞いております。ただ、それは行政のほうでこういうふうにしたらいんじゃないですかという指導というか、していくのではなくて、それぞれの地域とか、班なんか特にそれぞれの班によって状況が違うと思います。班に加入している人数も違えば世帯も違いますし、年齢層も違ってくると思いますので、それぞれの地域に合った取組みを、思いやりを、支え合いをしていただけたらいいのかなと思います。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ここが今回の一番難しいところなんです。ここだけが聞きたかったんです。だから、おっしゃることが現実になれば橋本市ってすばらしい。すばらしいまちであると思います、今日まで。ここからがやはり現実問題、私らの親世代、ベッドタウンでも過疎化してきてる。隣近所というのが空き家が目立つ。これになってきたときに、橋本市内108か109区・自治会があると思うんですけど、さっきの7番議員の下水道、浄化槽の話じゃないですけど、ある程度決めるの

はお上ですね、ルールを決めるのは。こういうはぐくむ条例とか上からのお願い、回覧板を回せ、連絡事項を回せ、これは上からやけど、こういう下の部分というのは私らが決めるところじゃないんだって、こうなるんですね。ここに問題があると思って今回質問をとるんですよ。

何かヒントとか、いろんなところを視察に行っ、消防団でも見回りをしてきていますよ。このお人はおじいちゃん1人で90歳の人でとか、どここのデイサービスに行っるととか、地元で張りついた人はよく知っております。そういうのを情報を共有する部署というのがはぐくむ条例の中核であるべきなんかな、もしくは福祉の中核であるべきなんかな。意外と消防団のほうがよく知っている。これを上から下からじゃなくて、協働というのはどっちから発信しているのという話になるんですよ。失礼な言い方をあえて言うと、上からの伝達はぼんと来るけども、下のくみ上げというのは決められへんというのは、そろそろ通れへん時代になってくるんじゃないかなと。ここと向き合わんと、地方というのは衰退するんじゃないかなということを一緒に考えましょうという、スタートラインの確認の一般質問なんです。

今日は答えが出えへんのは分かっています。せっかくなんで、どなたでも結構ですよ。副市長、あまりしゃべってないんで、この辺の見解を頂いて、一つ目の一般質問、これで終わりますけど、やはり何かのきっかけになることをつくっていただかないと、こっちから迎えに行かないと抜けちゃいます。ひっくり返ってとっても分かりません。こういったことを一回、元総務部長でもあられますし、見解をください。

○議長（森下伸吾君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）非常に難しい問題だ

というように思います。基本的に自治会というのは任意の団体ですので自治会内で話し合ってもらうのが基本だと思うんですけども、やはり役員の成り手というのは今非常に少ないような状況ですので、市としても自治会というのは重要なパートナーですので、自治会任せにするのではなく、そういう中で市ができることについてどういうことがあるのかということ、やはり自治会に入ってお話を聞くとか、そういう場も必要だと思いますので、市としてどういうことができるのかのことで、今後さらに検討していきたいというふうに思います。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）終わろうと言うときながら手を挙げてすいません。地域担当職員とかいろいろおられるんで、一回出前授業で行って、現状をもう一回把握することからスタートを始めませんか。総合政策部長、いかがですか。

○議長（森下伸吾君）総合政策部長。

○総合政策部長（土井加奈子君）おただしのよう、地域担当職員の話をちょっとさせていただこうと思っていたんですけども、今回区長会のほうに地域担当職員が数名ずつ毎月参加させていただいて、区の状況なり、こちらからお知らせすることですとか、それから区のほうからまたご要望のあった説明であったりとかというのをさせていただいて、やはり顔の見える関係というのは大変重要かと思っておりますので、今回、管理職だけでしたものを若手の職員も手を挙げてもらって入ってもらうようにもしていますし、災害が起こったときなどにはやはり顔の見える関係というのが非常に重要となってきますので、今後も地域担当職員の制度を続けていって、また活用していくという方法を考えていきたいと思っています。

○議長（森下伸吾君）次に、質問項目2、教育所管の施設維持管理に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（堀畑明秀君）登壇〕

○教育部長（堀畑明秀君）教育所管の施設維持管理についてお答えします。

施設の維持管理のビジョンとして、文部科学省インフラ長寿命化計画に基づき、学校施設は平成30年8月に、生涯学習施設は令和3年3月にそれぞれ長寿命化計画を策定しています。この計画は、公共施設の維持更新費を適正な水準に抑え、まちづくりの将来計画を形づくるために策定された橋本市公共施設等総合管理計画の下位計画として位置づけています。従来、改築を中心とした整備から、施設整備に長寿命化を図る考え方を取り入れています。

従来、建物に傷みが出てきた部分は応急的な修繕等を行いますが、長寿命化を図るため、築20年程度経過後に機能回復のための予防保全的な改修等を行い、中間期の築40年程度経過後に改修を行います。このように定期的・計画的な改修を行うことで、施設機能を社会的に必要とされる水準まで引き上げることができるため、施設全体の長寿命化を図ることができます。

学校施設の対象については、市内小・中学校19校で、ビジョンの核として、財政負担の軽減と平準化を図りつつ、児童生徒への安全を最優先に良好な学習環境を維持管理していく方針を持って進めています。長寿命化計画の推進により、校舎や体育館の目標耐用年数は80年としています。

生涯学習施設の対象は、教育文化会館・公民館や学校以外の体育館・グラウンド・テニスコート・プールなどのスポーツ施設、産業文化会館、児童館・子ども館、郷土資料館等

であり、施設を現地調査し劣化状況を評価した上で、施設整備の計画を策定しています。ただし、国の補助制度の動向等により柔軟に見直しを行います。

これまでの5か年の施設整備の内容としましては、学校施設・生涯学習施設ともに劣化状況やランニングコスト等を勘案し、優先順位を定め、学校施設では、応其小学校・西部小学校の長寿命化工事、学文路小学校の大規模改修工事をはじめ、小・中学校への空調設備の整備に取り組んできました。また、トイレの洋式化・乾式化への改修や、劣化状況により外壁改修・落下防止などの防災機能強化事業、さらにLED化照明器具取替修繕などについても随時実施しています。

生涯学習施設では、産業文化会館の屋上防水外壁塗装、学文路スポーツセンターのトイレ改修などを実施しました。今年度は学文路スポーツセンターのテニスコート1面の改修や伏原体育館の長寿命化改修の設計を行っています。

これからの5か年の計画についても、学校施設、生涯学習施設ともに長寿命化改修を核として、学校施設は、児童生徒への安全面と学習環境の充実を継続して図れるよう、また生涯学習施設は、利用者の安全面と施設環境の充実を継続して図れるよう、計画的に整備を推進したいと考えています。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君、再質問ありますか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）どうもありがとうございます。たくさんあるので端的に行きたいと思えます。通告外ではないのできちんと精査してやっていきたいんです。最終的に聞きたいことというのはまた別にあります。きれいなご答弁を頂いとるんですけど、5か年前後、長期総合計画と同じようなスパンですね。ち

ようど5年前と折り返しの5年後ということで、だいたいそこにベースを合わせて、本来であったらタブレットを使ってテレビ画面を見てくださいというふうにならなかつたかなと思つたんですけど、課題が多過ぎて細か過ぎるんで説明する自信もございませんし、今回は産業文化会館とか生涯学習の部分と学校教育の部分、端的に必要な性の高いところ、あと答弁のとおり長寿命化というのが3か年計画で動くんで、これを軸にあつた必要な部分、あと補助金のタイムリミット、この辺の観点で再質問をさせていただきます。

まず最初に、計画というか、教育総務課で今答弁いただいた部分で、過去5年とこれからの5年についてのバランスですよね。この10年でだいたいこれぐらいしていきたい。財政に対してこれぐらいするんでという指針を出して、これぐらいの予算であればついていきますという、そういう協議というのはしとると思うんですけど、今日までの5年とこれからの5年のバランスというのは半々ぐらいであるべきなかなというの、これ、一応計画どおりというやつですね。でも、あと駆け込みでいく部分も多少は仕方ないかなと思うんですけど、この辺について最低でも四分六であつたりとか、過去が4、これから6とか、教育部長はどんなふうな感じを受けておられますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）ただ今のおただしですけれども、過去5年、今後5年について、基本的には今ご説明した長寿命化3年で1校というペースの長寿命化改良工事、そこに各学校の施設改修がついていくというふうな形になるんですけども、私としましては、過去5年、今後5年、規模的には同じようなペースでいけるというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ありがとうございます。四分六か五分五分、四分六は僕が勝手に決めとるだけなんで、五分五分ぐらいのバランスで思つてくれとるという答弁やと思うんですけど、そういうふうにご答弁いただくと次から僕の一般質問の再質問が増えてくるわけでありまして。この前の臨時議会でも申し上げたとおり、決して意地悪を言つとるわけじゃないんです。必要なものは必要なだけつくる。お金がなくても、これは市長がやれという許可を頂いたら、借金をしてでも子どもたちのためにやればいい。スポーツ環境を整えていく。教育設備を整えていく。

長期総合計画の132ページ、学校教育という部分があります。これの目標値というのが、目標値が95%って書いてあるんです。「安全安心で豊かに学べる学校の実現」、これ、ソフトもハードも入つとるんかなと思うんですけど、一概にハードとは言えないと思うんです。この95%とその施策内容。133ページ中段、読みます。「子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現し、持続的で魅力のある学校教育が実施できるよう、学校の配置やその設備の維持管理、学校間の連携の在り方を検討します。」その下、「学校施設等について、老朽化の状況や質的改善を考慮しながら、計画的に長寿命化を図ります。」これのパーセンテージというのが95%なんですか、10年で。いかがですか。この95%というのはどの辺を指しとるんですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）この目標値95%というのは、教育委員会の計画であります学校施設長寿命化計画、これの達成目標というふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ついでに紹介しておきます。生涯学習の135ページの部分、「市民活

動をしている人材や団体をいかせる場づくりを推進します。」また違うページ、生涯スポーツのところですね。137ページ、「スポーツ活動の推進にあたり、安全で利用しやすいスポーツ施設の充実が必要不可欠となりますが、利用者の安全性及び快適性の維持をメインに点検業務を強化し、事後保全とならないよう、予防保全を心がけ、スポーツを実施する環境整備を図ります。」ここは達成率というよりは社会体育施設利用者数の目標なんで、これはハードの部分ではないと思うんで、教育大綱もいろいろあると思うんで、一応分母というのはパーセンテージで決まっていると思うんです。部長の答弁が過去5年とこれからの5年が半々である。

ここからが踏み込んで聞くんですけども、学校現場ですね、過去5年でいうと、令和元年かな、西部小学校があったんかな。令和2年も西部小学校、これ、長寿命化ですよ、多分。そのときのメニューがそのときあったと思うんです。次、令和3年も西部小学校と、ここから設計の城山小学校が入るんですね。次、令和4年、5年、6年、今ですよ。城山の長寿命化、いろいろメニューをぶち込んでやっているんですよ。合っていますよね。もし違っていたら言うて下さいね。次、後期、令和7年、8年、9年というのは、何かのひびが入ったり壊れたりしたら優先順位が教育委員会で変わるかもしれないけども、一応隅田中学校の予定なんですよ。10年の紀見東中学校というのに設計とかかかっていくと。これが計画やと思うんですけど、長寿命化というのは3年に1回しかできないんで、ここは意地悪なことを言わないです。これはずっと3年でやっていって、その建物が生まれたときから80年たつであらう。これぐらいにうまいことずらして合わせていきますというのは理解しています。

私が聞きたいのは、過去5か年と今からの5か年の割合が、答弁はおかしいということをお願いなんです。なぜかという、そこから私、8年ぐらい前に水銀灯は製造中止になります、LEDにしないとイケない。保健福祉センター建設のとき、当時の副市長に、せんど20億円の物件が11億円で落ちたということもあったんで、太陽光パネル、旬のものをやとるんですね。LED、多分橋本市内で一番早かったと思います。そのとき同時ぐらいにできたのがあやの台小学校と橋本小学校ですよ。同じような時期にできました。なぜこれ、LEDになってないのという話なんです。気づけへんだ私らも悪い。過去のセンスと過去の議決が悪いと思っていただいて結構です。知らんだ私らも悪い。そういうところからちょっとずつずれてくるんですよ。

ということは、これからしないといけないのは長寿命化をベースにトイレ乾式化とか言うていましたけど、潔癖症の話はまた教育長とすると、トイレの分はあと何校残っておるのか。LED化、ほんで特別教室の今回も補正が上がっていますけど空調、体育館の空調、それで、さっき言いましたけど小・中学校と体育館のLED化。生涯学習課でいうと、学校施設じゃないにしろお金を頂いて使っていただいとるLED、バスケットリング。この辺のバランスを考えたときに、これからの5年って結構地獄なんじゃないですか。お答えいただけますか。

○議長（森下伸吾君） 教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君） 今おたただしいいただきましたところ、小・中学校のLED化でありましたり、トイレの改修工事でありましたり、また空調整備でありましたりというふうなところでご指摘いただいておりますけれども、過去5年のところでも市内の小・中学校、普通教室、特別支援学級一斉に令和2年度に

空調整備をさせていただいてございます。今回、小学校の特別教室のほうに3年計画で、だいたい4校から5校辺りで整備を進めていくというふうに考えておりますので、全体にかかる負担というのは、個々に細かい工事はありますけども、全体量としてはそんなに過去5年と変わらないような形になつてくるのではないかと考えています。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）そしたらもう一個つまんで聞きますけど、LED事業については、補助金、けつ切られていますよね。令和7年かなんかと違いますかね。今令和5年ですよ。6年度、7年度で手を挙げていく、もしくはもう手を挙げてある。3校、4校ずつやって3か年にするとかそんな話。また陳情に行って、補助金とかそんなを1年延ばしておくれよとか、そんな陳情に行くと仮定しても、令和8年までに全部終わるって、これ、ぶっ込んでくるわけですよ、過去にやってないから。これだけでもオーバーしとると僕は思うんです。

それプラス、生涯学習課、スポーツ振興公社が所管しとるところ、体育館のシャッフルしていますよね。バスケットリングを使えれへんだらあっちへ行け、おまえはんらはこっち行けて、こんな整合性も取らんむちゃなことね。さっきの一般質問じゃないけども、上からのお達し、お上のお達しですつと変えられて、金額も違うし大きさも違うんですよ。こんなむちゃなことをして、ほんで自分らの業務は淡々と五分五分やって。僕、逆に言いたいのは、人が足りてないのと違いますのと言うたときに、前の臨時議会で足りてませんと言うたじゃないですか。五分五分でいっとったら、足りてない、しんどいという言葉、おかしくないですか。

片や副市長は、こういうことはよくあるこ

とですと。ここに今、5級職員1人、4級職員はいない、4級の仕事を5級がすることはたまにあるかもしれませんが。でも、4級レベルの仕事をみんなでカバーするとか、3級、2級、会計年度の職員、それを根拠に会計年度を募集しても来ないでしょう。ベテラン選手があともう1か月、もう1か月おってくださいと頼んどるんでしょ。チーム教育総務課はどうなつてくるんですかという、倒れますよって、心配しての一般質問なんです。ここに子どもの環境を整えるためにそれなりの選手を入れないと、サマーボールやったらこの季節でこれぐらいの時期が忙しい、納税課やったらこれぐらいの時期が忙しい、1年スパンでだいたい見えるんですよ。生涯学習やったらこれぐらいからマラソンや、これぐらいのときに学びの日をするって。1年でやるとるんじゃなくて、10年の長期総合計画の折り返しのときに、6年、7年が地獄になるのではないかと、これからしんどいのではないかと、これを要らん世話かもしれないですけど、それを教育部長に問うとるんですよ。これでちゃんときちっと淡々といっとるというふうに言えるんですか。お答えいただけますか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）ただ今のおただしですけれども、学校施設の改修工事関係につきましては、教育総務課の施設係だけではなく、建設部建築住宅課の協力があって成り立っているものです。現在工事の数はあっても、建設部建築住宅課のほうは協力的にいただいていますので、特に工事のほうは、当面は負担をかける部分、慣れないところで負担をかける部分もあるとは思いますが、建設部建築住宅課に協力いただければやっていけるというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）普通にやっていると
いうふうに解釈してよろしいですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）そうですね、やっ
ていけると考えています。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）そしたら、建設部長、
お待たせしました。多分行くでと言うとった
の、行きましたね。

通常業務で財政ベースでこれぐらいの事業
があるよとか、教育委員会部局と建設部局で
お話しとか、事前に入っている部分という
のは理解して、建築住宅課の図面を引ける人
が構えてくれとるといのは分かっています。
課長を筆頭に能力の高い人たちがおるので、
それは分かるんですけど、それ以外の計画の
もんがぶっ込んできたときに、そっちも今度
オーバーワークになると違うんですか。お
答えいただけますか。

○議長（森下伸吾君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）今建築住宅課の業
務全般のところから言いますと、教育委員会
部局の仕事だけではなくて、市営住宅とか庁
内関係とか消防関係とか、様々な建物全般の
ところの業務を行っています。そのうち教育
委員会のところの業務量で言いますと、今の
ところ、いろんな事務的な業務も含めて3分
の1ぐらいの業務が教育委員会部局のところ
の業務と思っていまして、それらのところを
建築住宅課の技術職員6名でやっているとい
うのが実情で、今後のところで事務量が多少
の増減はぐんとあるんかも分らんのですけ
ど、市全体を見ると、財政的な面からも公共
施設の整備計画もある程度年間の平準化が事
業費ベースではされていると思いますので、
その事業費ベースの平準化のところから考え
ると、突出した事業量がどこかで増えてくる
というのも考えにくいかなというところで、

今のところの人員体制でやっていけるのかな
と考えております。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）しっかり答弁したことは
覚えておいてくださいね。申し上げますね。
教育部長、前回の臨時議会で話をしたら、人
が足りてないとたしか議事録に残ったと思
うんですよ。それと今の答弁と整合性が取れ
ない。どっちがほんまなんですか。普通にや
っていけるといいう今の新しいのがほんまの答
弁なんか、前は実はいっぱいいっぱいやった
けど、あれから人がちょっと入れ替わったの
でましになったからいけると答えたのか、ど
ちらですか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）前回、私の発言で
1名増員していただくことになりましたので、
3名体制でやっているということでやってい
けるというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）学校教育課も遅くまで
残って頑張ってくれとるし、教育長、もつと
ええことで質問をしたいんですけど、その辺
一番近くでおられるトップ、教育部局のト
ップの中で、この人らはほんまにオーバーワ
ークぎみで、よくやってくれとると思うん
ですよ。でも、山積しとる課題が、僕の勝手な見
解ですけど過去5年淡々と一生懸命しんどい
なりにやってきた。次の5年となったときに、
前よりも2割も3割もこれからの5か年のほ
うがしんどいと僕は思って質問をしとる。教
育長の見解はいかがですか。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）私自身、工事の量と
いうか、それについては計画を見てどれぐ
らいの量がこれから計画をされているとい
うことは把握しております。ほんで、専門的な観
点からいうと、どれぐらいのことをしてい

なあかん、それにはどれだけの人が要るって、その辺りのところは見えないところがあります。けれども、計画を立てる段階で関係のところと話し合いをした上で、この計画でやっていきたいと思いますということで今の計画が立てられていると私自身は認識しております。その中でプラスアルファで何かしていかなあかんような、対応していかなあかんようなことというのは当然出てくるかと思えます。そうなってくるとプラスアルファというところが出てくるかと思うんですけれども、今の計画の段階で今のことを進めていくにあたっては、今立てている計画の中で進めていけるという判断の下に進めているという認識は持っております。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）分かりました。

そしたら、当局側にお伺いいたします。僕の勘違いでしたらおわびしますが、僕はやっぱりちょっとバランスと、しんどい思いをしとる職員がおると思うんです。これから山積になつとる山積み、5年5年の五分五分の割合じゃないから怒つとる一般質問ではなくて、そんなことどうでもいいんですよ。これからの5年、市長の施策、長期総合計画、これからの山積が載ってくるけどもクリアしてほしい、補助金を取れるものは取ってほしい、子どもらの環境を整えてほしいという観点で、僕、二、三人ぐらい、会計年度もあと1か月で終わる人もおられるみたいですし、やっぱり数が足れへんと思うんです。

市全体が足れへんのは分かつとるんです。でも、営利目的の行政じゃないので福祉、教育。福祉は、この分母に対して国が決めたらここまでのサービスしかできないじゃないですか。でも、教育は親方が変われば何ぼでもぶち込めるわけですから。収支のバランスさえよければ、ここはやっぱり打って出るところ。

僕はほかにも質問をしたいこともあるんやけど、ここは見とつてもあまりにもしんどなっていく職員がこれから出てくるのが、若い人を潰してはいかんと思うんで質問をしとるんです。人事の担当、市長、副市長、どなたでも結構です。僕はあと2人ぐらい。技術屋もほんまは入れたってほしい。いかがでしょうかね、僕の提案というのは。

○議長（森下伸吾君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）堀内議員の質問にお答えします。

まず、工事の計画ですけども、私たちは必ず公共施設整備計画に基づいて計画を進めていきます。そして、学校も当然そういう中に、どういう整備をしていくのかというのをこの10月の実施計画の中で決めていきます。それで、財源についても確認をします。文部科学省の単価は安いんで結構お金はかかるんですけど、例えば経済対策で補正予算が出てきたら、それを令和6年度にする事業を前倒しにして、令和5年度の補正予算を使って、そして市の補正予算を使うということは補助裏に補正予算債をはめれるんで、交付税で戻ってくるケースがあって現金も縮小できるということになります。

確かに、これから心配しているのが、緊急防災・減債事業債が令和7年度で終わる。それから今総務省関係でこども園計画であったり、今紀見公民館と郷土資料館を造っているそういう補助金も、有利な起債が終わるという話もありますので、そして国土強靱化の予算、これも学校改修にほぼ使っていますので、これさえややこしいところも今出てきているんで、できるだけ私たちとしてはそういう有利な起債があるうちに事業を進めていきたいというふうな、これは財政的な見地から常に考えています。

ただ、教育委員会は時々遅れて突飛なものが出てきたりしてきますので、それはその都度、本当は長寿命化をしたときに特別教室のエアコンなんかをつけといたら、一緒に工事を入れておいたらよかったという、そういう反省も最近どんどん出てきたりするんで、これからは長寿命化についてもやはり施設全体を考えて、今やっておくべきことは何かというところを検討しながら整備を進めていきたい。だから、財政のバランスも、ひよっとしたらそういう緊急防災・減債事業債とか最適化債とか国土強靱化の予算であるとかが非常に厳しい状況になるんであったら、逆に事業を前倒ししていくということも必要かなというふうに常に考えて、財政課にも何がはめられるんやというところもしっかり協議をして、やはり市の負担をいかに抑えていか、子どもたちのために教育環境をいかによくしていくかという問題も出てくると思います。

タブレットが今度交換時期が来たときに、国から金がもらえるのか、市単独でやるのかということ。エアコンも7年ほどしたら改修せなあかんというふうにも思います。そういうふうなところも計画的に進めていこうと思っています。

人については今、実は今年5人技術職を採用したんですけども、既に2人断られまして、9月1日付で途中で採用した人を来てもらっています。今後さらに技術職の採用も、2人抜けた分プラスで再度募集をして技術職を増やしていくということ、今後もう少し技術職を増やしていきたいというふうに考えています。特に50代が多いんで、あと10年したらごっそり抜けられると大変なことになるので、その穴埋めもしていきたいというふうに考えています。

教育委員会の人事についても、必要なところにはつけていくつもりでいてるんで、今年

も事務職員、既に合格通知を出して多めに採っています。ただ、教育委員会にも業務の進め方をもうちょっと考えてほしいなど。本来、適正規模、適正配置のところも、いつの間にか3階に上がってて、別に事業をやっている。じゃ、今人が少ないというのであれば、そこを教育委員会の総務課のところに置いておいてうまく人を使ってもらっていたらよかったのかなというふうにも思いますし、今後、これから人事をやっていきますので、その中で適正に配置をしていければというふうに思っています。

今、課長が係長兼務でやっていますので、それは気の毒かなというふうには思いますので、できるだけ人員的には、十分とまではいきませんが、かなり人員的な部分についても配慮していきたいというふうに思っています。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）市長、どうもありがとうございます。僕が言いたかったのはそういうことなんです。だから、都合の悪いところは職員課へ行っても、教育委員会部内の人事なんで口を出せれへん。ほんで教育委員会へ行ったら適正ですと。ほんでこうやって今市長の答弁を見たら、上げ方がどんくさいからどうのこうの。ほんで財政的にちょっとぶっ込んでいって、橋本市の船をうまいこと動かすための財政の話は満点やと思います。そういうふうに、あれだけの財政課長がおればどんなでもできるんでしょうという話になるさかいに、まだまだ余裕ですよ、あの財政課長は。だから、もうちょっとぶっ込んで金も算出はしてくるであろうと思うんですけど、でも、それに対しての市教育委員会部局のマンパワーがなかったら、技術屋も待つとるわけで、財政もまだいけるぞって仮になったときに、ここで僕、市長に言いたかったのが、

あと、昔みたいに技術屋を1人か2人、教育委員会ね。上下水道部長、教育委員会で行っていたことありますよね。あんなときみたいに、給食センター最適化事業債の給食センターで元部長が行ったりとか、ああいう技術屋をあそこへ配置して、教育委員会部内をもっと円滑にいかすために、別に赤字でも何でもかめへん。教育委員会にあと2人ぐらい入れて、一定の期間までどないかならんかということをお願いしたかったんです。

ここから再度、教育部長に聞くんですけど、市長が入れてくれそうな感じなんで、これは言おうか言わんとこか迷ったんですけど、せっかくなんで言わせてもらいますわ。こндаけ適正やかやっつていっつる中で、じゃ、聞かせてもらいますけど、なぜ遅くまで働いているんですか。オーバーワークとかブラック企業とか、学校の先生でもそうやと思うんです。教育長なんか、学校の先生、教員の方たちがこれ以上オーバーワークしたらあかん、ブラック企業になったらあかん、頑張らなあかん、助けなあかんと思っているのに、教育長、端で見とって、私はここまでしか分かりませんって。明らかに自分が帰るときみんな仕事をしとるじゃないですか。こんな教育長に言うたら失礼やけど、いじめを見逃しとるのと一緒ですよ。止めれへんだら、一緒にやっつとるのと一緒ですよ。

教育委員会というのは聖域やから正直であらなあかん。私はそれが腹立つんですよ。しんどかったらしんどい。ここで言わんと自分の部下を潰すことになるんやでって。だから、僕はこの質問をするんですよ。言うたらつけてくれるでしょう。副市長に怒られるのが怖いんですか。こんなことでは教育の改革とか整理ってでけへんのですよ、環境整備というのは。だから、タイムカードを見たら分かるでしょう。僕も夜、前を通りますよ。ずっと

電気がついとるよ。サマーボールの経済部が、ちょっと前の時期に電気がついとる。これは仕方のないことですよ。教育委員会がはよ帰つとるところって見たことないですよ。職員課に聞いたら、1か月で60時間超えたら産業医、3か月で40時間、50時間超えたら産業医、今そないなつとるんと違うんですか。これで適正な分配やっつて言えるんですか。正していただけますか、教育長と教育部長。僕、これを言いたかったんよ。

○議長（森下伸吾君）教育長。

○教育長（今田 実君）今ご指摘いただいているところについては、課題があるというのは、そこは私自身は認識しております。していかなあかん仕事というのもあります。その中で例えば教育委員会内の事務改善委員会、その中で今のような話をしてどうしていくかというようなことを話をして、それを持って市全体の話につなげていくとか、そういう方法で今までも取り組んできている部分はあるんですけども、なかなか現実、そこが改善できてないというのはある部分が、今指摘されているところがあるかと思えます。

今後についても、今市長からも話があったようなところもあるんですけども、私たち、もう一度そこのところは見詰め直して、事務改善委員会の中でどのようにしていくのがいいのか、今指摘されている職員の置き方なんかのことも言われていますけれども、そんなところも全部含めた上で検討していくというのが大事なことかなと、そんなふうに思いますので、そこのところは進めていきたいと、そんなふうに思います。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ちょっと血圧が上がって、大変失礼しました。でも、正直に向き合わないで前向いて行かないですよ。結構消防長はうなずいているんで、消防長にはザック

balan でぶつけたらちゃんと返してくれる、裸の付き合いですわ、はっきり言うて。こう思うんですわと言ったら、私もそう思っています前向いて行くんですよ。病院もそうあるべきですよ、これから。次また質問しますけど。

教育委員会がどこの自治体もやっぱり子どもを育てる、育む、この基本というのが、別に東大へ入れれ言うるとるわけと違いますやん。塾ばかりもうかっていきますやん、塾の経営者には失礼ですけど、何しとるんやっとなるんで。今の市長は教育と福祉には結構来ると、予算の流れは、よそに比べると。なぜ利用しないのよ。市長室へ行って座り込んだらええじゃないですか、人をつけてくれと言うて。それぐらいしてあげないと、若い人がこれから少子化で、さっきも市長が言うていましたけど、採用しても断られるとか、逆にどっかが保険で、橋本市が一番の優先順位やと思ってくれるようなまちであらなあかんですわ。去年の子なんかでも、コロナが明けて一発目に入ってきた子かな、脂が乗るとるし、元気ええし、ええ子が入っていますやんか。そういう人らの10年後というのが、橋本市が輝くべきなんと違うんですか。それが長期総合計画、絵に描いたもちじゃない計画であらなあかんと違うんですかということをお願いいたします。全ての分野に羽ばたくことやと思うんです。

議会議員は4年に1回、ちょっとずつ誰ぞ減ってくるんです。新しい若い人というのは、20年、30年勤続で橋本市をつくってくれる人やと思うんですよ。その中で教育というのはどの分野よりも、やっぱり一番重点であるというかな、そういう位置づけであらなあかんと思うんですよ。教育委員会が暗い。僕、ここで1個おわびしたいんやけど、教育委員会、教育長、教育部長を訪ねても折り返しもない、

連絡もないって、ちょっとかちんときて大人げないことを言うた。これをおわびしたい。なぜかという、多分折り返したり、教育長、教育部長に伝えるぐらいの余裕がなかったんやと思う。忙し過ぎて、おれが視界に映つとる、映ってないの議論じゃなくて、嫌われとったらしゃあないんですけど、でも、折り返しがないということは多分必死やったんと違うんかな。学校教育課長らも常に必死ですわ。あの空間がすごく必死なんですよ。その辺の職場改善というのをきっちり当局に腹を割って話して、人を採ってきて、ここで平行線をたどったら今度こっちに僕は矢が向くんですわ。あそこあそこ無駄やっ。DMOがどうのとか、話になるんですよ。だから、しっかりやっていただきたい。どこの分野もうまいこといってほしいんで、だから、しっかり教育長と教育部長は厚かましくあることが教育委員会の繁栄であると考えます。

最後に教育部長、何か答弁をください。お願いします。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（堀畑明秀君）議員のお気持ち、おっしゃられることは十分分かってはいますし、先ほど教育長からも述べていただきましたが、課題があるということも十分認識しています。若い職員を潰さないようにしっかりと時間外等についても十分注意をして、業務の分担等についてもしっかりと割り振って、個人に負担のかからないようにやっていきたいというふうに考えています。

○9番（堀内和久君）終わります。

○議長（森下伸吾君）9番 堀内君の一般質問は終わりました。

○議長（森下伸吾君）お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会し、明9月12日午前9時30分から会議を開くこと

にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんの

で、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでございました。

（午後4時52分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 森 下 伸 吾

6 番 議 員 高 本 勝 次

16 番 議 員 土 井 裕 美 子

